

# 輸出振興外貨資金制度

昭和二十六年  
大臣官房総務課

国立公文書館
経済産業省
平成23年度
つくば書庫7
7-45
345



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

輸出振興外貨資金制度

(一) 昭和二十六年  
大臣官房総務課

課

輸出振興外貨資金割制度

(一)

昭和三十六年  
昭和三八年

## 目次

- 一 輸出振興等外貨資金制度の改正について（ホド、アーカンスル）昭二八・三・  
 一 輸出振興外貨資金制度に於ける輸入外貨資金の割当に関する事項（一部未確  
 づりて）二八・四・一・二八・二月十四日次官通牒
- 三 輸出振興外貨資金制度の改正について（二八・二・二日から実施、地下準備を行つため  
 確認記録の事項を別表として付す。主取手は支那銀行の事項を記載せしむ  
 る。）
- 四 輸出振興外貨資金制度の改正について（ドルは固定して他の幣は禁止し、年率最高15%とし。  
 五 “ ”  
 六 輸出振興外貨資金制度について（昭二七・十一・一大統、通志吉田通牒の発布）  
 七 滞先外債利息の改訂について（昭二七・十、積金と青年との方針に準據）  
 八 債券外債資金使用金（昭二六・八）一括割算見局事務所である支那銀行の為替業者  
 九 輸出振興等外貨資金保用料特別徴収規則（二八・六・一）登録  
 十 輸出振興等外貨資金保用料特別徴収規則（二八・六）登録

## 別紙一

輸出振興外貨資金制度の改正に伴う貨物の輸入について（昭二七、六二〇）  
通商 振興局

輸出振興外貨資金の用途の内、貨物の輸入については、「輸出の振興及び經濟の復興、安定に寄与すると認められる貨物」とするが、その運用については概ね左記の通りとする。

## 記

一、左に掲げる貨物の輸入は認めない。

(1) 法令により輸入を禁止されているもの若しくは輸入貿易管理令以外の法令により、登録許可等がなければ輸入、販売又は所持することのできないもの

（例 薬品、塩、銃砲火薬類）

(2) I・M・O物資（例 ニッケル鉱石、コバルト鉱石、タンクステン鉱石、ミリブデン鉱石）

(3) 前号の物資以外のもので国内において割当又は配給の対象となつてゐるもの（例 米）

(4) 關稅定率法別表に掲げる税率四〇%以上のもの

(5) 銀、白金等の貴金属地金

(6) 宝石類

(7) 美術工芸品

(8) 現像された映画フィルム（産業用のものを除く。）

二、所謂「在日外国人用品」については、一般外貨予算によりその輸入を行い、輸出振興外貨資金により輸入することは認めない。

三、雜輸入品目の内輸出振興外貨資金による輸入を適当と認められるものについては、輸入を認める。（例　電線、絶縁材料、補助可塑剤、熱媒体、農薬）

四、「輸出の振興及び經濟の復興、安定に寄与すると認められる貨物」に該当することの明瞭なものの輸入についても国内産業との調整は当然考慮される。（例　蒟蒻、化学薬品類）

上里文

通商産業省令第ノ号)に規定するものをいう。)とともに送付  
その審査を受けるものとする。」に改める。  
記第ノ項の次に次のノ項を加える。

ノの2 日本銀行からその審査済記録書の送付を受けたと  
は、確認記録証として、遅滞なく、申請者に交付するものと  
る。

記第5項を次のように改める。

5 昭和28年2月14日以前に、外国為替銀行の確認を受けた  
確認記録証について、日本銀行の審査を受けるため、申請がさ  
つた場合には、遅滞なく、日本銀行に送付するものとする。

(2) 前項の規定により日本銀行の審査を受けた確認記録証が送  
付されたときは、遅滞なく、申請者に交付するものとする。

番 号  
年 月 日

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵省為替局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されました。その改  
正点は次の通りです。

- 1 従来外國為替銀行かぎりで輸出振興外貨資金確認記録証(以下「確認記録証」という。)を発行していたのを、日本銀  
行の審査を経なければ発行しないこととした。
- 2 許可または割当の申請の際に、従来日本銀行本店で行つて  
いた確認記録証の事前照合を、事後審査するにとめた。
- 3 輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、名古屋  
および大阪の各通商産業局でも割当事務処理ができるよう  
した。

なお、昭和28年2月14日以前に外国為替銀行で確認された  
記録証については、日本銀行の審査を受けなければ新手続による  
簡素な事務処理ができないから、許可または割当を申請する前に、  
日本銀行の審査を受けるようにされたい。

番号  
年月日

註：新規記録高は日本銀行本店の確認記録証受理日とする。

別添様式 輸出振興外貨資金使途別許可額表中「代理店手数  
等」を「輸入」に改める。

各外国為替銀行 あて

大蔵事務次官

通商産業事務次官

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付政令第55ア85号、26振第2  
55号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を  
簡素化することについて」を通知したが、今回上記通牒の一部を  
次の通り改めることとしたので、よろしく取扱い方をお願いする。

記第1項中「そのうち1通を確認記録証として当該記録書を提  
出した者に交付し、その写1通および当該輸出にかかる輸出申  
告書の様式を定める命令（昭和24年總理府令、大蔵省令、通商  
産業省令第1号）の規定による輸出申告書（昭和26年7月1日  
から同年12月31日までの間に輸出によつて取得された外貨資金  
にかかるものについては、輸出申告書または手形送付状の写1  
通を日本銀行本店に送付するものとする。」を「最寄の日本銀行  
(支店および門司事務所を含む。以下同じ。)に輸出申告書（輸  
出申告書の様式を定める命令（昭和24年總理府令、大蔵省令、

2 許可の申請が起算日から起算して7箇月以内になされてい  
ること。

3 別表第3第ノ号(渡航費)に掲げる費用の外國へ向けた支  
払にかかるものであつて、大蔵省爲替局長および通商産業  
省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につ  
き外務省内に設ける海外渡航審査連絡会の承認を受け同表第  
5号(支店、辦在員の費用)に掲げる費用の外國へ向けた支  
払にかかる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等販賣  
運営連絡会の承認を受けていること。

4 輸出振興外貨資金の額が外國爲替予算の範囲内であつて、  
かつ、当該申請が政令第22條各号の基準に該当してないこ  
と。

別紙第4項の次に次の2項を加える。

(通商産業大臣が割当をした場合の処置)

の3 通商産業大臣から外貨資金割当申請書に添付された確  
認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本銀行  
に送付されたときは、日本銀行は、当該確認記録証が保管さ  
れている当該確認記録証の写と相違ないかどうかを審査する  
ものとする。

の3 日本銀行は、申請にかかる金額が確認記録証記載の  
金額に満たないときは前項の審査をしたのちにその差額を記入し

た差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付する  
ものとする。

別紙第7項中「日本銀行」を「日本銀行本店」に、「ク日」  
を「ノ箇月」に改める。

別紙第8項中「日本銀行」を「日本銀行本店」に、「ノ5  
日」を「末日」に改める。

別紙第9項を次のように改め、第ノの項を削る。

タ 日本銀行本店は、昭和22年3月ノタ日以前に銀行の確  
認を受けた確認記録証が銀行から審査を受けるため送付さ  
れたときは、保管されてある当該確認記録証の写と合致し  
ているかどうかを確かめ、合致しているときは、審査済のス  
タンプを押さつして、遅滞なく、提出した銀行に返却する  
ものとする。

別紙第5を削る。

別紙様式輸出振興外貨資金戻高表を次のように改める。

別紙様式

輸出振興外貨資金戻高表(月分)

爲替管理局

前月 戻高 (千)	新規 記録高 (千)	消込高 (千)	失効高 (千)	残高 (千)	備考

以下同じ。)別にそれぞれ一貫番号を附し、そのうちノ通を確認記録証として提出した銀行に返却するものとする。

ハ 記録書に記載された輸出振興外貨資金の額が左に掲げる額の範囲内である。

イ 別表第ノ第ノ号に掲げる者が別表第ダ第ノ類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金にノ〇〇分のノ五を乗じて得た額

ロ 別表第ノ第ノ号に掲げる者が別表第ダ第2類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金にノ〇〇分のノ〇を乗じて得た額

ハ 別表第ノ第ノ号に掲げる者が別表第ダ第3類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金にノ〇〇分の五を乗じて得た額

3 記録書に記載された輸出振興外貨資金は、別表第ノ第ノ号に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかるものを除く。)を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかるものであること。

4 別表第ノ第ノ号に掲げる者が記録書に必要な事項を記録し、次に掲げる日(以下「起算日」という。)から起算してノ〇日以内に銀行に提出してその確認を受けていること。

イ 当該輸出にかかる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日

ロ 当該輸出にかかる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するための対外支払手段が銀行に貰い取られた日

タ 当該輸出にかかる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和24年総理府令、大蔵省令、通商産業省令第ノ号)に規定するものをいう。)に記載された内容と相違ないこと。

別紙第ノ項の次に次の2項を加える。

ノの2 記録書の審査をした日本銀行支店は、確認記録証の写ノ通を遅滞なく日本銀行本店に送付するものとする。

ノの3 日本銀行本店は、確認記録証の写を本店、支店別に整理して保管するものとする。

別紙第2項各号を次のように改める。

1 别表第ノ第2号から第5号までに掲げる者が輸出振興外貨資金を使用しようとする場合には、これらの者にかかる同表第ノ号に掲げる者が当該輸出振興外貨資金を使用することについて、金銭その他の対価について契約し、またはこれを受領することなく承諾している場合であつて、その旨が確認記録証に記載されていること。

番号  
年月日

水た記録証付。日本銀行の臺帳を重ねなければ、新手続  
による簡便な事務処理ができるから、許可書には封印  
を申請する前に、日本銀行の臺帳を重ねるようになります  
。

日本銀行總裁 一万田尚登 あて

大蔵大臣名  
通商産業大臣名

#### 輸出外貨資金制度の改正について

さきに昭和三六年二月ノ日付勅令第5785号、36振第  
7650号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許  
可を簡素化することについて」を通知したが、今回上記通知の  
一部を次のように改め、昭和三八年二月ノ八日から実施する。

なお、この旨各外国為替銀行に周知かたお願いする。

別紙第一項を次のように改める。

#### (確認記録証の審査)

日本銀行(支店および門司事務所を含む。以下同じ。)が  
外國為替銀行(以下「銀行」という。)から当該銀行の確認  
した輸出振興外貨資金記録書(以下「記録書」という。)の  
通の送付を受けたときは記録書が次の各号に適合しているか  
どうかを審査し、適合していると認めるときは、記録書に審  
査済のスタンプを押なつし、本店、支店(門司事務書を含む

今より業者に通報する際の日程について

（輸出申請者の提出を定める命令（昭和24年総理府令、文部省令、通商産業省令第1号）に規定するものとある。）  
とともに送付し、その審査を受けるものとする。」に改めた。

記載（改め次回の改め）

（1）日本銀行店舗から記録書の送付を受けたときは、  
日本銀行店舗の旨記載して、直ちに申請者に交付す  
確認記録書を改めることとする。

記載を改めよう。改め方。

（2）昭和24年2月1日以前に、外国存替銀行の確認を受  
けた記録証について、日本銀行の審査を受けるため、申  
請があった場合には、直ちに、日本銀行に送付するも  
うとする。

（2）の規定により日本銀行の審査を受けた確認記録証

が改められた場合は、（1）の規定を準用する。

改められた場合は、申請者に交付するものとする。

年月日  
音舌

輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵省存替局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されました。  
その改正点は次の通りです。

1. 従来 外国存替銀行からびりご輸出振興外貨資金確認  
記録証（以下「確認記録証」という。）を發行してい  
たが、日本銀行の審査を経なければ發行しないこと  
とした。
2. 許可申請は割当の申請の際に、從来日本銀行を通じ  
ての確認記録証の事前照会と、事後審査するに  
とどめた。
3. 輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、  
名古屋及び大阪の各通商産業局とも割当事務処理が  
できるようにした。

なお、昭和24年2月1日以前に外国存替銀行で確認さ

とを研

し正斜

8月3日

別紙

前回  
種類  
(1)

該款

別紙  
と「新」

番号  
年月日

各外国商社銀行あて

大藏事務次官名  
通商産業事務次官名

輸出振興外債資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付裁理元テウタ5号、エ6振  
テウタ650号をもつて「輸出を振興するために外債資金の使  
用許可を簡素化することについて」を定められたが、今日上  
記這樣の一部を次の通り改めることとしたので、よろしく  
取扱いをお願いする。

記第1項中「そのうち1通を確認記録証として当該記録書  
を提出した者に交付し、その写し、通合文書が当該輸出にかか  
わる輸出申告書の様式を定める命令(昭和ニナ年総理府  
令、大藏省令、通商産業省令等)の規定による輸出申  
告書(昭和26年7月1日から同年12月1日までの間に輸出に  
によつて取得された外債資金にかかるものについては、  
輸出申告書または手形送狀の写し1通を日本銀行本店に送  
付するものとする。」を「最寄の日本銀行支店に輸出申告書  
(支店のみが門司事務所で  
會計、以下同じ。)

保管されていゝる該確認記録証の寫と相違ないかどうか  
を審査し、保管されていゝる該記録証の寫と一致し  
~~使用済のスタンプを押さうとするものとし、未使用の~~  
~~区別して整理するものとする。~~

2 申請にかかる金額が確認記録証記載金額に満たないときは、審査をしたのちに日本銀行が差額を記入  
した差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付するものとする。

日本銀行は、第1項の審査状況の毎月分を翌月  
毎日予め大蔵大臣より通商産業大臣に提出する  
所とする。

別紙第7項中「毎日」を「毎月」に改める。

別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項但書を削り、第10項を次のように改める。

10 昭和ニ年ニ月ニ日以 前に日本銀行の確認を受けた記  
録証が銀行から審査を行ふため送付されたときは、保  
管されある該確認記録証の写と照合して相違ないこ

### 審査

とを確かめ、遅滞なく、~~該~~総務省のスタンプを押さうして提出  
し日本銀行に返却するものとする。

別紙様式中輸出振興外貨資金貸高表を次の通りに改める

別紙

輸出振興外貨資金貸高表(月次)					沿革管理局
前回 貸出高 (+)	新規 記録高 (+)	消止高 (-)	失効高 (-)	残高 (+)	備考
					ホレト アーフンモサウル

該 新規記録証日本銀行本店へ確定記録証管理日より

別紙様式 輸出振興外貨資金貸高表許可確認書中「代理店手数料」  
を「輸入」に改める。

での間の輸出によつて取得された外貨資金にかかるものにつ  
いては、第2項の銀行の確認を受けた日を起算日とし、その日  
から「箇月」を削る。

記第6項中「（通商振興局振興課）」を削る。

記第11項から第13項までを次のように改める。

11. 昭和28年2月14日以前の日を起算日とする改正前の  
輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証については、なお、従  
前の例による。ただし、この場合において、第6項に規定する  
期間内に確認を受けた銀行を経由して日本銀行に提出し、そ  
の審査を受けたときは、改正後の輸出振興外貨資金制度に基  
く確認記録証とみなす。改正後の輸出振興外貨資金制度によ  
ることができる。

別表第6および別紙様式第6を削る。

保管されてゐるうち該確認記録証の寫と相違ないかどうか  
を審査し、保管されてゐるうち該確認記録証の寫と相違  
~~使用済のスタンプを押す~~するものとし、未使用の  
を区別して整理するものとする。

2. 申請にかかる全額が確認記録証記載の金額に満たない  
ときは、審査をしたのちに日本銀行が差額を記入  
した差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付するものとする。

3. 日本銀行は、第1項の審査状況の毎月分を翌月  
5日までに大蔵大臣および通商産業大臣に提出する  
こととする。

別紙第4項中「15日」を「1箇月」に改める。

別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項但書を削り、第10項を次のように改める。

10. 昭和28年2月14日以前に日本銀行の確認を受けた記  
録証が銀行から審査を行ふため送付されたときは、保  
管されてゐるうち該確認記録証の写と照合して相違ないこ

書が所定の期間内に 銀行に提出され得ること、  
当該輸出にかかる輸出警告書の様式を定める命令  
(昭和24年総理府令、大蔵省令、通商産業省令第1号)の  
規定による輸出警告書に ~~提出する事実と相違しないことを~~  
~~記載された内容~~ 確めたときは、記録書に審査者のスタンプを押すうえ、本  
店、支店(同司事務所を含む。以下同じ)別にそれぞれ一貫番  
号を附し、そのうち1通を提出した 銀行に返却す  
るものとする。

1.2 記録書の審査をいた日本銀行は、1通を遅滞なく日本銀行  
本店に送付し、日本銀行本店は、ニカニ支店、支店  
別に整理して保管するものとする。

1.2 記録書の審査をいた日本銀行支店は、1通を遅滞なく日本銀行  
本店に送付するものとする。

1.3 日本銀行本店は、審査済記録書を本店、支店別に整理して  
保管するものとする。  
別紙第2項第5号本文を次のように改める。

5 許可の申請が、左に掲げる日から午後1時起算にて1箇月以内(以  
下「有効期間」という。)に提出される場合に、  
別紙第2項第6号を次のように改める。

6 別表第1号に掲げる者が輸出振興外貨資金記録書に必要な  
事項を記録し、当該輸出にかかる起算日から10日以内に、  
銀行に提出し、その確認を受けること。

番 号  
年 月 日

大 蔵 省  
通 商 产 業 省

#### 輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年2月1日付総理第57855号、26振  
第7650号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を  
発表したが、今回上記発表文の一部を次のように改め、昭和  
28年2月16日から実施する。

記第1項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に  
改める。

記第2項本文を次のように改める。

2 前項の確認および審査は、左に掲げる日(以下「起算日」)  
といふ。)から起算して10日以内に記録書2通を銀行に  
提出して、その確認を受けたのちに、日本銀行の審査を受  
けなければならない。

記第3項中「確認」を「確認および審査」に改める。

記第6項中「(昭和26年7月1日から同年12月9日ま

番号  
年月日

大藏省  
通商産業省

#### 輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年2月1日付裁理第5785号、26振第7650号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を発表したが、今回上記発表文の一部を次のように改め、昭和28年2月16日から実施する。

記第1項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に改める。

記第2項本文を次のように改める。

2. 前項の確認および審査は、左に掲げる日（以下「起算日」という。）から起算して10日以内に記録証2冊を銀行に提出して、その確認を受けたのちに、日本銀行の審査を受けなければならない。

記第3項中「確認」を「確認および審査」に改める。

記第6項中「（昭和26年7月1日から同年2月9日ま

別紙第4項の次に次の1項を加える。

（割りあした場合の処置）

4. 2 通商産業大臣から外貨資金割当申請書に添付された確認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本銀行に送付された場合は、日本銀行は、該確認記録証が、

は、第2項の銀行の確認を受けた日を起算日として、その日から「う箇月」を削る。

記第8項中「および確認記録証当該貨物の輸入を必要とする」と説明する書類を添えて通商産業大臣（通商振興局振興課）と「および通商局長が封に定める当該貨物の輸入に関する説明書を添えて通商産業大臣」と改める。

記第11項から第13項までを次のように改める。

11. 昭和28年2月 日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証~~は~~は、第5項に規定する期間内に確認を受けた~~日本~~銀行を経由して日本銀行に提出し、その審査を受ける。改訂後<sup>たとえば</sup>の輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証とみな<sup>され</sup>る~~は~~。

番号  
年月日

大蔵大臣名  
通商産業大臣名

輸出振興外貨資金制度の改正につなぐ  
ときに昭和26年12月1日付裁理第5785号、乙6指テク  
650号をもって「輸出を振興するために外貨資金の許可を簡  
素化することについて」を通牒したが、今回上記通牒の一部を  
次のように改め、昭和28年2月 日から実施する。

なお、この旨各外国在替銀行に周知かたお願いとする。

別紙第1項を次のように改める。

(確認記録証の審査)  
1. 日本銀行（支店および門司事務所を含む。以下同じ。）が外国  
在替銀行（以下「銀行」という。）からあ該銀行の確認~~した~~  
輸出振興外貨資金記録書（以下「記録書」という。）乙通の送付  
を受けたときは、<sup>当該</sup>輸出振興外貨資金が~~輸出に不つて取得~~  
→正対外支拂手段を外國在替銀行に売却し、その対價として  
内國支拂手段を取得した場合にかかるものであることを、  
該記録書に記載される事項が事実に相違ないことを、  
該記録

れた記録証は、日本銀行の審査を受けなければ、新手続  
による簡単な事務処理ができないから、許可された割当  
を申請する前に、日本銀行の審査を受けようとした  
い。

番号  
年月日

大蔵省  
通商産業省

#### 輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付裁理第54号公報第650号  
をもって「輸出振興外貨資金制度について」を改善し  
たが、今回上記発表文の一部を次のよう改め、昭和28年2  
月1日から実施する。

記第1項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に改める。  
記第2項本文を次のよう改める。

2 前項の確認および審査は、左に掲げる日(以下「起算日」と  
いう。)から起算して10日以内に記録書2通を銀行に提出し  
て、その確認を受けたうえに、日本銀行の審査を受けなければ  
ならない。

記第3項中「確認」を「銀行の確認および日本銀行の審査」に  
改める。

記第6項中「昭和26年7月1日から同年12月9日までの  
間」の輸出によって取得された外貨資金にかかるものについて

（輸出申告書の持込立替める命令（昭和24年總理府令、大藏省令、通商産業省令等）に規定するものと云ふ。）  
とともに送付し、との審査を受けたものとする。」に改める。

1の2 日本銀行店舗から記録書の送付を受けたときは、  
日本銀行審査済の旨確認して、送達なく申請者に交付す  
るものとする。

記者会見を次の如くに改める。

5 昭和24年2月2日 リ以降に、外國貿易銀行の確認を受けた確認証について、日本銀行の審査を受けたもの、申請がある場合に於て、送達なく、日本銀行に送付する。  
~~日本銀行に送付する~~とする。

5の2 国境の規定により日本銀行の審査を受けた確認記録証  
が返還された場合に於けるの規定を準用する。

年月日  
書名

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

大藏省貿易局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されましたが、  
その改正点は次の通りです。

1. 従来 外國貿易銀行からリテラル輸出振興資金確認  
記録証（以下「確認記録証」といふ。）を發行して来た  
を、日本銀行の審査を経なければ發行しないことと  
した。
2. 許可または割当の申請の際に、従来日本銀行本店で  
行つて来た確認記録証の事前照合と、事後審査するに  
とどめた。
3. 輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、  
名古屋及び大阪の各通商産業局とも割当事務処理が  
できるようにした。

なお、昭和24年2月 日以前に外國貿易銀行で確認さ

とき  
会計にいきゆき

✓  
萬事  
セを確め、遅滞なく、賃金債のスルーパを押さかへて提出  
した銀行に返却するものとする。

年月日

各外国在籍銀行より

大蔵事務次官名  
通商産業事務次官名

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付裁理令5785号、26振  
令5750号をもって「輸出を振興するために外貨資金の使  
用許可を簡素化することについて」を通知したが、今日上  
記追様の一部を次の通り改めることとしたので、よろしく  
取扱い方をお願いする。

記第1項中「そのうち1道を確認記録証として該記録書  
を提出した者に交付し、との寫1通および該輸出にかかる  
わる輸出申告書の様式を定める命令(昭和24年総理府  
令、大蔵省令、通商産業省令第1号)の規定による輸出申  
告書(昭和26年7月1日から同年12月19日までの間に輸出に  
によつて取得された外貨資金にかかるものについては、  
輸出申告書または手形送状の写1道を日本銀行本店に送  
付するものとする。」を「最寄の日本銀行店舗に輸出申告書

機率とも日本銀行は大臣大臣が 那生の金を書いてあると  
EDと連合している。これは目的外使用が認められない。

書が所定の期間内に 銀行に提出されては子へ、  
~~当該記録証の提出者~~  
かのうに当該輸出にかかる輸入告者の様式を定める命令  
自60年4月1日より、大藏省令、通商産業省令第1号の  
規定による輸入告書 規定する事項と相違しないとさ  
れども、記録書に査査者のスタンプを押すうえ、本  
店、支店(門司事務所を含む)以下同じ)別にそれと同一書  
類を附し、そのうち1通を提出した 銀行に返却す

るものとする。  
別紙第6項の次に次の如きを加える。  
1の2 番號書の査査をした日本銀行は、1通を返済なく日  
記 ~~記録書~~ する。  
本銀行本店に送付し、日本銀行本店は、~~本店~~支店、支店  
別に整理して保管するものとする。  
別紙第6項第6項で「当該銀行に提出してとら確認」は「銀行  
提出してとら確認」と「日本銀行の査査」に改める。

別紙第6項の次に次の如きを加える。  
(通商産業大臣が日本銀行に提出してある旨の附註)  
6の2 通商産業大臣から外貨資金割当申請書に添付された  
確認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本  
銀行に送付された場合は、日本銀行は、当該確認記録証が、

本店

別紙第6項を次の如きである。

保管されていゝる当該確認記録証の寫と相違ないかどうか  
査査の結果を査査と、保管されていゝる当該記録証の写と一緒にして  
使用済のスタンプを押すうえをもととし、未使用のものを  
と区別して整理するものとする。  
6 日本銀行は、  
6の3 申請にかかる金額が確認記録証記載金額に満たない  
ときは、~~差額の~~ 増加をしたのちに ~~日本銀行~~ 差額を記入  
いた差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付  
するものとする。

日本銀行は、本項の査査状況の毎月令と翌月  
5日までに大藏大臣が通商産業大臣に提出するも  
のとする。  
別紙第6項中「1月」を「1箇月」に改める。  
別紙第6項中「月末日」を「月末日」に。  
別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項を削り、第10項を次のよう改める。  
日本銀行は、  
9の2 1960年2月14日以後前に本銀行の確認を受けた記  
録証が銀行から査査を行ふため送付されたときは、保  
管されていゝる当該確認記録証の写と照合して相違ない  
と合計にいふこととする。

は、第2項の銀行の確認を定めた日を清算日とい、その日から「箇月」を削る。

記第8項中「およそ五週間以内に輸入の輸入を必要とする」と説明する文語

大蔵大臣（通商振興局）  
当該生産物の輸入と必ずとることを證明する書類  
通商振興局長が別に定めた書類（以下「登録証」）  
登録証を無くして通商大臣より改め合

記第11項から第13項まで次のように改める。

11. 昭和28年2月14日以前の日を起算日とする改正前の

輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証には、年  
内に輸出する場合の輸出額を定めた書類（以下「登録証」）  
第6項に規定する期間内に輸出を受けた外国在替銀行を経  
て改める。

由りて日本銀行に送りし、その監査を受ける 改正後  
の輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証とみなす  
がべき。

しかし、この後の輸出振興外貨資金制度  
によることとする。

## 日銀結算・第2

番号  
年月日

大蔵大臣名  
通商産業大臣名

## 輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付裁理第5785号、26振カク  
5号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の許可を簡  
便する」とについてを通牒したが、今回上記通牒の一部を  
改めよう。改め、昭和28年2月15日から実施する。

この、二の旨各外国在替銀行に周知かたお願ひする。

則紙第1項を次のように改める。

### 確認記録証の監査

日本銀行（支店が本店の事務所を含む。以下同じ。）が外國  
在替銀行（以下「銀行」という。）からち該銀行の確認を受ける  
輸出振興外貨資金記録書（以下「記録書」という。）エ道の送付  
を受けたときは、輸出振興外貨資金が該輸出による取引  
の外支拂子段當該銀行に完却し、その対價として  
内國元子段を取得した場合にかかるものである。其  
該記録書上記載された事項が事実に相違ない、該該記録  
書次のとおり適合（いふことを意味し、適合しないと認めるとす）  
確認済

- スエーデンの第二回対日輸入公表
- ジエトロ記事
- アシアへの資本財輸出増大
- 日本経済の不均衡を考慮せよ
- 台湾の貿易戻
- 統計
- 自動承認制輸入予算確認額  
(二月四日在)
- 附
- 昭和二十八年一月通商弘報主要目次

四百五十五

(以上「起算日」という。) から押算して一〇日以内に記録書二通を銀行に提出して受けるものとし、前項の審査は、銀行の確認を受けた後当該確認をした銀行が日本銀行に提出して受けるものとする。

記才三項中「確認」を「確認をよび審査」に改める。

記才十一項からオ十三項までを次のように改める。  
昭和二十八年二月十四日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度にもとづく確認記録証については、なお、従前の例による。ただし、この場合において、オ六項に規定する期間内に確認を受けた銀行を

付藏理才五七八五号、二六振才〇六五〇号をもつて「輸出振興外債資金制度について」を発表した。今回右記發表文の一部を次のよみから実施する。

記才一項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に改める。

記才二項本文を次のように改め。

二二七

二月十六日から実施

六  
卷

# FOREIGN EXCHANGE BANK



# 北海道拓殖銀行

245

三

次(第一〇四五号)

10

通商産業省  
通商調査課編

通商報

易行所  
東京都中央区日本橋四丁目  
財團法人 海外市場調査  
振替貯金口座東京150  
登記人 東京中央銀行

年  
月

大藏書

- 確認記録易の発行について継続、外商方認証を行ひ了る。12月頃に送り244枚、230枚で発行する前に月額の高重複172枚である。  
地方販賣部も同様である。  
割当の7月11日まで12月20日まで、二ヶ月で7枚と多く。  
日銀の審査を経て、→偽造防止のため、発行を禁止される。
- 輸入代理店より3月22日、→輸入済書類による支票の29年現在統一の書類112113: 那業の帳面でも203票。

三

卷之三

### 第六章 賽外貨資金制度的改革

立場 1926年12月1日付藏理 578

卷之二

外國の文化を吸収する事で、日本文化の発展に貢献した。

が、今回上記柴春又の一部を次のように改め、昭和二八年二月一日から実施する。

審査の取扱を第1項中「確認」を「確認するが日本銀行の審査」に改める。  
（了承）

前項の確認 および審査は、左に掲げるロ(以下「起算日」)  
3通を記録書2通(ハ)から起算して10日以内に記録書2通を銀行に提出  
し、その確認を受けたうえに、日本銀行の審査を受けなければ  
成らぬ。

**確認**  
紀第3項 口「確認」及「銀行」~~辦理~~方：~~公司~~各銀行一查查」

乞年6項中「昭和26年7月1日から同年11月9日」。

The diagram shows three main components: M.I.T.I. (明治工業) at the bottom right, 外 (outside) in the center, and 輸出 (output) at the top right. Arrows indicate interactions: a double-headed arrow between M.I.T.I. and 外, and a single-headed arrow pointing from 外 to 輸出.

「日本銀行本店」に、「十五日」を「末日」に改める。  
別紙ナ九項を次のように改め  
ナ十項を削る。

# 輸出振興外貨資金 について

# 並制度の改正に 通商産業事務次官

ついて

## 輸出振興外貨資金制度の改正に

六の二 通商産業大臣から外匯された資金割当申請書に添附された確認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本銀行に送付されたときは、日本銀行は、当該確認記録証が保管されている当該確認記録証の写と相違ないかどうかを審査するものとする。

六の三 日本銀行は、申請にかかる金額が確認記録証記載額に満たないときは、前項の審査をしたのちにその差額を記入した差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付するものとする。

別紙オナ七項中「日本銀行」を「日本銀行本店」に、「オ五号」を「オ二号」に、「七日」を「一ヶ月」に改める。

別紙様式		輸出振興外貨資金 定期記録簿		
年	月	新規 記録高 (+)	消込高 (+)	消込高 (-)
番	号			

別紙様式輸出振興外貨残高表  
を次のように改める。

年 経理府令、大蔵省令、通商産業省令第一号の規定による輸出申告書(昭和二十六年七月一日から同年十二月九日までの間に輸出によつて取得された外貨資金にかかるものについては、輸出申告書または手形送付状の写)一通を日本銀行本店に送付するものとす。」を「最寄の日本銀行(支店および開司事務所を含む。以下同じ。)に輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年總理府令、大蔵省令、通商産業省令第一号)に規定するものをいう。)とともに送付し、その審査を受けるものとする。」に改める。

（二）日本銀行からその審査済記録書の送付を受けたときは、確認記録証として、逕済なく、申請者に交付するものとする。  
（三）記載五項を次のように改める  
（一）昭和二十八年二月十四日以前に、外國為替銀行の確認を受けた確認記録証について、日本銀行の審査を受けるため、申請があつた場合には、逎済なく、日本銀行に送付するものとする。  
（二）前項の規定により日本銀行の審査を受けた確認記録証が送付されたときは、逎済なく申請者に交付するものとする。

Digitized by srujanika@gmail.com

さきに昭和二十六年十二月一  
付藏理才五七八五号、二大振才六  
六〇号をもつて「輸出振興與外貨  
金の使用許可を簡素化することにつ  
いて」を通知したが、今回右記通牒の一部を次  
のように改め、昭和二十八年二月六日から実施する。  
なお、この旨各外国為替銀行に  
周知かたお願いする。  
別紙〇一項を次のように改め  
る。

適合していると認めるときは、記録書に審査済のスタンプを押さへし、本店、支店(門司事務所を含む。以下同じ)別にそれなつし、一通を確認記録証として、提出した銀行に返却するものとする。

記録書に記載された輸出振興外貨資金の額が左に掲げる額の範囲内であること。

別表オ一オ一号に掲げる者が別表オ四オ一類に掲げる貨物を輸出した場合には、当該貨物の代金について、一〇〇分の一五を乗じてた額

ロ 別表オ一オ一号に掲げる者が別表オ四オ二類に掲げる貨物を輸出した場合には、当該貨物の代金に

リカ合衆国通貨表示の対外支払手段（特別決済勘定にかかるものを除く。）を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかるものであること。  
三  
別表オ一オ一号に掲げる者が記録書に必要な事項を記録し次に掲げる日（以下「起算日」という。）から起算して十日以内に銀行に提出してその確認を受けてること。  
イ　当該輸出にかかる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日。  
ロ　当該輸出にかかる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するための対外支払手段が銀行に買

写二通を差滞なく日本銀行本店に送付するものとする。  
一の三 日本銀行本店は、確認記録証の写を本店、支店別に整理して保管するものとする。  
る。別紙オ二項各号を次のよう  
に改める。

五号へ支店、駐在員の費用に掲げる費用の外国へ向けての支払にかかる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けていること。

四 執出振興外貨資金の額が、外國為替予算の範囲内でも、かつて、かつて、當該申請が政令二二条各号の基準に該当していないこと。

別紙オ四項オ三号を次のよう改める。

三 申請書に添附された確認記録証が、保管されていること。當該確認記録証の字と相違ないかどうかを審査するものとする。

別紙オ六項の次に次の二項を加える。

ついて  
きに昭和二十六年十二月一日 適合していると認めニ

結果として、日本銀行に提出し、  
その審査を受けたときは、改めて  
後の輸出振興外貨資金制度によ  
とづく確認記録簿とみなし、且

正後の新仕振與外貨資金制度によることができる。  
別表才六および別紙様式才六を削る。

一〇〇分の一〇を乗じてえた額  
額 別表オ一オ二号に掲げ  
者のが別表オ四オ三類に掲げ  
る貨物を輸出した場合によ  
つては、該當貨物の代金に  
一〇〇分の五を乗じてえた

四  
い取られた日  
四、当該輸出にかかる輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総理府令第一号)に規定するものなどを、(一)に記載された内容と併せて記載すること。

別表第三号(渡航費)  
に掲げる費用の外國へ向ふ  
た支払にかかるものでして  
つて、大藏省為替局長おとし  
び通商産業省通商局長が別  
に定めたものとし、

審査するにとどめた。

以前に外國為替銀行で確認された記録証については、日本銀行の審査を受けなければ新手続による簡

易の予定である。

中国側代表は在京中國大使館商務事務局長、中央信託局東京支店長張武氏、日本側代表は黄田井事務局長、牛場通産省通商局長、東条大藏省外國為替局長である。

支店長張武氏、日本側代表は黄田井事務局長、牛場通産省通商局長、東条大藏省外國為替局長である。

昭和二十八年二月三日

二八通出第2411号

承認済T-10-13取消通知に関する件

(輸出課)

左記承認資T-10-13は紛失再

發行せしものに付承認を取消す。

一、輸出承認番号

No. PRO-M-2-19581

一、承認月日

June 28, 1952

一、商品名

Draw Vice

8"300sets

—ditto—

12/300sets

Cutting plier 8" 2,000 pieces

一、輸出業者

日本機械貿易株式会社

二八通出第2411号

昭和二十八年二月四日

(輸出課)

左記承認資T-10-13は紛失再

發行せしものに付承認を取消す。

一、輸出承認番号

L.P.N.-2-1-10034

一、承認月日

昭和二十七年十二月二十四日

一、商品名

ジャバーニーズ・コットン・フ

ックドラグ

一、輸出業者

株式会社安田商店

合本

一部 共 500 円

且刊通商弘報購読者

1部 350 円

お申込先

当会弘報課へ

248

## 自動承認制による大豆および牛脂 (米ドル)の輸入停止かる

—第三十六回輸入公表の一一部改正—

通商産業省告示第 号  
昭和二十七年十月通商産業省告示第203号(輸入に関する件)の一部を次のように改正し、  
事項の公表(第36回)に關する件)の一部を次のように改正し、  
昭和二十八年二月五日から適用する。

昭和二十八年二月 日

通商産業大臣 小笠原 三九郎

大豆の欄および牛脂の欄の米ドルの項にそれぞれ「×」を加える。  
(二八・二・五 外務省情報文化局)  
わが国と中華民国との間の貿易  
および支払については、昭和二十  
五年九月総司令部と中華民国政府  
との間に締結された貿易・支払兩  
合し、本問題および本年度日華貿  
易計画について協議した。  
ままで延長せられて今日に至つて  
るが、日華和平条約成立後の新事  
件の会談においては主として  
今後の会談の運営方式について協

わが国と中華民国との間の貿易  
熊に即応して新たな取扱の締結  
および支払については、昭和二十  
五年九月総司令部と中華民国政府  
との間に締結された貿易・支払兩  
合し、本問題および本年度日華貿  
易計画について協議した。  
ままで延長せられて今日に至つて  
るが、日華和平条約成立後の新事  
件の会談においては主として  
今後の会談の運営方式について協

卷之三

卷之三

管財部外貨輸出報告書

( 倘商座標局名 )  
分 分 日 日 月 月 年 年  
下 上 月 月 年 年

別紙第3

別表第1

## 輸出振興外貨による輸入

外貨資金割当申告書別紙  
Allocation Certificate Form, Attached Sheet

振  
燭

申請者名

Applicant

住所(電話番号)

Address (Tel.)

三品客

Item of Goods

卷之三

Total Amount

## Ⅱ. 輸入の目的

Purpose of Import

■ 支払先(姓名および住所)

**Payee (Name & Address)**

最終需要者(姓名および住所)

Final Consumer (Name & Address)

## 四 輸出振興外貨資金確認記銀証の銀行名

Bank No. of Confirmed Certificate of Export  
Promotion Foreign Exchange

件數 粉類

卷之三

外貨資金調達証明書の登名権者

卷之三

姓		
氏		
名		
字		

上記について、法人賃雇労働令第7條の規定による休憩等の制度に該するが、前項

### 8. 外国為替予算に関する措置

通商産業局長は、外国為替予算の実施に当つては、次の各号によるものとする。

- (1) 外貨資金の割当を行つたときは、配布を受けている外国為替予算の金額から当該割当金額に相当する金額の引落しを行わなければならない。
- (2) 外国為替予算の残額に不足を生じるおそれがあるときは、当該予算期の末日までに必要であると推定される外国為替予算の金額およびその理由を通商局長に報告して、その追加を要求することができる。
- (3) 外国為替予算の残額が著しく少額になったときは、通商局長から外国為替予算の追加を認める旨の通知のあるまでは、外貨資金の割当を停止しなければならない。

### 9. 署名者的通知

通商産業局長は、外貨資金割当証明書および外貨資金割当申請書別紙に署名すべき者を定め、別表第3に掲げる様式により、各外国為替銀行、日本銀行為替管理局長、同外国為替局長、通商産業省官房総務課長および通商局長（通商局為替課）あて通知するものとする。

10. この要領に定める外は、昭和27年10月1日附27通第7127号事務次官通牒「外貨資金割当事務処理要領」に従

り処理するものとする。

この要領は、昭和27年3月14日から実施する。

は抹消をする場合は、当該箇所に、訂正印を押なつし署名権者がその氏名の頭文字を自署するものとする。

#### 4. 差額確認記録証の発給

通商産業局長は、外貨資金割当金額が、確認記録証に記載された金額に満たないときは、別表第1に定める書類（「外貨資金割当申請書別紙」）の表面の左上部空欄に「差額発生」の朱印を押なつし、<sup>3.</sup>により最寄の日本銀行に送付するものとする。

（注）この場合において、日本銀行は差額を記入した差額確認記録証を作成し、当該差額確認記録の交付を受けようとする者から外貨資金割当証明書の呈示を受け、差額確認記録証の名義人と同一であること、または申請者が輸出振興外貨資金制度により確認記録証の請求を受けていることを確認した上で署名し、外貨資金割当証明書に「差額発行済」のスタンプを押なつしたもの、差額確認記録証を申請書に交付するものとする。

#### 5. 外貨資金割当申請を却下する場合等の措置

（1）通商産業局長は、外貨資金割当申請書の提出を受けた後ノの各号に掲げる要件を具備しないことが明かになつた場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および書類を申請者に返却しなければならない。

（2）通商産業局長は、外貨資金割当申請書を受理した場合において、当該申請にかかる外貨資金に相当する外国爲替予算の残額がない場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および添附書類を申請者に返却し、その旨を通商局長（通商局爲替課）に報告するものとする。

#### 6. 外貨資金の割当に関する報告

通商産業局長は、外貨資金の割当をした事項を各旬ごとにとりまとめて、別表第2の様式により、その旬の末日から5日以内に通商局長（通商局爲替課）に報告しなければならない。

#### 7. 報告の収取

通商産業局長は、外貨資金の割当事務の実施に必要な限度において、外貨資金の割当申請者またはすでに外貨資金の割当を受けている者から、報告を収取することができる。  
3.(1)のトにより報告を受けた場合は、ノ通を通商局長（通商局爲替課）に送付し、ノ通を保管するものとする。

記録証に「使用済」の朱印を押なつしたものを添付して最寄の日本銀行に送付し、他の外貨資金割当証明書別紙の写1通を通商局爲務課に送付するものとする。(の写と通および外)  
外貨資金割当証明書

(1) 外貨資金割当証明書の記入事項

イ、外貨資金割当申請書の右上欄外の余白にスタンプを押なつする。

ロ、「割当月日」の欄には、当該外貨資金割当証明書を発行する年月日を記入する。

ハ、「期限満了日」の欄には、割当月日の翌日から起算して、4箇月目の年月日を記入する。(例えば、割当月日が4月1日である場合は、同年8月1日が期限満了日である。)

ニ、「割当」の欄には、商品名(別紙貨物の分類によること)、決済通貨または決済勘定、納入地域および外貨資金割当金額を記入する。

ホ、「審査四半期」の欄には、当該予算の期別を記入する(例えば1962年10月から1963年3月までの予算期であれば「(10-3) 1963」と記入する。)。

ヘ、「証明書番号」の欄には、MEP-(38N)-のあとに(毎予算期毎に発表

される無公表品目に関する輸入発表の番号を記載すること。)東京通商産業局は「T.O.-」を、名古屋通商産業局は「I.D.-」を、また大阪通商産業局は「I.B.-」を記入し、さらにそのあとに外貨資金割当証明書を発行した順に従つて一連番号を記入する。

ト、「特別條件」の欄には、下記の條件は必ずこれを記入すること。

The report shall be submitted in accordance with the regulations as provided for in Report Commant No. 29 '52

(2) 外貨資金割当申請書別紙の記入事項下記の様式による印を押なつし、その欄内に、外貨資金割当証明書の証明書番号、割当年月日および署名権限を有する者の資格をそれぞれ記入の上、これに署名権者が署名する。

Case No.	
Date	
Signed by	
Title	

(注) 外貨資金割当申請書または外貨資金割当申請書別紙の記載事項が訂正もしくは抹消されたままで申請された場合は記載事項の訂正もしく

をアメリカ合衆国通貨に換算して得た金額に相当する  
金額の確認記録証が添附されていれば足りる。

ハ、輸入商品説明書（1通）

ニ、輸入の相手方との当該取引に関する書類（1通）

オ、外貨資金の割当申請者が、当該輸入貨物の需要者でない場合は、需要者の申請者に対する発注書（1通）

(3) 外貨資金割当申請書および外貨資金割当申請書別紙の記載が正確になされていること。

(注) 申請にかかる外貨資金が連合王国通貨である場合は、当該申請金額をアメリカ合衆国通貨に換算して得た金額がかつて書で申請金額に併記されていること。

(5) 当該申請にかかる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則（昭和25年外国為替管理委員会規則第15号）附表第2で定める標準決済方法によりなされるものであること。

(6) 申請者が確認記録証の名義人とが同一であること。また申請者が輸出振興外貨資金調整により確認記録証の該当を受けている者であること。

(7) 当該申請にかかる輸入貨物が、昭和26年2月12日附23通第1023号事務次官名通牒「輸出振興外貨資金

制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一委託について『別紙に掲げる貨物（以下「別紙貨物」という。）であること。

(6) 当該確認記録証に日本銀行が審査済であることを証するスタンプが押なづかれていること。

(7) 確認記録証が有效期限内のものであること。

(注) 外貨資金の割当をするに当つては、ユドル未満の金額は、切り上げるものとする。

## 2 輸入條件の附与

通商産業局長は、外貨資金の割当をするに当り、必要があると認めた場合においては、当該輸入について、條件を附すことができる。

## 3 外貨資金割当証明書の交付

1により外貨資金の割当申請を受理したときは、当該申請にかかる外貨資金に相当する外国為替予算の残額があることを確認した上で通商産業局長は、外貨資金の割当を行う。

この場合において外貨資金割当申請書および外貨資金割当申請書別紙に、それぞれ次の事項を記入し、かつ、署名権者が署名して、そのうち1通を外貨資金割当証明書として申請者に交付するとともに残部3通のうち1通を添附書類とともに控として保存し、外貨資金割当証明書別紙1通に当該確認

(別紙)

輸出振興外貨資金制度による外貨資金割当事務処理要領

1. 外貨資金割当申請書の受理

通商産業局長は、外貨資金の割当に関する申請を受けたときは、当該申請が次の各号に掲げる事項に該当することを確めた上で、申請書を受理するものとする。

(1) 輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）

別表第四で定める様式による外貨資金割当申請書4通に、次に掲げる書類が添附されていること。

1、別表第1に掲げる様式による外貨資金割当申請書別紙

（4通）

ロ、昭和26年12月1日附藏理第5785号、26振第7650号「輸出振興外貨資金制度について」（以下「輸出振興外貨資金制度」という。）に基き、外国為替銀行の確認および日本銀行（支店および門司事務所を含む。以下同じ。）の審査を受けた輸出振興外貨確認記録証（以下「確認記録証」という。）（当該割当申請金額をとえるもの。）

（注）申請にかかる輸入の決済通貨が連合王国通貨または特別決済勘定である場合であつても、当該金銀

委譲事務の範囲

輸入貿易管理令第9條、第11條および第17條の規定による  
貨物の輸入にかかる通商産業大臣の権限に属する外貨資金の割  
当に関する事務およびこれに附帯する事務のうち、昭和26年2  
月1日附訓令第5785号、2月振第7650号『输出振興外  
貨資金制度について』(以下『输出振興外貨資金制度』といふ。)  
による貨物の輸入にかかるものであつて下記の各号に掲げる事  
項に該当する場合に限る。

- (1) 当該申請にかかる金額に相当する確認記録証(输出振興外  
貨資金制度による外国為替銀行の確認および日本銀行の審査を  
受けたものに限る。)が添附されている場合
- (2) 当該申請にかかる貨物の輸入代金の決済が、算單決済方法  
に関する規則(昭和25年外匯監督管理委員会規則第15号)  
附表第2で定める標準決済方法によりされる場合
- (3) 当該申請にかかる輸入貨物が、別紙に掲げる貨物である場  
合。

以 上

26通第1023号

昭和26年2月14日

通商産業局長 殿

通商産業省通商局長

輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の  
割当に関する事務の一部委譲について  
昭和26年2月14日以降貴局においても取扱いうること  
とされた標記事務の処理については、別紙要領により実施さ  
れたい。

以 上

鮑公得宋平生

28通第1023号

昭和38年2月4日

通商產業局長 畢

卷之三

# 輸出振興外資資金制度による輸入外資資金の割当に関する事務の一部委託について

このたび、貿易業者の便宜をはかるため、輸入貿易管理令（昭和24年政令第614号）第12條、第111條および第17條の規定による貨物の輸入にかかる通商産業大臣の権限に属する外債資金の割当に関する事務およびこれに附帯する事務の一部については、昭和25年2月14日以降貴局においても下記により取扱いうこととされたから、その実施について万遺憾なきを期せられたく、命により通知する。

記



## 別紙

## 一、食糧

トマト・ベースト  
コーヒー豆（ハワイから輸入するものに限る。）  
ココア豆（ココア・バター）

## 買取証明のあるものに限る。）

合成ゴム・ネオブレン  
合成ゴム・ポリイソブチレン  
合成ゴム・G.R.I  
合成ゴム・G.R.S（ドル地  
域から輸入するものを除く。）アバカ繊維  
サイザル繊維  
カボック繊維  
コイヤー・ヤーンバーおよび  
バルミラ・ファイバー  
メキシカン・ファイバー  
マゲイおよびカントン繊維  
綿ぼろ  
大麻屑および同ぼろ  
麻袋（故麻袋を含む。）  
粗コットン・リンタ  
ナイロン（解じ上用に限る。）  
靴下（解じ上用に限る。）  
（ドル地）域から輸入するもの  
を除く。）アバカ繊維  
サイザル繊維  
カボック繊維  
コイヤー・ヤーンバーおよび  
バルミラ・ファイバー  
メキシカン・ファイバー  
マゲイおよびカントン繊維  
綿ぼろ  
大麻屑および同ぼろ  
麻袋（故麻袋を含む。）  
粗コットン・リンタ  
ナイロン（解じ上用に限る。）  
靴下（解じ上用に限る。）  
（ドル地）域から輸入するもの  
を除く。）アバカ繊維  
サイザル繊維  
カボック繊維  
コイヤー・ヤーンバーおよび  
バルミラ・ファイバー  
メキシカン・ファイバー  
マゲイおよびカントン繊維  
綿ぼろ  
大麻屑および同ぼろ  
麻袋（故麻袋を含む。）  
粗コットン・リンタ  
ナイロン（解じ上用に限る。）  
靴下（解じ上用に限る。）  
（ドル地）域から輸入するもの  
を除く。）アバカ繊維  
サイザル繊維  
カボック繊維  
コイヤー・ヤーンバーおよび  
バルミラ・ファイバー  
メキシカン・ファイバー  
マゲイおよびカントン繊維  
綿ぼろ  
大麻屑および同ぼろ  
麻袋（故麻袋を含む。）  
粗コットン・リンタ  
ナイロン（解じ上用に限る。）  
靴下（解じ上用に限る。）  
（ドル地）域から輸入するもの  
を除く。）

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

資金制度を適用する。

(運用方針)

4. (1) 振替使用

(A) 輸入

(a) 米ドルの輸出振興外貨資金は、ドル地域、オープン勘定地域からの輸入に使用できる。

(b) ボンドの輸出振興外貨資金は、ボンド地域、オープン勘定地域からの輸入に使用できる。

(c) オープン勘定の輸出振興外貨資金は原則として、当該オープン勘定地域からの輸入に使用できる。(他のオープン勘定地域からの輸入にてようとするときは、輸入地域のオープン勘定のバランスをみて認めることにする。)

(B) 貿易外

(a) 米ドルの輸出振興外貨資金は、すべての地域に対する支払に使用できる。

(b) ボンドの輸出振興外貨資金はボンドおよびオープン勘定地域に対する支払に使用できる。

(c) オープン勘定の輸出振興外貨資金は、原則として当該オープン勘定地域に対する支払に使用できる。

((A)の(c)のかつて書を準用する。)

(2) 輸入貨物

(a) 別紙の原則に従うものとする。

直接輸出の原材料となる貨物の輸入は、自由とする。

(b) 極端な奢侈品を除き、品目的、数量的に一般外貨予算に計上するのが適当でない貨物について、可及的自由に輸入を認めることとする。

(註) 差当り、4~7月期予算においては次の様な物を考慮している(例示)

自動車、自動自転車、およびそれらの部分品  
テレビジョン受像機

時計

カーフスキン、キフブスキン

(c) 貿易商社の海外支店および出張員の経費および貿易外貨に關する渡航費は、従来通り輸出振興外貨資金制度により支払を認めることとする。

(外貨予算)

5. 上述の改正に伴い、所要の外貨予算を計上する。

(実施の時期)

6. 昭和28年4月から実施する。

このたび、貿易業者の便宜をはかるため、輸入貿易管理令（昭和二十二年政令第百一四号）第九条才十一条および才十七条の規定に  
より貨物の輸入にかかる通商税金の徴収に關する事務およびこれに附  
帯する事務の一部については、昭和二十八年二月十六日以降貴局に  
おいても左記により取扱ひうることとされたから、その実施について  
て万端懶きを期せられたく、命令により通知する。

## 輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委譲について

輸出振興外貨資金制度の事務の  
一部通産局に移譲さる

(1) 当該申請にかかる金額に相当する確認記録証(輸出振興外貨資金制度について)(以下「輸出振興外貨資金制度」という。)による貨物の輸入にかかるものであつて、下記の各号に掲げる事項に該当する場合に限る。

(2) 当該申請にかかる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号)附表オニで定める標準決済方法によりなされる場合

(3) 当該申請にかかる輸入貨物が、別紙に掲げる貨物である場合。

別紙

一、食糧

トマト・ベースト  
コーヒー豆(ハワイから輸入するものに限る。)  
ココア豆  
ココア・バウダー  
ココア・バター  
豆類  
1. 黒糖  
2. 砂糖  
3. 香料  
4. 蜜  
5. 料理  
6. 冷凍肉類  
乾ぶどう(製菓原料として使用するものに限る。)

六、採油用の種	大豆	落花生	綿実	カボック実	コブラ	胡麻種	ひまし種	えごま種	からしの種
四、たばこ	葉たばこ	(日本専売公社の販 取証明のあるものに限る。)	葉たばこ	(日本専売公社の販 取証明のあるものに限る。)	葉たばこ	(日本専売公社の販 取証明のあるものに限る。)	葉たばこ	(日本専売公社の販 取証明のあるものに限る。)	葉たばこ
五、皮革類	牛皮	中小牛皮	水牛皮	めん羊皮	その他原皮	革類	(牛革および馬革を 除く。)	革類	革類
三、家畜類	畜家畜	畜畜	畜	畜	畜	畜	畜	畜	畜
二、生物質飼料	飼料用小麦	クローバー種子	(赤または白以 外のものに限る。)	高粱	ふすまおよび米ぬか	高粱	ふすまおよび米ぬか	高粱	ふすまおよび米ぬか

七、ゴム類	生ゴム	大麻の実 ひまわりの実
	脛ゴム	
	ラテックス	
	ガタパーチヤ	
合成ゴム	ブナN	
合成ゴム	ネオブレン	
合成ゴム	ポリイソブチレン	
合成ゴム	G・R・I	
合成ゴム	G・R・S (ドル地 城から輸入するものを除く。)	
八、木材およびコルク		
米松およびその他木材		
ラワン、アビトンおよびカボ ル材		
リグナム・バイタ		
チーク材		
台湾檜		
その他の木材		
コルク樹皮		
コルク脣(粒状脣を含む。)		
九、織維類		
原毛	毛(トツブを含む。)	
モヘヤ		
アルパカの毛		
らくだの毛		
カシミヤの毛		
うさぎの毛		
カール・ノイル		

## 輸出振興外貨資金制度の改正について

昭 28.3.18  
通商局為替課

《趣旨》

- ム 最近の貿易情勢に鑑み、現在実施中のドル地域向輸出についての輸出逆差外資資金削減とならんて、ボンドおよびオーバンシ勧定地域向輸出についても、速かに輸出逆差外資資金削減の適用を復活し、一層強力に輸出の促進をはかる必要がある。

(算定基準)

- 2 ドル輸出（米ドル決済を伴う輸出をいう。以下同じ。）については、輸出金額の 1/5 分、ボンド輸出（ボンド決済を伴う輸出をいう。以下同じ。）およびオープン勘定輸出（オープン勘定を通じて決済される輸出をいう。以下同じ。）については 1/10 分とする。

本制度が為替割当基準の緩和化という趣旨を含むものであることを明らかにするため、商品別に算定基準は設げないととする。

《手稿

3. 記録、および使用等の手続は、ボンド輸出およびオープン  
勘定輸出についても現行のドル輸出にかかる輸出證書外貨

ウール・ショーディおよびラック	玉 玛 ゆ	綿 紗、柞糸および柞糸副糸	黄麻織維	アバカ織維	サザン織維	カボツク織維	コイヤー・ファイバー	バルミラ・ファイバー	メキシカン・ファイバー	マゲイおよびカントン織維	大麻紡糸	亞麻紡糸	苧麻紡糸	大麻織維	アバカ織維	サザン織維	ウール・ショーディおよびラック
一〇、肥料	肥料	粗コットン・リンナー	ナイロン・ゴム	大麻紡糸	亞麻紡糸	苧麻紡糸	コイヤー・ファイバー	バルミラ・ファイバー	メキシカン・ファイバー	マゲイおよびカントン織維	大麻紡糸	亞麻紡糸	苧麻紡糸	大麻織維	アバカ織維	サザン織維	ウール・ショーディおよびラック
一一、非金属鉱物	石	(解じよ用に限る。) (するものと除く。) (下部地城から輸入)	大麻紡糸	袋(放麻袋を含む)	粗コットン・リンナー	ナイロン・ゴム	コイヤー・ファイバー	バルミラ・ファイバー	メキシカン・ファイバー	マゲイおよびカントン織維	大麻紡糸	亞麻紡糸	苧麻紡糸	大麻織維	アバカ織維	サザン織維	ウール・ショーディおよびラック
一二、金属鉱および金属屑	塩	(日本専売公社の買取証明のあるものに限る。)	鐵 鉄 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	鐵 鐵 鋼	ウール・ショーディおよびラック
一三、動物性原材料	塩	重晶石	滑石	珪藻土	水晶石	冰 水 晶 石	ばんどう岩	滑石	珪藻土	水晶石	冰 水 晶 石	ばんどう岩	滑石	珪藻土	水晶石	冰 水 晶 石	ウール・ショーディおよびラック
一四、植物性原材料	松脂	象牙	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	鯨油	ウール・ショーディおよびラック
一五、穀物性燃料および関連品	生麦	燕麦	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	ウール・ショーディおよびラック
一六、油脂類	蜜	牛脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	猪脂	ウール・ショーディおよびラック
一七、香料	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	油	ウール・ショーディおよびラック
一八、医薬品類	オイル	ターピン	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	オイル	ウール・ショーディおよびラック
一九、オイル、コンブレッサー・	オレンジ油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	白油	ウール・ショーディおよびラック

## まぐろ類罐詰の対米輸出について

(二八・二・一六 通商局)

昭和二十七年度におけるまぐろ類罐詰の対米輸出については、「まぐろ類の罐詰の対米輸出調整実施要領」により年間一、〇〇〇、〇〇〇函を限度として輸出承認を行つてきたが、米国における同種罐詰の消費の増大とまぐろ漁業不振に起因する生産の減少により、すでに一、〇〇〇、〇〇〇函の大部を輸出したにもかかわらず、なお相当量の輸入が米国より強く要望されているので、前記輸出枠を

超過してある限度内において引続き輸出の承認を行うこととする。

なお、今回の措置による輸出枠はまぐろ類罐詰生産業者が本年

度枠による生産実績の三割を限度

として一口一、〇〇〇函以内で申込を行い、ある限度内において先着順に配分を受けたものに限りものとする。

上記の配分の申込方法は、前記「まぐろ類の対米輸出調整実

要領」三、の(一)を準用するものとする。

のとある。

一、輸出承認申請の際の添付すべき書類

今回も措置により冷凍まぐろ類

を米国に輸出しようとする者は輸出承認申請書(フォームT-101)

三番)に左記書類を添附して通商

産業省通商局に輸出承認の申請をしなければならない。

イ、輸出契約書

ロ、農林大臣の認可した検査機

関の昭和二十八年一月十九日

以降に発行した輸出検査證明書(別紙フォームによる)

ハ、昭和二十七年九月二十九日公表の「冷凍まぐろ類の対米輸出について」の(1)の(1)に記載の米国罐詰会社の誓言書(別紙フォームによる)

二、昭和二十七年九月二十九日公表の「冷凍まぐろ類の対米輸出について」の(1)の(2)に記載の輸出業者の誓言書

ホ、信用状の本書および写一通

又は銀行の確認のある写一通

書をもつて一時代用することができる。

イ、輸出承認は下記条件を満

てること。

C、支払は標準決済によるこ

と。提出された輸出承認申請書

を昭和二十八年二月十八日に取り纏め一括して審査を行う

ハ、輸出承認の有効期限は一ヵ月とする。

二、数量の増減の許容範囲は五

%とする。

(1)の(1)の「誓言書」を申

請の際提出不能の場合には輸出業者

者の前記誓言書を申請日より二

月以内に提出する旨の誓言書をもつて一時代用することができる。

A、クレームに対する条件が

No pass No Payより有利である。

B、クレームに対する条件が

No pass No Payより有利である。

C、支払は標準決済によるこ

と。提出された輸出承認申請書

を昭和二十八年二月十八日に取り纏め一括して審査を行う

ハ、輸出承認の有効期限は一ヵ

月とする。

二、数量の増減の許容範囲は五

%とする。

(1)の(1)の「誓言書」を申

請の際提出不能の場合には輸出業者

者の前記誓言書を申請日より二

月以内に提出する旨の誓言書をもつて一時代用することができる。

D、The \_\_\_\_\_ is full cognizant of the

(Name of packer) fact that the quantity specified in application for license to export is needed to maintain a steady flow of canned

(Name of commodity) into the company's marketing system at this time.

By \_\_\_\_\_

(7) 昭和28年2月16日(月)オ1053号 通商弘報		(オ三種郵便物認可)
エトオキシン樹脂およびヘードナークロール・ピクリン	フルオランスレン	インドール
ラトラットフロロエチン・レジン	スチレン・モノマ-1	酸化セリウム
クセノン・ガス	クリプトン・ガス	弗化マグネシウム
ナフタリン	クロール・ナフタリン	ヘリウム・ガス
サツカリン	ズルチニ	ネオン・ガス
インデン	アシスチセン・カルバゾール	ナフタリン
フェナスレン	ビレン	ヘリウム・ガス
二〇、盛 葉	二一、金 屬 類	クセノン・ガス
デリス根およびキユーベ根	タンクステン	クリプトン・ガス
イリジウム合金	金属ジリコニウム	ヘリウム・ガス
ゲルマニウム粉	金属表面硬化剤	フルオランスレン
金屬ゲルマニウム	イリジウム合金	インドール
水 銀	ゲルマニウム粉	ボリエスター・レジン
三、製 品 類	イリジウム合金	ラトラットフロロエチン・レジン

マグネシウム、マグネシウム粉 およびマグネシウム地金	マグネシウム・コンバウンド アンペラ
鉄鋼製品（中空鋼、特殊鋼およ びブリキ板発生品を除く）	鉄鋼製品（中空鋼、特殊鋼およ びブリキ板発生品を除く）
機械（ドル地域、仏連合、オラ ンダ、スエーデンおよび西ド イツから輸入するものを除 く。）	機械（ドル地域、仏連合、オラ ンダ、スエーデンおよび西ド イツから輸入するものを除 く。）
銅覆鋼電線	銅覆鋼電線
熱伝対線	熱伝対線
二三、雜 貨	二三、雜 貨
楽器類および同部品	楽器類および同部品
運動具および同部品	運動具および同部品
スケート・エッジ	スケート・エッジ
テニス・ガット	テニス・ガット
ビッグ・ケル	ビッグ・ケル
ゴルフ・シナフトおよびグラブ	ゴルフ・シナフトおよびグラブ
長時間レコード	長時間レコード
教育用十六ミリ映画	教育用十六ミリ映画
麦桿真田	麦桿真田
ス	ス
バーロン糸	バーロン糸
テレンブー肩	テレンブー肩
工芸品用原石	工芸品用原石
茶金石	茶金石
石版	石版
卵白	卵白
つう草紙	つう草紙

通商産業局長職  
昭和二十八年二月十四日  
ト  
アイボリナットおよびダムナ  
ベツ甲  
牛牛てい  
トリボリ粉  
エメリ一粉  
白きゆう  
鯨齒

輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一  
部委譲について

藏理第五七八五号、二六振  
七五六〇号「輸出振興外貨資金制度について」(以下「輸  
出振興外貨資金制度」という。)にもとづき、外國為替銀行  
確認および日本銀行(支店)より門司事務所を含む。以  
同じ。)の審査を受けた輸出  
與外貨確認記録証(以下「確認記録証」という。)(当該  
當申請金額をこえるもの。)  
(注) 申請にかかる輸入  
決済通貨が連合王国通貨ま  
は特別決済協定である場合  
あつても、当該金額をアメリカ  
合衆国通貨に換算してえ  
金額に相当する金額の確認  
記録証が添附されなければ足  
る。  
一、輸入商品説明書(一通)  
二、輸入の相手方との当該取引  
に関する書類(一通)  
ホ、外貨資金の割当申請者か  
当該輸入貨物の需要者でな  
場合は、需要者の申請者にせ  
する旨注記(一通)  
(2) 外貨資金割当申請書および  
外貨資金割当申請書別紙の印  
載が正確になされていること  
(注) 申請にかかる外貨資金  
金が連合王国通貨である場合  
は、当該申請金額をアメリカ  
合衆国通貨に換算してえた金

並方吉貴と記し、對い、引り記したりでたの罰權攝下おのの出資者

硝酸ストリキニーネ	アクリルニトリリン
塩酸エメチジン	塩酸ロベリン
クロラムフェニコールレバーミス	硝酸アトロビン
オーレオマイシン	オーレオマイシン
ビタミンB2	ビタミンB2およびその誘導体
ビタミンB12	ビタミンB12
ビタミンD2	ビタミンD2
ビタミンE	ビタミンE
葉酸	葉酸
デ・エル・メチオニン	デ・エル・メチオニンおよびその誘導体
エストラジオール	エストラジオールおよびその誘導体
泡消剤(ホームレツクスA、アンチホームA)	泡消剤(ホームレツクスA、アンチホームA)
メチアル・アンドロステネシオール	メチアル・アンドロステネシオール
A・C・T・H	A・C・T・H
コーキゾンアセテート	コーキゾンアセテート
ファイルターライト	ファイルターライト
ビタミンB12調合飼料	ビタミンB12調合飼料
ダイメンバイデリオード	ダイメンバイデリオード
脱水ラノリン	脱水ラノリン
サフラン	サフラン

染料およびその助剤	生酒石
ビグメントレジンカラーおよび 溶剤	アセテート・フレーク
マングローブ樹皮	ワツトル樹皮およびそのエキス
ケブラチヨ・エキス	タンニン削およびそのエキス
タニン削およびそのエキス	レンネット・カゼイン
ラクティスク・カゼイン(ヘ ドロクロライド・カゼイン 含む)	ラクティスク・カゼイン(ヘ ドロクロライド・カゼイン 含む)
浮游選鉱剤	ノーマル・ヘキサン
液化プロパン	石油製品添加剤
四エチル鉛	アルキール・ベンゾール
酸化コバルト	ビベロニール・ブドオキサイド
エレガントガム	バルサム
バルサム	コバイベ・バルサム
エスターガム	エスターガム
シーザーガム	シーザーガム
血粉	アルカリ・レジスタンット・セ ミツクカラ
スクイクス・メジイーム	ハイドレイド・シリコン・デ オキサイド

ハイドレイド・カルシウム・シ リケイト	ソルベントナフサ	トトル・オイル	ディーオタクチールセバケート	メチール・イソブチールケトン	メチール・エチールケトン	ポリエチレン・グリコール	プロピレン・グリコール	エチレン・グリコール	ヘキサクロロヘン	クエン酸石灰	ヘマチン・エキス	ログウッド・エキス	アルカリブルトナー	セルローズ・アセテート・ブロ ビオネット	合成プラツシユ・ファイラメント	スルフオキサイド	メタ・オクチール・ビサイクロ ヘブラン・デイ・カルボキシ	イイド（MGK-二六四一）	ボリプロビレン・グリコール	デイブロビレン・グリコール	デイエチレン・グリコール	トリエチレン・グリコール	エチレン・グリコール・モノエ チール・エーテル	エチレン・グリコール・モノエ チール・エーテル	エチレン・グリコール・モノエ チール・エーテル
------------------------	----------	---------	----------------	----------------	--------------	--------------	-------------	------------	----------	--------	----------	-----------	-----------	-------------------------	-----------------	----------	---------------------------------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------



特需調査

(自1月5日  
至1月1日)

(二八・二・一〇 企業局特需課)

(一) 一月特需集計高の分析  
(1月5日より1月1日に至る二十八日間)

一、七月以降の各月発注高との比較(単位: 1,000ドル)

月別	ドルベース	円マーク	合計
七月	4,118.0	117,011 (1,000)	121,119
八月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281
九月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281
十月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281
十一月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281
一二月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281
一月	1,170.0	3,111 (1,000)	3,281

二、十二月集計分は主として十二月下旬より一月下旬に至る間に成約されたものの集計であり、一月最終の成約分は二月集計に持ち越される。またJCA関係は今までの発注を全部含み他の分であっても十月、十一月中成約分も若干含まれている。

三、本集計分にはGSA分が八四二千ドル含まれているので、米軍関係としては三三〇、一四一千ドルであり、さらに日本ベースのものを差引きとドルベース特需は二九、五四〇千ドルとなる。したがつて数字の上では最近半年間の低調をやぶりトップとな

る。(二月発注の肥料の集計ずれが多い)よりも多いのであって、一般物資特需は依然として低調であつたといえる。

なお、本月分には既契約のAmend 分が次の通り計上され

ている。  
ドルベース役務六六〇千ドル、

円マーク役務六八一千ドル、し

たがつてこれらの額は新規発注でない。

一月十二日付 二四八・八  
千封度 東洋レーヨン  
一一六・六八七・二〇ドル  
一月十二日付 一〇〇千封  
度 高島屋飯田 四五、  
七五〇ドル

328

五、輸出機器(機器)別内訳

AGENCY	SUPPLY	SERVICE	TOTAL
YEN	2,133	1,468	3,601
MDA P	0	0	0
DA	11,653	16,471	28,124
AF	324	855	1,179
NAVY	145	92	237
GSA	842	0	842
TOTAL	15,097	18,886	33,983

六、特筆すべき内容

(A) ドルベース

イ、物資関係

兵器関係のものとして  
銃剣 110,000本  
(極東軍直括)の建設工事関係  
計に持ち越される。またJCA  
関係は今までの発注を全部含み  
他の分であっても十月、十一月  
中成約分も若干含まれている。

二、十二月集計分は二月以前に  
ある。この分は十二月以前に  
発注せるものが大部分で、十一  
月の特需調査で報告した通り情  
報入手が遅れたため既発注分が  
一度に一月集計のなかに計上さ  
れたのである。したがつてこの  
額が差引きるとドルベース総  
額が二九、五四〇千ドル前後  
となる。しかも本月分は次表  
に示す通り役務関係(主として  
荷役と空軍関係建設)が物資関

も確定していない。  
肥料の十二月集計現れとして  
は五五千トン 二、八三〇  
千ドル

(発注総額二二五千トン  
一千、六一〇千ドルのうち  
十二月集計が一五三千トン  
七、九一〇千ドルであり、  
二月集計としての繰越分一  
七千トン 八七〇千ドル)  
がある。

レーヨン糸 合計五四八・八  
千封度は次の三社が受注し  
た。  
一月五日付 二〇〇千封度  
日本レーヨン  
九二・一四〇ドル

乾電池 二五三、六四二ドル  
(岡田、村上、東洋、神田  
各乾電池)

炭素鋼 五三三・〇一三ドル  
(日東、尼崎、昭和特殊、  
山陽、東洋各製鋼)

一月十二日付 二四八・八  
千封度 東洋レーヨン  
一一六・六八七・二〇ドル  
一月十二日付 一〇〇千封  
度 高島屋飯田 四五、  
七五〇ドル

番号  
大藏省  
通商産業省

輸出振興外貨償金制度の改正について

さきに昭和26年2月ノ付諒解第575号、26振興法555号をもつて  
「輸出振興外貨償金制度について」を発表したが、今回該文の一節を次のように  
改め、昭和28年1月1日から実施する。

別表第2を次の通り改める。

別表第2  
第一類 農水産物

分類番号	品名
01	鳥獣類及びその調製品
02	堅殻果品、鳥卵及びはちみつ
03	魚介類及びその調製品
05	果実及び野菜類
074 ~ 01	茶 香 草 牛 料
075	粉
021 ~ 0420	その他他の食糧調製品(私に掲げるものを除く。)
11	飲料
12	たばこ及びその製品

分類番号	品名	説明
499 ~ 0250	吸取練糞	
500 ~ 0290	其の他の殺虫剤殺菌剤及び消毒剤 (例に掲げるものを除く。)	
599 ~ 0950	寒天	
600 ~ 1	ベニヤ板(マツチ軸木、経木を含む。)	
601 ~ 6	木製品(別に掲げるものを除く。)	
650 ~ 0050	一疊表及び花瓶	
652 ~ 652	天然真珠及び養殖真珠	
92	生活力を有する動物(食用のものを除く。)	

分類番号	品名	説明
613	毛皮	
262 ~ 0310	アンゴラ兔の毛	
262 ~ 05	馬毛及びその他の粗毛	
291	動物性原材料(食用に適しないもの) (別に掲げるものを除く。)	
292	植物性原材料(食用に適しないもの) (別に掲げるものを除く。)	
411 ~ 4	アサマギ(欅油)	
412 ~ 1915	茱萸油	
412 ~ 1922	木ろう油(らわゆ)・じらら	
512 ~ 0922	しらう油	
512 ~ 0923	オウロ油	
512 ~ 0924	はうか油(はうか玉を含む。)	
551 ~ 0114	麻うが油	

織 繊 製 保

分類番号	品名
261 ~ 01 651 ~ 01	生糸及びその他の綿糸
266 ~ 01 [2]	ステーブルファイバー(繻織、ナイロンビニロン製及び これに織するもの)
642	パルプ紙及び板紙の製品
0240 0270 0341 0542 0351 0352 0398	
651 ~ 0399 0461 0462 0471 0472 0498 0499 0520 07 0910	加工糸 (毛糸、綿糸、麻糸、其の他)

651 ~ 06	人造纖維及びガラス纖維の紙
652 ~ 02	紡織物(たゞし、絹糸、ステンシルプリント、インディゴプリント、パッチサロンプリント、フルーフプリントに限る。)
653 ~ 02	編 織 物
653 ~ 02	毛 織 物
653 ~ 05	人造纖維織物及びガラス纖維織物
653 ~ 06	金属糸入織物
653 ~ 07	メリヤス地及びこれに類する織物(綿糸を除く) リール、レース(しゅう布、リボン、トリミング及び二重糸の織物製品及びその関連品)
654	織物製品又は織物を中心とした製品(別に掲げるものを除く。)
655	織物製品(別に掲げるものを除く。)
656	敷物類(別に掲げるものを除く。)
657	セロファン製品
899	双糸(身辺着用品を含む)
844	

(3)

## 重工業關係

分類番号	品名	名
691	兵器	
699 ~ 01	銃砲製の建設用完成部分品(組立てたものを含む。)	
699 ~ 05	飲食製の器具(器皿)、機器、椅子及びエクスパンデッドメタル(高利休成)及びワイヤークロスを含む。)	
699 ~ 08	針及びビン(昇金屬製のもの)	
699 ~ 11	金庫、金庫取付物及び金箱	
699 ~ 12	工具具類及び機械用及び工場類 (農業用のものを含む。)	
699 ~ 21	輸送用及び保管用の金属製容器(ぶりき空かんを含む。)	
699 ~ 22	ストーブ、炉及び火格子	
71	機械類(附風呂部品を含む。)(電気機器を除く。) (別に掲げるものを除く。)	
722	電気機器(附風呂部品を含む。)	
73	鐵板用機器( ) (船艤を含む。)	

81	組立家屋、衛生用具、水道用具、暖房用装置及び照明白 具並びにこれらの附属品
86	医療用機器、理化学用機器、調整機器局製用品、光学機 器及び時計類（別に掲げるものを除く。）
891 ~ 01	蓄音機（レコード、プレーヤを含む。）

### 金山（石炭）関係

分類番号	品名
533 ~ 0113	青銅粉、アルミニューム粉、その他これらに類する金属粉
699 ~ 06	アルミニューム、銅その他の非鉄金属製の鋸地、網目、 格子網、筛網及びエッフスハンドメタル
699 ~ 2927	錫箔
699 ~ 2928	*アルミニューム箔
699 ~ 2929	真ちゅう箔及び青銅箔
721 ~ 13	絶縁電線

(4)

### 化学関係

分類番号	品名
413 ~ 0110	ボイル油
413 ~ 02	硬化油
511	無煙煤（苦性ソーダ、ソーダ灰を除く。）
512	有煙煤
523	来料、皮なめし剤及び着色材料
524	医薬品
525	石油及び清潔剤
526	化学肥料
529	肥料並びにその他の化学材料及ば化学製品
521 ~ 0260	ナフタリン
521 ~ 0946	計

雑 傷 関 係

分類番号	品名
12 291 ~ 0912	たばこ及びその製品
612	腋毛
629	革製品 ゴム製品（別に掲げるものを除く。） セメント
632 651 ~ 04	木製品（別に掲るものも除く。） リノリウム
661 ~ 03	セメント 建築用及び石碑用石材（加工したもの）
661 ~ 09	石綿製、セメント製及び焼成してない非金属製、磁物製 の建築材料（別に掲げるものを除く。）
622	粘土製及び耐火性建築材料
663	磁物製品（粘土製及び別に掲げるものを除く。）
(5)	
分類番号	品名
664	ガラス
665	ガラス製品
666	陶磁器
699 ~ 11	金属、金庫取付物及び金箱
699 ~ 13	家庭用具
699 ~ 14	{（算金属製のもの磁器、磁器を含む）
699 ~ 15	
699 ~ 16	食卓用又は調理用のナイフ、フォーク、及びスプーン (算金属製のもの)（めっきしたものも含む。）
699 ~ 17	刃物（別に掲げるものを除く。）
699 ~ 18	金物類（鍵、鍵及び金物類）
699 ~ 22	ストーブ、炉及び火格子 (金属製のもの)(電熱用のものを除く。)
699 ~ 29	金属製品（別に掲げるものを除く。）

82	家具及び備付品
83	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するものは書き物類
85	
891 ~ 02	音響機レコード
891 ~ 03	ピアノ及びピアノ弾奏装置
891 ~ 09	楽器（別に掲げるものを除く。）
892	印刷物
899 ~ 01	ろうせくせの他の可燃性業品
899 ~ 02	マッサ
899 ~ 03	かさ：つた及びこれらに類するもの
899 ~ 04	加工した装飾用羽毛、羽毛製品、造花、人形製品、及び装飾した扇子
899 ~ 05	ボタン及び飾ボタン（貴金属製及び貴石製のものを除く）
899 ~ 06	装飾用彫刻品
899 ~ 07	食卓用具その他家庭用品（木製、レースラン用のものを含む）及び美術品（プラスチック製のもの。）
	(18)
分類番号	品名
899 ~ 08	冷蔵庫（電気式及びガス式）
899 ~ 11	プラスチック製（別に掲げるものを除く。）
899 ~ 12	かご製品及び枝條樂器（別に掲げるものを除く。）
899 ~ 13	ほうき及びブラシ
899 ~ 14	運動用具
899 ~ 15	玩具及び遊戯用具（乳母車、トランプを含む。）
899 ~ 16	万年筆、織出鉛筆及びペン軸類
899 ~ 17	事務用品（紙製のもの及び別に掲げるものを除く。）
899 ~ 18	喫煙用パイプ類
899 ~ 21	美術品及び蒐集品
899 ~ 9911	喫煙用具の耐風品（ガラス製及び陶磁器製のもの並びに別に掲げるものを除く。）
899 ~ 9912	扇子、うちわ、及びこれらの部分品（装飾をしたものと除外。）
899 ~ 9913	線香及びたき番

899 ~ 9914	ま法びん
899 ~ 9916	木 筒
899 ~ 9919	家庭用品（別に掲げるものを除く。）
899 ~ 9921	時計用、眼鏡用及びかき用のくさり並びにこれらに類する肩立用くさり
899 ~ 9922	時計用バンド
899 ~ 9924	
899 ~ 9925	バリクル
899 ~ 9926	バツチ及び革類
899 ~ 9931	
899 ~ 9932	くし
899 ~ 9934	
899 ~ 9936	髪 留
899 ~ 9941	つりざき（竹製のもの。）
899 ~ 9949	夢わらわら、ハナマ、ストロー、やしの葉、いぐさ、茅竹、膳つるその他これらに類するもの
899 ~ 9951	博物標本
899 ~ 9952	ひな形
899 ~ 9954	クリスマス、デコレーション類
899 ~ 9961	豚毛製品（別に掲げるものを除く。）

(7)

## 第二類 農水産関係

分類番号	品 名
048	穀物の調製品
061 ~ 070	砂糖の調製品（糖水及び糖蜜を含む。）
082	
243 ~ 03	穀 材（針葉樹以外のもの。）

## 織維関係

分類番号	品 名
261 ~ 0230	蠶繩及びペニー
261 ~ 290	織ることのできない繊アリソン及びシルクノイル（別に掲げるものを除く。）
266	人造繊維（第一類に掲げるものを除く。）
267	織物類のくず

641	紙及び板紙
651 ~ 62	毛糸（別に掲げるものを除く。）
652	綿織物（第一類に掲げるものを除く。）
652 ~ 01 <sup>20</sup> 30	綿スフ（混紡織物）
653 ~ 03	亞麻織物、大麻織物及びラミーの織物
653 ~ 04	蕓麻（ジユート）織物
653 ~ 0710	メリヤス地及びこれに類する織物（綿製のもの。）

### 重工業関係

分類番号	品名
681 ~ 04	チヨイエスト、ガーダー、アンブル、形鋼、棒鋼及びコンクリート補強用棒鋼（管材を含む。）
681 ~ 07	鉄鋼の板（金属メッキを含む。）
681 ~ 08	レール
681 ~ 11	鉄道建設材料

(8)

分類番号	品名
681 ~ 12	綫材及び線
681 ~ 14	鋼管及びセの附屬品
689 ~ 15	鍛造物及び鍛造物
699 ~ 03	鉄鋼製の細索及び撚線並びにこれらに類似のもの（非絶縁性のもの。）
699 ~ 07	真金屬性のくぎ、ボルト、ナット、ワッシャー、リベット、ねじ及びこれらに類するもの。

### 化学関係

分類番号	品名
52	鉱物性タール並びに石炭石油及び天然ガスから作った粗製油品（別に掲げるものを除く。）

鉱山（石炭関係）

分類番号	品名
682～02	銅及びその合金（加工したもの） （棒、板、線、管、鍛物及び鍛造のもの）
684～02	アルミニウム及びその合金（加工したもの） （棒、板、線、管、鍛物及び鍛造のもの）
685～02	鉛及びその合金（加工してあるもの）
686～02	亜鉛及びその合金（加工してあるもの）

### 雑貨関係

分類番号	品名	名
611	革類	
633	コルク製品	
677	銀、白金及宝石類（別に掲げるものを除く）	
899～9962	獸毛	

(9)

分類番号	品名	目
899 9963	獸角	（別に掲げるものを除く）
899 9964	獸牙	（　　）
899 9965	獸骨	（　　）
899 9969	獸皮	（　　）

### 第三類

#### 農水産関係

分類番号	品名	名
00	生活刀を含むる割物（主として食用のもの）	

046	小 索 粉
061 ~ 02	紡 糸 (精製したもの)
073	ショコレート及びその調製品
221 ~ 09	機油用の種ナット、及び栓 (別に磨ぐるものも除く。)
243 ~ 02	針葉樹製材

### 織維関係

分類番号	品名
251 ~ 01	くず紙及び古紙
262	羊毛及びその他の獸毛 (別に掲げるものを除く。)
262 ~ 06	ウールショディ
262 ~ 08	くず羊毛及びその他の獸毛くず
263 ~ 03	綿糸くず及びくず綿 (加工していないもの)
263 ~ 04	綿 (カード又はコームしたもの)

(10)

分類番号	品名	名
264	蕷	麻
265	織物繊維 (綿及び蕷麻を除く。)	
651 ~ 03	綿糸 (蕷一類に掲げるものを除く。)	
0331 0332 0333 0334	綿スラブ 混紡標糸	
651 ~ 0451 0452 0453 0454	綿スラブ 混紡標糸	
651 ~ 05	亞麻、大麻及びラミーの糸	

### 重工業関係

分類番号	品名	名
681 ~ 01	鐵鉄及び海綿鐵	

681 ~ 02	合 金 鉄
681 ~ 03	塊、片、シートバー、ヤンバー及びこれらに類する第一次 鉄鋼製品

鉱山（石炭、腐木）

分類番号	品	名
272 ~ 06	硫 黃	
283 ~ 0510	亜鉛（精）鉛（鍛鉛したものと含み、鉛さいを除く。）	
291	石炭、コークス及びれん炭	
313	石油製品	
661 ~ 01	石灰（石灰石を含む。）	
671 ~ 01	銅（加工せないもの及び一部加工したもの）	
682 ~ 01	錫及びその合金（加工してないもの）	
683 ~ 02	ニッケル及びその合金（加工してないもの）	

(II)

分類番号	品	名
684 ~ 01	アルミニニューム及びその合金（加工してないもの）	
685 ~ 01	鉛及びその合金（加工してないもの）	
686 ~ 01	亜鉛及びその合金（加工してないもの）	
687 ~ 0130	錫（半田）	
687 ~ 0200	錫及びその合金（減磨合金のみ）	
689 ~ 0120	アンチモニー（加工したものと含む）	
689 ~ 0240	銻鉛（加工したものと含む。）	
689 ~ 0190	非鉄金属（冶金用のもの）及びその合金 (カドニウム、セレニウム、テルル、チタニウム等)	
689 ~ 0290		

化 学 固 体 加 工 類

分類番号	品	名
612	加工油脂並びに動物性及び植物性の油（食用脂を除く。）	

(他に掲げるものを除く。)

511 ~ 03 苛性ソーダ

511 ~ 04 火薬ソーダ(ソーダ灰)

別表3

穀水塗關係

介類番号	品名
041	穀類
042	
043	
044 045	
047	穀粉(別に掲ぐものを除く。)
061 ~ 01	
~ 02	てん紫糖及びじょ糖
120	コーヒー
072	ココア
074 ~ 02	マーティ
88	飼料(魚類を除く。)

221 ~ 01	落花生
221 ~ 02	コフラ
221 ~ 03	油やしの核
221 ~ 04	大豆
221 ~ 05	あまの穂
221 ~ 06	綿の実
221 ~ 07	ひまの種
23	生ゴム（合成ゴム及び再生ゴムを含む。）
24 1	薪炭及び木炭
24 2	丸太材又はそま角
24 3	鉄道用枕木
24 4	コレク（加工しないもの及びくづ）
411 ~ 02	動物性油脂及びグリース（別に掲げるものを除く。）
412	植物性油（菜種油、木ろうを除く。）

(13)

## 織維関係

分類番号	品名	名
251 ~ 02	パルプ（紙及び白紙を除く。）	
03		
04		
05		
261 ~ 01	繊（くず繊を含む。）（別に掲げるものを除く。）	
02		
262 ~ 07	羊毛又は織獸毛（カード又はコームしたものでトックを含む。）	
08		
263 ~ 01	綿花	
02		
263 ~ 02	コットンリンター	

## 織工業関係

分類番号	品名	名
281	鉄 鋼	

282 鉄鋼くず

鉱山関係

分類番号	品名
272	鉱物（粗のもの）（石炭石油肥料原料及び貴石を除く。）
283	非鉄金属（精錬したものを含む。）（亜鉛精錬を除く。）
289	その他の非鉄金属（冶金用のもの） （別に掲げるものと除く。）

化学関係 別表三

分類番号	品目
271	肥料（燃焼してゐないもの）
272 ～ 05	塩

(14)

雑貿易保

分類番号	品名
211	原皮類（仕上げしてないもの）（毛皮類を除く。）

備考 分類番号は輸出入統計品目表（昭和26年11月大蔵省告示第1749号）による。

第一類 業者登録簿	
登録番号	島名
← 01	鳥取肉類石川の調製島
← 02	暗黒製島、島卯及ぶ下らみつ
← 03	卓々加國万代之の調製島
← 04	紫雲乃べ野菜類
← 05 ~ 01	茶
← 075	高半料
021 ~ 0420	粉
← 09	その他食糧調製島(主に5年以内) 元々の
← 11	般
111	料
115	700

新年度地域  
輸出計画

分類番号	品名	税率%	元年度貿易輸出額
599~20250	駁取線香	15	100
599~02290	葉の他殺虫剤、殺菌剤及く消毒剤 (別に掲げらるるを除く。)	15	100
599~0950	素 糸	500	500
637	ハニヤ板(スルチ板)木綿下合工。	15	100
632	不織品(別に掲げらるるを除く。)	15	50
657~0310	疊 柔カビ花 葉	15	450
672~ 92	天然薬業又は養殖産業 生活力及育苗等の植物(食用のものを除く。)	10	3900 390
	計		39,411

纖維關係

ノ一概

261 - 0230	真綿及びペニ-	1,500,000
261 - 290	織るだけでない織フリンジ及びシルク1キル(別に掲げたのを除く)	

## 織維關係

## 紡織類

A	類番号	品	名	現行率	米等廢棄地減輸出計画
261	- 03	生糸及びその他の繊維		10	34,000,000 生糸
651	- 01	スチーブルファイバー(醋酸、ナイロン、ビニロン繊及びこれらに接するもの)		15	710,000 紙糸
266	- 0112			15	175,000
	0113			15	700,000
642		ハサウエー紙及び板紙の製品			
	0240				
	0270				
	0341				
	0342				
0351		加工糸(毛糸、綿糸、麻糸其の他)		15	140,000
651	- 0352	人造織維及びガラス(耐火性の糸)		10	730,000
0520	0378	人造織物(絹、綿糸、スランフルブリント、インディゴブリント、パラチックサロンブリント、ブルーブリント)			
0910	0399				
	0461				
	0462				
0499	0499	人造織維及びガラス(耐火性の糸)		10	730,000
0499	0520				
651	- 02	人造織物(絹、綿糸、スランフルブリント、インディゴブリント、パラチックサロンブリント、ブルーブリント)		10	730,000
652	- 02				
653	- 02	毛織物		10	13,500,000
653	- 03	綿織物		15	6,820,000
653	- 05	人造織維織物及びガラス(耐火性織物)		15	100,000
653	- 06	金属入り織物		15	20,000
653	- 07	メリマスク地及びニット織物(錦製を除く)		15	1,280,000
654		ソール、レース(レース地、リボン、トリミング及びニットに類するもの)		15	80,000
655		特殊織物(特殊織物及びガラス)		15	1,550,000
656		織物製品又は織物を主とした製品(別に掲げるもので除く)		15	5,500,000
657		織物類(別に掲るもので除く)		15	216,000
899		セロファン製品		15	7,480,000
84		衣類(身延着用品を含む)		15	13,000,000
計				11,087,000	
毛織類					1,560,000
261	- 0230	真綿及びペー			
261	- 0230	織物(セロファン、繊維、漆器等)及びシルク(別に掲げるもので除く)			

## 重工業関係

## 附表二

分類番号	品名	原価	現価
691 — 01	鉄鋼製造使用完耗部品 (純金・純銀含む) / 10 スチール (有機・無機含む) 鋼鐵 銅及鉛 (有金・有銀含む)	100	実際代引手形
699 — 01	金属金庫取扱物及金塊	15	
699 — 11	工具及具類	200	
699 — 12	衛生用及火保管用の金属製容器 (ドリミ空水人を含む)	15	
699 — 22	ストーブ炉及火格子	15	
71	機械類 (附屬部品含む) (電気機器・除雪機等の機械等)	15.000	
<u>電気機械類 (附屬部品含む)</u>			
72	電気機械類 (附屬部品含む)	2,000	
73	電気機械類 ("")	30,000	
<u>(總額三合計)</u>			
81	組立家庭衛生用及水道用・暖房用装置 及炊飯用器具以降之部品の附屬品 医療用機器 捕火用器具 調整装置等 用火光器械及火時計類 (別に掲載の點) 樂器 常鳴機 (レコード・ルーラー等含む)	15 300 3,000 20	
			54,620

## 鞍山、石炭關係

~~附表二~~

分類番号	品名	現行率	支那東部地域輸出計画
533 — 0113	青銅板、アルミニウム板、其の他の鋼板類す る金属板	1.5	760
682 — 02	銅及びその合金(加工してあるもの) (純、板、線管、鉄物及び鍛造等)。	5	11,000
684 — 02	アルミニウム及びその合金(加工してあるもの) (純、板、線管、鉄物及び鍛造等)。	5	280,000
685 — 02	合及以外の合金(加工してあるもの)	5	100,000
686 — 02	亜鉛及びその合金(加工してあるもの)	5	160,000
699 — 06	アルミニウム、銅その他、非鉄金属の鋼板	5	
677 — 2931	錫箔	1.5	
699 — 2932	アルミニウム箔	1.5	500
677 — 2933	亜鉛及び青銅箔	1.5	700,000
721 — 13	絶縁電線	1.5	2,346,300
計			

## 化学雑貨関係

## 第一類

分類番号	品名	数量	現行率	来年度希望地域 未納額 Untill 1,000
413-010	木油 硫化油	10	59.5合	0
511-02	薄焼葉石(毒性)-火-ダ灰去除。	10	100	130
512	有機葉石	10	空瓶及光沢石	100
513	染料、皮ぬめ(剤)及ぶ着色材料	15	染料	150
514	医薬品 医薬品及化粧料並びに化粧品→や小料 又以洗滌剤	15	7.555	
515		15	塗料漆	450
516	化学肥料	0	1.000	
519	煤礦葉石 化學葉石	10	無機葉石の加算	
521-626	ナフタリン	10		50
計				11,105

支那總理衙門

## 雜貨關係

件

分類名	品名	現行率	來港後之新舊
ta	各項製造品	15	100
699—19	金物類(鏡、錠及金物類)	15	3.030
699—22	火刀、火槍及火藥子 (金屬製のもの)(危險用のもの)	15	
699—29	金屬製品(別に掲げたもの除く) 紳士家庭、衛生用具、水道用具、廁所用 器皿及其附屬品	15	

雜貨關係 附表

分類名	酒	火	總額	未審收物之數 新收公算圖
12	酒	火	15	100
291 — 0912	陳七			
629	エム製造(別に揚子の關係)(三合)	15		2.337
632	木製函(別に揚子の關係)	15		4.350
657 — 04	リリカム縫		15	
661 — 12	セメント		10	220
661 — 03	建築用石(加工したの) <del>鐵</del>	15		
661 — 09	金物業の建築用材料(別に揚子の關係)			
662	船工業及火薬建設材料			
663	鐵物製造(船工業及火薬の關係)			
664	ガラス(被り入る爲)	15		
665	ガラス製造	15		
666	陶磁器	15		19.030
699 — 04	金庫		15	
699 — 11	金庫及洋貿物及金箱	15		400
699 — 12	手錶		15	
699 — 13				
699 — 14	家庭用具	15		250
699 — 15	(金屬製のもの) (金屬製のもの) (金屬製のもの)			
699 — 17	及物(別に揚子の關係)	15		1920
699 — 19	金物類(金、銀及金物類)	15		3.030
699 — 22	火トーチ、火棒及火格子	15		
	(金屬製のもの) (金屬製のもの)			
699 — 29	金屬製品(別に揚子の關係)			
	紳士家屋、衛生用具、水道用具、鐵馬用	15		
	裝置及照明並に其の附屬品			

## 第一類の3

分類番号	名	現行率	来年需出額
199-9912	扇子(50枚以下の部分扇(装飾仕立ての附))	15	
199-9913	線香及化粧香	15	不明
199-9914	手詰びん	15	
199-9915	水筒	15	
199-9916			
199-9917			
199-9919	家庭用湯(別に揚げ物の扣除)	15	
199-9921	時計用眼鏡用及公式用のシリヤー	15	
199-9923	シルバーライセンス		
199-9924	時計用ハンド	15	
199-9925	レザックル	15	
199-9926	バッケージ等の豪華類	15	
199-9927	く	15	
199-9928			
199-9929	袋 窓	15	
199-9941	アリザナ(竹製のもの)	15	
199-9949	季物(わらハサマストロー、やの葉、いぐさ、	15	
	草竹籠、竹の化粧箱等)の化粧箱等	15	
199-9951	竹製箱	15	
199-9952	竹製箱	15	
199-9954	竹製箱	15	
199-9961	竹製箱(別に揚げ物除)	15	1150
199-9962	歌毛( )	15	
199-9963	歌毛( )	15	
199-9964	歌毛( )	15	
199-9965	( )	15	
199-9966	( )	15	
199-9967	( )	15	
	計	59,025	

下  
\*  
類

和 種 2

分類番号	品名	規格	現行率 支度費 年額 計画
1.2	家具及備付品	1.5	
1.3	旅行用具、手袋、小包等の類	1.5	
1.5	12.3 級類	1.5	
1.6	医療用機器、理学療法機器、検査装置、光学機器	1.5	
1.7	郵便局用機器	1.5	
1.91	電音機、レコード	1.5	
1.91	ビデオ及びビデオ、録音装置	1.5	
1.91	樂器(別に掲げたもの)	1.5	
1.92	印刷物	1.5	950
1.99	1.01 万用計その他の測定性器具	1.5	
1.99	1.02 マッサージ器	1.5	
1.99	1.03 オーディオ機器(音楽用)	1.5	
1.99	1.04 加工した裝飾用羽毛、羽毛製の造花、人造花、及び装飾(大綿子)	1.5	
1.99	1.05 ホーナン及び飾り(金屬製及び樹脂)	1.5	850
1.99	1.06 裝飾用彩色剤	1.5	885
1.99	1.07 食卓用布等の家庭用具(木製、竹製用等のもの)及び其の部品(ガラス等の部品)	1.5	
1.99	1.08 冷蔵庫(電気式及びガス式)	1.5	
1.99	1.1 ブラシ類及び散骨製品(骨等の骨)	1.5	
1.99	1.2 梱器品及び被服製品(衣服等)	1.5	
1.99	1.3 12.3 及びアラン	散毛製品の包含	
1.99	1.4 運輸用具	1.5	427
1.99	1.5 紙製及び遊戯用具(乳母車、トランポリン等)	1.5	12,000
1.99	1.6 万能筆、縫針等及びヘン物類	1.5	
1.99	1.7 動物用添(紙製のもの及び別に掲げたもの)	1.5	920
1.99	1.8 吸煙用パイプ類	1.5	
1.99	1.9 美術品及び蒐集品	1.5	
1.99	1.9911 煙草用具の附属品(紙製及ぶ陶磁器製のもの並びに別に掲げたもの)	1.5	3,380

農水産用機器  
概要

品種番号	西名	現行率%	来年度本地域輸出計画
243	生活ウサギ用具(主に2年生)	0	0
248	穀物の調製品	5	5000
061~064	ナップの調製品(穀水及び糖蜜)	0	0
062			
243~03	機油用の機器(トスル・タグ)	0	0
	計	10	3000
			8000

重工業用作		計	總合率	年平均貿易額 及輸出額
品名	規格	量	%	金額
1. 鋼筋	φ 12 — 0.4	420 メートル、ガーラー、アーチ形鋼、構鋼及 スチール筋強用構鋼(帶底合)。	10	2,000
2. 鋼鐵	φ 12 — 0.7	鋸鋼板(金屬及合)。	5	1,000
3. 鋼鐵	φ 12 — 0.4	レ — 10	10	不詳
4. 鋼鐵	φ 12 — 1.1	鍛造產鐵材料	不詳	不詳
5. 鋼鐵	φ 12 — 1.2	線材及管線	10	200
6. 鋼鐵	φ 12 — 1.2	鋼管及木工附屬品	10	3,000
7. 鋼鐵	φ 12 — 1.5	金屬物及鐵造物	5	100
8. 鋼鐵	φ 12 — 0.3	鐵繩及鋼索及鐵線(非鐵線性)	10	0
9. 鋼鐵	φ 12 — 0.7	金屬製品、木工、塑料、漆塗等	10	1,000
10. 鋼鐵	φ 12 — 0.7	小口及大口之鐵桶等	10	3,900
		計	39,000	

外類番号	品	名	現行率	来年度貿易輸出計画
266	人造纖維(ヤ一類)「揚げ」を除く。	10		
267	織物類(イズ)		500,000	
641	紙及び板紙	10	704,000	
651 — 02	毛糸(別に掲げるものを除く)	5	—	100,000
651 0373 0374 0375 0376 0377 0451 0452 0453 0454	綿(ア)混紡糸		240,000	
652 — 0120 653 — 03 653 — 04	綿(ア)混紡織物 亞麻織物、大麻織物及びラミーの織物 黄(シニート)麻織物	5 10 283,000	52,000	
653 — 0710	メリマス地及び二重(二重打)織物(無漂のもの)	10,000		3,469,000
計				

## 化粧陶器

件 = 類	品	火	現行率
今類番号	漆	火	未定及未定成 新式計画
52	金物性陶器(石炭、石油及天然 ガス、水、火等粗製業品(別に精製したる者)	10	ペンソーワ 1.100
		計	1.100

## 推算關係

## 第二類

今類番号	漆	火	現行率	未定及未定成 新式計画
291-0912	漆	火	15	100
612	革製品			
633	竹器製品		15	不明
663-03	毛綿製品(建築材料等)		15	100
69	鐵、五金及漆器類(新式計 畫)		15	
	計		1.100	

## 禁輸品目表

三

分類番号	品名	現行率	禁輸品目別域貿易計画
00 043 ~ 0130	生活必需品(主に食料用)	0	1.500
046	小麦粉	0	12.000
047	砂糖(841=穀物及豆類)	0	1
061 ~ 02	砂糖(精製したる)	0	
073 221 ~ 09 243 ~ 01	ココナツ油(精製したる) 棕櫚油(精製したる) 金針花油(精製したる)	0 0 0	100 3.600
243 ~ 02	金针花油 製材	0	

19.10.1

三 級		
251	- 01	「洋紙及び古紙」 羊毛及びその他の繊毛(別に精製せしもの除く) 10,000
262	- 06	「ウールシヨテ」 「羊毛及びその他の繊毛」 5
262	- 07	「羊毛及びその他の繊毛」 5
263	- 03	綿紡くす及び「す」綿(加工しないもの) 綿(カード又はコームしたも)
263	- 04	50,000
264		
265		
265		「植物繊維(綿及び黄麻を除く)」 綿糸(一糸に接するものを除く) 5
651	- 03	2類の綿スラブ混紡 綿糸の中に含めた。 30,000
651	- 05	5
0331 0332 0333 0334 0335 0336 0337		
651		綿スラブ混紡

支那事務所		支那事務所	
品種	合計	品種	合計
銅鐵及海綿鐵	0	金屬製品	0
今金鐵	0	錫、シーバー、チタニウム等	0
第一次鉄鋼製品	0		

品種	合計
銅 黃	0
石炭、コークス及び灰化炭	87,520
石油製品	140,000
銀(加工しないもの及び一部加工したもの)	0
銅及他の合金(加工しないもの)	0
ニッケル及他の合金(加工してあるもの) (棒、板、管、管、管等物 製造)	0
アルミニウム及びその合金(加工してないもの)	2,800,000
銅及他の合金(加工しないもの)	0
亜鉛及他の合金(加工しないもの)	0
錫ろう(半田)	0
錫及びその合金(減舊合金の外)	500,000
計	6,877,520

分類番号		品名	現行率%	来年度本地域輸出計画
0	01	鉛(純)錠	0	10,000
0	02	(純)錠(純を含む銅を除く)	0	10,000
0	03	石炭(石炭で含む)	5	2
0	04	ニッケル及ばずの合金(加工していない)	0	0
0	05	ヤンケモニー(加工したもの)を含む。	0	100,000
0	06	蓄錠(加工したもの)を含む。)	5	5
0	07	非鉄金属(冶金用を除く)及びその合金(カドニウム、セレン、チタニウム等)	0	110,000
	計			

輸出額

分類番号	品名	現行率%	来年度本地域輸出計画
0	鉛(純)錠	0	10,000
0	(純)錠(純を含む銅を除く)	0	10,000
0	石炭(石炭で含む)	5	2
0	ニッケル及ばずの合金(加工していない)	0	0
0	ヤンケモニー(加工したもの)を含む。	0	100,000
0	蓄錠(加工したもの)を含む。)	5	5
0	非鉄金属(冶金用を除く)及びその合金(カドニウム、セレン、チタニウム等)	0	110,000
	計		

輸出額

分類番号	品名	現行率%	来年度本地域輸出計画
0	鉛(純)錠	0	10,000
0	(純)錠(純を含む銅を除く)	0	10,000
0	石炭(石炭で含む)	5	2
0	ニッケル及ばずの合金(加工していない)	0	0
0	ヤンケモニー(加工したもの)を含む。	0	100,000
0	蓄錠(加工したもの)を含む。)	5	5
0	非鉄金属(冶金用を除く)及びその合金(カドニウム、セレン、チタニウム等)	0	110,000
	計		

輸出額

分類番号	品名	現行率%	来年度本地域輸出計画
0	鉛(純)錠	0	10,000
0	(純)錠(純を含む銅を除く)	0	10,000
0	石炭(石炭で含む)	5	2
0	ニッケル及ばずの合金(加工していない)	0	0
0	ヤンケモニー(加工したもの)を含む。	0	100,000
0	蓄錠(加工したもの)を含む。)	5	5
0	非鉄金属(冶金用を除く)及びその合金(カドニウム、セレン、チタニウム等)	0	110,000
	計		

分類番号	品名	現行率%	来年度本地域輸出計画
0	鉛(純)錠	0	10,000
0	(純)錠(純を含む銅を除く)	0	10,000
0	石炭(石炭で含む)	5	2
0	ニッケル及ばずの合金(加工していない)	0	0
0	ヤンケモニー(加工したもの)を含む。	0	100,000
0	蓄錠(加工したもの)を含む。)	5	5
0	非鉄金属(冶金用を除く)及びその合金(カドニウム、セレン、チタニウム等)	0	110,000
	計		

## ナ三類

別表3 電水産關係	分類番号	品名	現行率%	新年度規定期間
	041	米		
	042	穀類		
	043	米(精米)		

別表3  
農水産関係

分類番号	品名	現行率%	新年度基準の年齢区分
041	米		
042	穀類		
043	米(精白米)		
044	粉(精白粉)		
045	米(精白米)		
046	米(精白米)		
061~070	米(精白米)		
071	コーヒー		
072	ココア		
074~08	マーブル		
08	飼料(糞粉で除く。)		
221~224	飼料(糞生)		
221~222	油粕		
221~223	油粕の液		
221~224	大麦		
221~225	高粱		
221~226	穀物		
221~227	ひまわり種		
23	生ゴム(合成ゴム・合成生ゴムを含む。)		
241	薪炭(木炭)		
242	木炭・竹炭		
243	鐵道用木		
244	フレッシュ(加熱してそのままの状態)		
411~412	動物性油(油脂及びグリセリンに精製された油。)		
412	植物性油(菜種油、不ろう油除く。)		

## 織維関係

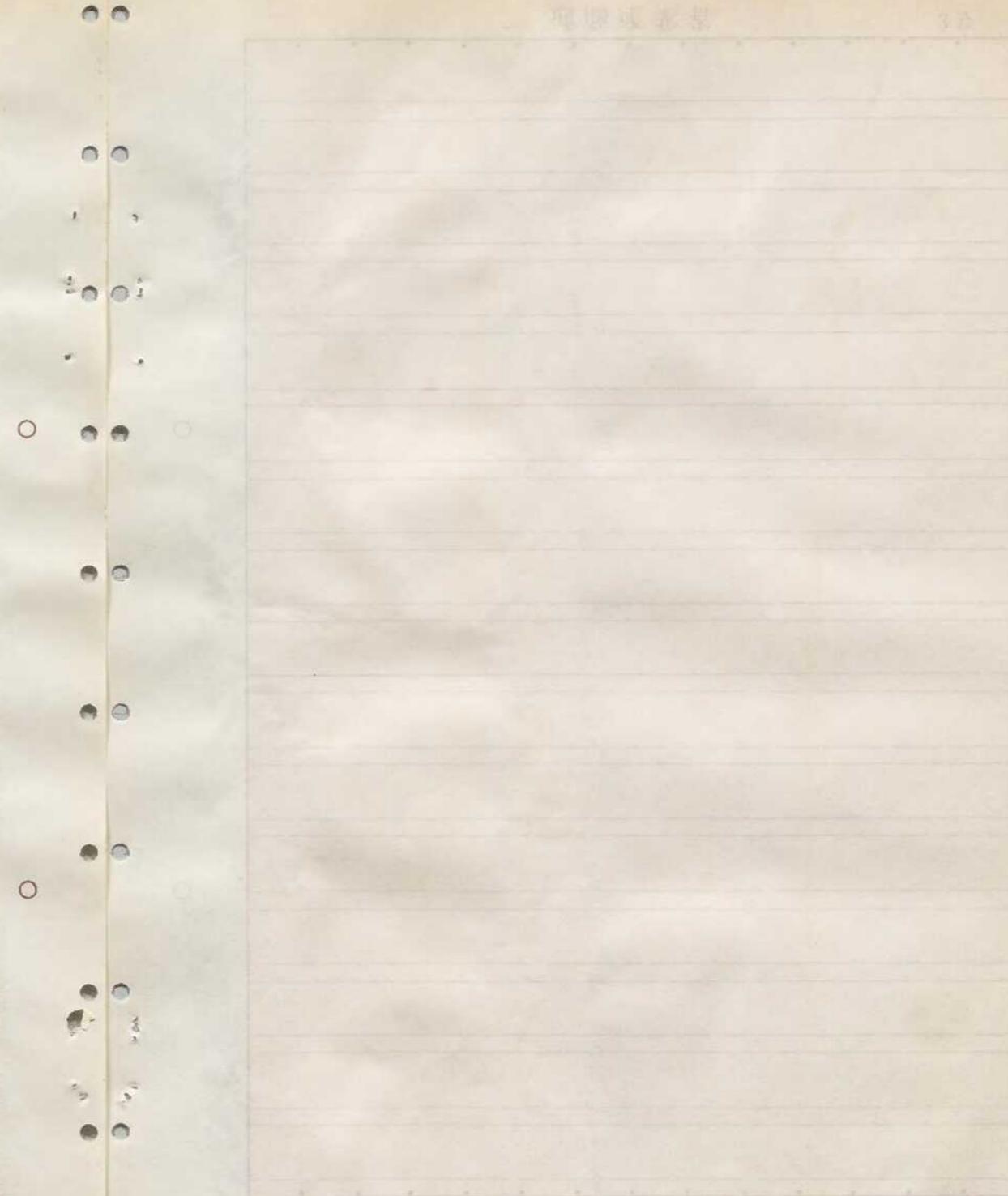
分類番号	品	名	現行率%	来年度内地域輸出計画
261 — 01 — 02	繩(くら繩(くら)等(とう)を含む。) (8月(はちがつ)に3ヶ月(さんげつ)を算する。)			
262 — 07	羊毛又は絹織物(カーデスはコームした毛(け)トップを含む。)			
263 — 01	綿花			
263 — 02	コットンリンサー			

新表3

251 -- 02  
03  
04  
05  
八〇二〇 (付紙及古紙印合)

分類番号	名	現行年 % 未定 額	前年 % 額
241	鉄 鋼	6	6
242	銅 鋼	0	0

重工業局



## 金矿山圖集

272

礦物(粗ひき) (石炭石油肥料原料及び費石  
瓦等)

283

非鉄金属(銀  
(亞銅精金等)等)

289

非鉄金属(冶金用等)  
(銅等)等

## 化學肥料

今穂番手

金

石

現行率

不變不變  
無上等

271

肥料(粉製)等

0

0

272-05

塩

## 推算圖集

今穂番手

金

石

現行率

不變不變  
無上等

211

奈良鹽(仕上げ)等

0

0

(長良郡(深川))

現行率

不變不變  
無上等

212

(長良郡(深川))

0

0

秘

輸出振興外貨資金制度の一節改正について

通商局

第一 改正の方針

現行の輸出振興外貨資金制度については、一方に於て輸出振興の見地から

1. 算定率を引上げること
  2. 帯地域<sup>1</sup>向外の輸出にも適用すること
  3. 振興外貨の流通を認め、その効用を高めること
- 等、これを拡張強化すべしの要請があるが、他方には IMF, GATT 等の關係から、これが大巾で改正を避くべき情勢が無いので今回の改正は、これらの關係を慎重に考慮した結果、現行外貨予算にも影響はなく海外に対する影響も殆どない範囲内において所要の改正を加えろこととした。

第二 改正の要点

現行の輸出振興外貨資金制度には、

1. 品目ごとに該当するか不明のもの、又は何れの類にも該当しないものがあり貿易処理に支障があること、

2. 各商品の外貨算定率（第1類15%，第2類10%，第3類5%，別表第30%）が現状に即しないものがあること。

等の不備な点があるので、今回下記の如く改正するものとする。

1. 品目別表は大蔵省の輸出入統計品目表（税關統計品目表）によることとし、前記1の困難を除去する。

2. 各商目の外債算定期率は、その商品の

1. 外貨獲得率

2. 加工度

ハ、輸出振興の緊要度と可能性、輸入国その他海外の反響等の政策的考慮の三點を考慮して組替える。

第三、本措置の結果、各商目の保有率は別紙の通りとなり、生糸、綿織物、アラント

・綿、麻綿、銅板、非鉄金属類、無機薬品、化學肥料、セメント、板硝子、等は率が上り、豚毛、革類、革製品、その他若干のものが下ることとなるが、輸出振興外貨資金の外債予算は下記(1)の通りであり、改正による輸出振興外貨資金の記録

(2)

見込は下記(2)の通りであるので、外債予算上の問題はないものと考えられる。

(1) 輸出振興外貨資金関係 外債予算 (昭和27年10月—28年3月) (単位千幣)

	總額	帶	磅	%
輸出振興物資	18,600,000	15,000,000	3,000,000	600,000
貿易外	21,900,000	14,500,000	1,824,000	874,000
計	25,790,000	19,500,000	4,824,000	1,474,000

(2) 改正による輸出振興外貨記録見込 (昭和28年1月—12月)

(単位千幣)

類別	第一類	第二類	第三類	計
農水産	39,411	8,000	15,500	62,911
紡織維	9,108.7	3,229	401	94,717
その他	—	—	—	—

見込は下記(2)の通りであるので、外貨予算上の問題はないものと考えられる。

(2)

輸出振興外貨資金関係 外貨予算 (昭和27年10月—28年3月) (単位 币)

	總額	帶	磅	%
輸出振興物資	18,600,000	15,000,000	3,000,000	60.0,000
貿易外	7,199,000	4,500,000	1,824,000	87.4,000
計	25,799,000	19,500,000	4,824,000	147.4,000

(2) 改正による輸出振興外貨記録見込 (昭和28年1月—12月)

(単位千幣)

類別	第一類	第二類	第三類	計
農水産	39,411	8,000	15,500	62,911
織維	9,6087	3,229	401	94,717
車工業	50,620	3,260	4,200	94,220
鉱山(石炭)	70,73	1,640	6,787.5	73,28.8
化学生	17,105	1,100	0	12,205
雜貨	59,025	1,80	0	59,205
計	251,949.3	53,749	26,888.5	332,536.8
振興外貨率	15%	10%	5%	
振興外貨額	37,792,395	5,374,200	1,344,422.5	44,511,222.5
記録見込				

年度別地域向輸出見込額				
生土	砂利	鉱山(石炭)	化學	雑貨
2,000	7,073	1,640	6,987.5	9,328.8
	/1,105	/1,100		/2,205
	5,902.5	/800		5,920.5

農水産関係  
第一類 (15%)

今類番号	島名	各	現行率%	前年度帶地域 輸出計画
01	精製肉類及びその調製品	/0	70	
02	醸製品、鷺卵及びはちみつ	/0	250	
03	魚介類及びその調製品	/5	2950	
05	果実及び野菜類	/5	4560	
074~07	茶 香辛料	/5	1300	
075	魚粉	/5	225	
081~0420	その他の食糧調整品(別に掲げるものを除く) 飲料	/0	10	
09		/5	6200	
11		/0	700	
12	たばこ及びその製品	/5	1250	
213	毛皮			

(3)

262 ~ 310	ヤンコラ鬼の毛（他の兎毛を含む）	15	150
262 ~ 05	駒毛及びその他の粗毛	15	120
291	動物性原材料（刷に掲げるものと味）	15	510
292	植物性原材料 〔食用に適しないものと味〕 〔別に掲げるものと味〕 穀物類、人參、切れ物、 種子類、根茎類、 樹脂などとある。」	15	206
411 ~ 01	魚油 カニ油 バスマント油	15	120
412 ~ 1915	菜種油	0	0
412 ~ 1922	木のう油 パルミチン	15	110
512 ~ 0922	樟脑	15	100
512 ~ 0923	樟脑 滅菌油（樟香玉を含む）	15	800
551 ~ 0114	薄荷油	15	200
571 ~ 0256	軟取油	15	100

(4)

分類番号	品名	現行率%	東年度帶地域輸出計画
599 ~ 0290	其の他殺虫剤、殺菌剤及び消毒剤、 (別に掲げるものと味)	100	
599 ~ 0950	寒天	15	560
631	ベニヤ板(マツ、軸木、経木を含む)	15	1500
632	木製品(別に掲げるものと味)	15	50
659 ~ 0310	疊表 及び花蓮	15	450
672 ~ 03	天然真珠及び養殖真珠	15	4000
92	生活力を有する動物(食用のものを除く)	10	390
計		39411	

## 第二類(ノロ名)

分類番号	品名	現行率%	東年度帶地域輸出計画

048	穀物の調製品	5	5,100
041 ~ 03	砂糖の調製品	0	0
042 ~ 09			
243 ~ 03	農材(針葉樹以外のもの)	10	3000

計

8,000

第三類(5%)

分類番号	品名	現行率名	来年度単地域 輸出計画
00	生活力を有する動物(主として食用のもの)	/0	
046	小麦粉	0	12,000
073	チヨコレート及びその調製品	0	
221 ~ 09	油油用の種子及び核(別に掲げるものを除く)	0	
243 ~ 02	針葉樹農材	3.500	
	計		15,500

別表3(0%)

分類番号	品名	現行率名	来年度単地域 輸出計画
041	小麦		
042	米		
043	大麦		
044	その他の穀類(別に掲げるものと除く)		
045			
047	穀粉		
061 ~ 01	砂糖(精製しないもの)		
071	コーヒー		
072	ココア		
074 ~ 02	マーテ		
08	飼料(魚粉を除く)		
221 ~ 01	落花生		

(5)

221 ~ 02	コ テ フ
221 ~ 03	油 爪 の 植
221 ~ 04	大 豆
221 ~ 05	あまの穂
221 ~ 06	錦 の 実
221 ~ 07	ひまの種
23	生ゴム（合成ゴム及び再生ゴムを含む）
241	着床及び木炭
242	丸木材
243 ~ 01	鐵道用枕木
244	チルク（加工しないもの）
441 ~ 02	動物性油脂及びグリース（別に挙げるものと除く）
412	植物性油（茶種油、木ろうを除く）

## 織維関係 第一編 (ノルマ)

分類番号	品	名	現行税率	奉年及非地域 輸出計量
261 ~ 03 251 ~ 01	生糸及びその他の綿糸		10 34.0% 7.0%	生糸 綿糸
266 ~ 01/2 642	ステアブルファッバー（酚酸ナilonビニロ） 紙及び板紙の製品		15 15	17.5 7.0%
0240 0270 2350 0360 0390 651 ~ 0460 6470 0470 0520 07 0910 651 ~ 06	カロエ系 (毛糸、綿糸、麻糸、其の他)		15 15 14.0	
	入港織機及びガラス織、絹の糸		10	9.0%

652 ~ 02	絲織物 (粗い 繊索 ステンセル プリント イン ディコアーリント ハタックサロンプリント アルーフリント)	15	
653 ~ 02	毛織物	10	
653 ~ 03	絹織物	10	
653 ~ 05	人造織維織物及びガラス織維織物	1.5	
653 ~ 06	金属糸入織物	1.5	
653 ~ 07	メリヤス地及びこれに類する織物 (縮製を除く)	1.5	
654	ノールレス(ニロ)布、リボントリミング及びこれに類するもの)	1.5	
655	特殊織物及びその関連品	1.5	
656	織物製品又は織物を主とした製品 (別に織物を除く)	1.5	
657	織物類 (別に掲ぐるものと除く)	1.5	
658	ゼロファブリ品質	1.5	
659	衣類 (身立替用品を含む)	1.5	
計		91.08%	
第二類 (10%)			
分類番号	品名	現行率名	本年/次第地域 輸出合計額
26 ~ 0230	真綿及びペードー	0	1.5%
261 ~ 290	綿などのできない繊アクリル及びセルヴィル(別に掲げるものと除く) 人造織維 (第一類に掲ぐるものと除く)	1.5	
266	織物類の下	1.5	
267	紙及び板紙	1.5	
64	毛紙 (別に掲げるものを除く)	1.0	
651 ~ 02	綿織物 (第一類及び別に掲げるものと除く)	5	1.6%
652	綿スフ混紡織物	5	5.2
652 ~ 0120	亞麻織物、大麻織物及びラミーの織物	1.0	
653 ~ 03	黄(ジエート)麻織物	2.83	
653 ~ 04	メリヤス地及びこれに類する織物 (紹織のもの)	1.0	
計		3.22%	

(7)

第三類 (5 種)

分類番号	品名	名	並行率名	未年度単地域 輸出計画
251 ~ 25	「寸」紙及び古紙			クノ ノロ
262	羊毛及びその他の織毛(別に掲ぐるものを除く)			
262 ~ 26	ウールショディ		5	
262 ~ 26	「ナ」羊毛及びその他の織毛「寸」		5	
263 ~ 26	綿紡(ド)及び「ダ」綿(加工してないもの)		0	50
263 ~ 26	綿(カート又はコームしたものの)			
264	黄麻			
265	植物纖維(綿及び黄麻を除く)			
651 ~ 63	綿(シルク、絹スラ、混紡糸を含む)(別に掲ぐるものを除く)		5	240
651 ~ 65	混紡、大麻及びラミーの糸		5	
計			40	

別表3 (0%)

分類番号	品名	名	並行率名	未年度単地域 輸出計画
~ 02				
~ 03				
251 ~ 04	ハーラフ			
~ 05				
261 ~ 01	綿(「寸」繊を含む)(別に掲ぐるもの を除く)	0		
262 ~ 07	羊毛又は纖毛(カート又はコームした もので「ダ」を含む)			
263 ~ 01	綿・光			
263 ~ 02	コットン・リニア			

(8)

重工業関係別表2  
第一類(15%)

(9)

分類番号	品名	現行率%	東年度 地域 輸出計画
691	兵器	10	100
699~01	鉄鋼製建設用完成部品(組立てたもの を含む)	10	100
699~05	鉄鋼製の網地、網子網及びエックス パラテットメタリ(有刺鉄線を含む)	10	100
699~08	針及びビン(非金属製のもの)	15	—
699~11	金庫、金庫取付物及び金箱	15	—
699~12	工具及機器	15	200
699~21	輸送用及汎用機器(ふりき空かんを含む)	15	15,000
71	機械類(附属品、部品を含む) (電気機器を除く、別に掲げる ものを除く)	15	—

(原動力機、農業用の機械類) (牽引車、軽荷用機器)			
(金属加工機械、鐵山土木建 (教用機械等)			
電気機械類 (附電器部品を含む)		15 (発電プラント) 15 (船舶用機器) 15	2,000
運搬用機器 (船舶を含む)		15 (船舶用機器) 15	3,000
組立家屋、衛生用具、水道用具、暖房装置及び照明用具並びにこれらの附属品		15	3,00
医療用機器、理化学用機器、調整兼醫學用器、光学機械及び時計類 (別に掲げるものと除く)		15	3,000
集器、蓄音機 (レコード、プレーヤを含む)		15	2,0
計			50,620
第三類 (機器)		100	
分類番号	品名	来年度供地域 現行年名 輸出計画	
681 ~ 64	ダイスト、ガーダー フラグ、形鋼、棒鋼及びコンクリート補強用構鋼 (管材を含む)	青銅 10 10	2,100
681 ~ 07	鉄鋼の板 (金属メッキを含む)	5	8,000
681 ~ 08	レール	10	
681 ~ 11	鉄道建設材料		
681 ~ 12	線材及び繩	10 200	
681 ~ 13	鋼管及びその附属品	10 100	
681 ~ 15	鍛造物及び鍛造物	5 800	
699 ~ 03	鉄鋼製の網状及び撚線 (非絶縁性のもの)	10 0	
699 ~ 07	非金属製のくぎ、ボルトナット、ワッシャー、リベット、ねじ及びこれらに類するもの	10 8,100	
		39,600	

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率%	来年度半地域輸出計画
681 ~ 01	銹鐵及び海綿鐵	0	0
681 ~ 02	合金鐵	0	500
681 ~ 03	塊片、シートバー、チンバー及びこれら12類す る第一級鐵鋼製品	0	3,500

計

別表3(0%)

分類番号	品名	現行率%	来年度半地域輸出計画
281	鐵鉻	0	0
282	鐵銅くす	0	0

(11)

鉛山(石炭)關係 別表2

第一類 (15%)

分類番号	品名	現行率%	来年度半地域輸出計画
533 ~ 01	青銅粉、アルミニウム粉、其の他これらに類する金属粉	15	25
699 ~ 06	アルミニウム、銅その他の非鐵屬金屬類の網地、網銅、格子網、篩網及びエックスパンナードメタル	15	
699 ~ 2927	錫箔	15	
699 ~ 2928	アルミニウム箔	15	28
699 ~ 2929	真ちゆう箔及び青銅箔	15	
721 ~ 13	絶縁帶線	15	700

計

701.3

第二類 (10%)

分類番号	品名	現行率名	某年度某地域輸出計画
682 ~ 02	銅及びその合金 (加工したもの) (棒、板、線、管、薄物及び鍛造のもの)	5	1,100 2,500
684 ~ 02	アルミニウム及びその合金 (加工したもの) (棒、板、線、管、鍛物及び鍛造のもの)	5	100
685 ~ 02	鉛及びその合金 (加工してあるもの)	5	160
686 ~ 02	亜鉛及びその合金 (加工してあるもの)	5	
	計		1,640

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率名	某年度某地域輸出計画
272 ~ 06	硫黄	0	0
283 ~ 0510	亜鉛(精)鉛(造鉛込のを含み鉛さいを除く)	0	100
311	石炭、コーケス及びれん炭	0	87.5
313	石油製品	0	140
661 ~ 01	石灰(石灰石を含む)	5	
671 ~ 01	鐵(加工しないもの及び一部加工したもの)	0	2,800
682 ~ 01	銅及びその合金(加工してないもの)	0	0
683 ~ 01	ニッケル及びその合金(加工してないもの)	0	
684 ~ 01	アルミニウム及びその合金(加工してないもの)	5	2,550
685	鉛及びその合金(加工してないもの)	0	500
686 ~ 01	亜鉛及びその合金(加工してないもの)	0	800
687 ~ 0130	錫ろう(半田)	0	0

(122)

687 ~ 0200	錫及びその合金(減齊合金のみ)	0	0
689 ~ 0220	アンモニー(加工したもの含む)	0	0
689 ~ 0240	蒼銅(加工したもの含む)	5	100
689 0190	非鉛単金属(冶金用のもの)及びその合金 (カドニウム、セレン、テルル、チタニウム等)	5	5
	計		6,987.5

別表3(10名)

分類番号	品名	現行率%	輸出額 地域
242	鉱物(粗のもの)(石炭石油肥料原料及び貴石を除く)(別に掲げるものを除く)	0	0
203	非鉛単金属(送鉛したもの含む) (亜鉛精鉛を除く)	0	0
689	その他の非鉛単金属(冶金用のもの) (別に掲げるものを除く)	0	0

## 化学薬品

## 第一類(15名)

分類番号	品名	現行率%	輸出額 地域
413 ~ 0110	ボイル油	10	100
413 ~ 02	碘化物	10	100
511	無機酸(青色、オーラン、マグネシウム等)	10	100
512	有機酸(白)	15	150
53	染料、更にアラバガ、着色材料	15	150
54	医薬品	15	150
55	精油及び香料並びに化粧品の由来料及び洗剤	15	150
56	化学肥料	10	100
59	爆薬並びにその他の化学材料及び化学薬品	10	100
521 ~ 0216	ヤフタリ	50	50

合計

1,116.5

分類番号	品名	石炭	飛行率%	未年度本地域 輸出計
52	燃用(は)リ及び石炭(は)タバコ(火薬)及び天敵力(火薬)から離れた 種類(是(は)別に掲げるものも除く)	10	100	1,100
計		110		

### 第三類(5%)

分類番号	品名	石	飛行率%	未年度本地域 輸出計
4/3	加工油脂並びに衝撃性及び電気性(是(は)別に離れた (液化石油及び木(木)油を除く)	10	0	0
511 ~ 03	荷物(火薬) (火薬) (火薬)	5	0	0
511 ~ 04	火薬(火薬) (火薬)	5	0	0
計		10		

### 別表3(6%)

分類番号	品名	名	飛行率%	未年度本地域 輸出計
271	肥料(精製していないもの)	0	0	0
272 ~ 05	塩	0	0	0
計		0	0	0

### 兼貨關係

#### 第一類(15%)

分類番号	團	名	飛行率%	未年度本地域 輸出計
12	たばこ及びその製品	15	100	100
224	ゴム製品(別に掲げるものを除く)(タイヤ、チューーブ等 も)	15	2,337	2,337
632	木製品(別に掲げるものを除く)	15	4,250	4,250
657	リノリウム、	15		
661 ~ 02	セメント	10	2,200	2,200
661 ~ 03	建築用石膏(加工したもの)	15		
661 ~ 09	アスベスト製、セメント製、その他非金属製 鉱物製の建築材料(別に掲げるものを 除く)			
622	粘土製及び耐火性建設材料			
663	鉱物製品(粘土製及び別に掲げるものも			

	除く)	
664	(研磨材料、電母製品、カーボン製品、黒 鉛製品)	
665	刃ラス	
666	ガラス製品	
699～08	陶磁器	15
699～11	針 及びビン	15
699～12	金庫、金庫取付物及び金箱	19.030
699～13	工具、器具類	400
699～14	鍵 用具	15
699～15	(金属製のもの及び玻璃を含む)	15
699～16	食卓用又は調理用のナイフ、フォーク、及び スプーン(金属製のもの)(わつきした ものを含む)	250
699～17	叉 物	15
	炊製品	5-70

分類番号	品名	運行番号	税率(%)
699～18	金物類（鍍、鍛及金物類）	15	3.23%
699～22	ストーブ炉及び火格子 (金属製のもの電熱用のものを除く)	15	
699～29	(其の他の) 金属製品(別に掲げるもの を除く)	15	
d1	組立家屋、衛生用具、水道用具、暖所用 機器及び證明並びにこれらの附屬品	15	
d2	家具及び備付品	15	
d3	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類 するもの	15	
d5	はしお類	15	
d6	医療用器械、理化学用機器、調製装置、 字専用品、光学機器及び時計類	15	
d91～d9	書類	15	

分類番号	品名	現行率	東洋度量地圖 輸出計画	
899~12	竹製品及び枝條製品(別に掲げるもの除く)	15		272
899~13	はさみ及びザラシ	15	麻毛製品に包含	15
899~14	運動用具	15	227	850
899~15	玩具及び遊戯用具(乳母車、トランポを含む)	15	/2,010	855
899~16	万年筆、繰出鉛筆及びペン軸類	15	1,920	
899~17	革製用品(紙製のもの及び別に掲げるもの除く)	15		
899~18	喫煙用パイプ類	15		
899~19	美術品及び雑貨品	15		
899~9911	喫煙用具の附属品(ガラス製及び陶磁器 製のもの並びに別に掲げるもの除く)	15		
899~9912	椅子、うちわ、及びこれらの部分品(装飾をしたもの を除く)	15		
899~9913	縫合及びたさ香	15		7,500
899~9914	さ法びん	15		
899~9915		15		
		3,380		

## 第三類(5分)

分類番号	品名	現行率%	本年度出港地域 輸出計画
611	車輪	10	
計			

## 別表3(0%)

分類番号	品名	現行率%	本年度出港地域 輸出計画
211	廢皮類(仕上げないもの) (毛皮類を除く)	0	
計			

59,025

計

899~9916	水筒	15
899~9919	家庭用品(別に掲げるものを除く)	15
899~9921	時計用、眼鏡用及びカニ用のくさり並びにこれらに類する身皿用くさり	15
9922	時計用バンド	15
9923	時計用バンド	15
899~9924	ベックル	15
899~9925	バックル	15
899~9926	バックル及びさ章類	15
9931	鑑	15
9932	鑑	15
9933	鑑	15
899~9934	留	15
9935	留	15
9936	留	15
899~9941	つりざを(竹製のもの)	15
899~9949	竹わら、わら、ハロマストロー、竹の葉、いぐさ、草、竹、麻つるその他これらに類するもの	15
899~9951	博物標本	15
899~9952	ひな形	15
899~9961	豚玉製品(別に掲げるものと除く)	15
15	1,150	3,800
計		

59.205	0	1.20
12.205	0	1.00
9.3268	110	1.100
9.4220	4.000	1.000
9.4220	161	3.469
64.513	101	8.000

類別  
第一類、第二類、第三類  
等級 (4000円)

總合(4000円) 19-12月)

27.12.11

毛

第二類 (10%)

分類番号	品名	現行率%	手取/販賣地點 輸出	計
2.91 ~ 0.912	駝毛 車駝毛 コルク駝毛	1.5 1.5 1.5	0.0	
6.12	后綿駝毛	1.5	1.00	
6.33	銀、白金及び宝石類	1.5		
6.63 ~ 0.3	駝毛 (別に馬(ヅラ)ものと除く)	1.5		
6.7	駝毛 (別に馬(ヅラ)ものと除く)	1.5		
8.99 ~ 9.962	駝毛	1.5		
8.19 ~ 9.963	駝毛	1.5		
8.97 ~ 9.964	駝牙	1.5		
8.99 ~ 9.965	駝骨	1.5		
8.99 ~ 9.999	(其他の駝) 駝毛 ( " )	1.5		
		1.80		

計

農水省販賣局		年一回	小額販賣部
品名	規定期間	出	入
豚肉類及びその調製品	10	74	0
豚裏製品、島根及び山形県	10	2250	0
東京方面への調製品	15	2970	0
米穀類及び野菜類	15	4560	0
其 他 料 物	15	1320	0
20 5	6260	0	0
20 0	6260	0	0
10	6260	0	0
10	6260	0	0
09	2010~6420	0	0
11	2010~6420	0	0

農水省販賣局

12 2/16	スルベニルペニシル酸	1.2~0
262 ~ 3/10	アンボン壳の豆(即ち豆を含む)	1.5 1.50
262 ~ 3/6	墨色豆及他の他の相毛	1.5 1.20
291	動物性醸料(食用に適しない) (別紙第3項の除外)	1.5
292	植物性醸料(食用に適しない) (別紙第3項の除外) <small>除生薑、人參、即花類、 洋茜、洋服類、洋風、高麗 等の合計</small>	1.0 1.5 906
411 ~ 0/1	臭油豆及海藻油	1.5
412 ~ 19/15	菜種油	0
412 ~ 19/22	下り豆及ハツ藻類	1.5 1.00
5/12 ~ 0/9/22	陳 龍 脳	1.5 1.00
5/12 ~ 0/9/23	脳	1
5/12 ~ 0/9/24	薄 荷 脳(薄荷豆を含む)	1.5 200
5/5/1 ~ 0/11/4	薄 荷 油	1.5 200

第二類(2)	品名	税率(%)	前年度貿易統計
分類番号			
599 ~ 0/2/60	蚊取線香	1.5 1.00	
619 ~ 0/2/90	滅菌消毒用殺菌剤及消毒膏 <small>(即ち殺菌剤及消毒膏)</small>	1.00	
599 ~ 0/9/60	炭	5.00	
631	火柴(火柴本體及火柴盒)	1.5 1.50	
632	不織品(即ち被覆物及防除)	1.5 5.0	
657 ~ 0/3/10	鹽衣及花蓮	1.5 4.50	
672 ~ 0/3/2	天然蘇打及化學強鹼	1.5 4.00	
92	生活必需品及其附加物(食用の非防除)	1.0 3.90	
	計	12.000	39411

## 算 = 案

会員番号	運行算定	未年度本地域開拓出計画
00	生徒を育てた動物(主に食料用の)	
048	穀物の調節面	10
061	バナナの調節面	5
062		50000
221~09		
採油用の資源(ナットラバ等) (別に記載するものと併く)		
243~03	製 煙 (針葉樹以外のCD)	10 3000
		10000

ナットラバ  
植物

## 禁物

分類番号	西文名	現行税率	禁年表記
043 ~ 0130	精 菓 粉	0	1.600
046	小 菓 粉	0	12.000
047	粉	0	
061 ~ 02	糖(精製し販賣の)	0	
073	ナコレートルバ その類製品	0	
243 ~ 01	鉄道用 鋼材	1.000	
243 ~ 02	針葉樹 製材	3.500	
計		10.101	

別表3	品名	現行率%	新規規制率%	
			分類番号	小計
221~03	油やしの種	0.74~0.2	0-7	大麦(精米と胚芽)
221~01	コアラ	0.72	072	燕麦(精製しないもの)
221~02	ココア	0.71	071	穀物(精米しないもの)
221~03	飼料(豆粕を除く)	0.69	0-9	大豆(精製しないもの)
221~01	花生	0.68	043	燕麦(精製しないもの)
221~02	コアラ	0.67	042	燕麦(精製しないもの)
221~03	油やしの種	0.66	041	大麦(精米と胚芽)

221 ~ 04	大豆
221 ~ 05	麻の繩
221 ~ 06	綿の糸
221 ~ 07	ひまわり種
23	生ゴム(合成ゴム及び再生ゴムを含む)
241	新米及び米穀
242	生大豆
244	コルク(セロコーン等の)
412	動物性油(菜種油、大豆油等)

## 繊維關係

第一類

分類番号	品名	現行率	来年度本地域輸出計画
261 ~ 03	生糸及び他の纖維	10	54,000,000 生糸 710,000 紙本
651 ~ 01			
266 ~ 0112	スティーフルアトリバー(頭髪、ナイロン、 ビニロン製品、二重に編む等の)	15	175,000
642	紙及び板紙の製品	15	200,000
0240			
0270			
0350			
0360			
0390			
651 ~ 0466	加工木(毛糸、綿糸、麻糸等の他)	15	140,000
0470			
0520			
07			
0410			
651 ~ 06	人造纖維及びガラス(硝酸セルの他)	10	130,000
652 ~ 02	人造纖物(乳化、酸化アルミニウム等)		

外類番号	品名	現行率	来年度貿易輸出計画
266	人造織維(ヤ一類に掲げて除く)	10	
267	織物類(くず)		500,000
641	紙及び板紙	10	784,000
651 — 02	毛糸(別に掲げるものを除く)	5	100,000
651 — 03	0330 0340 0440 0450		240,000
652	綿織物(ヤ一類に掲げるものを除く)	5	
652 — 0120 0130	綿スア混紡織物		52,000
653 — 03	亞麻織物、大麻織物及びラミーの織物	10	263,000
653 — 04	黄(ピュート)麻織物		10,000
653 — 0710	シリヤスナビ及びニシベに属する織物(綿製のみ)		3,469,000
計			13,500,000
653 — 02	毛織物		10
653 — 03	綿織物		10
653 — 05	人造織維織物及びガラス織物(ガラス織物)		1,520,000
653 — 06	金属等入織物		100,000
653 — 07	メリヤス地及び二重(三重)地(別に掲げる)		70,000
654	ソーラ、ソース(リネン、リボン、トリミング及びニットに織てるもの)		15
655	特殊織物及びその関連品		15
656	織物製品又は織物を主とした織物(別に掲げるものを除く)		15
657	織物類(別に掲ぐものを除く)		15
879	エロファン製品		5,550,000
884	衣類(身辺着用品を含む)		4,500,000
計			1,280,000
261 — 0230	綿綿及べペニ		15
261 — 220	綿タニヒ(セキナハ)織フリンジ及びシルクノイル(別に掲ぐものを除く)		216,000
			1,500,000
			13,500,000

分類番号	品名	現行率 %	来年度内地輸出計画 %
261 — 01 262 — 07	織(くづ織)(別に掲げたものと除く) 羊毛又は綿混毛(カード又はコームしたもつてトーリ 正合む)		
263 — 01 263 — 02	綿花 コットンリソナー		

重工業関係割表

第一類

分類番号	品名	税額	税率
691	共通		不變不課稅
699-11	金鋼製造機用光板等物(純生鐵製品)	100	實業11.11年制
699-12	金鋼製造機之鋼材, 鋼管及不鏽鋼等 等(純生鐵製品)		
699-13	金屬金屬製品		
699-14	金屬金屬製品		
699-15	鐵製	15	
699-21	織造用及火保管用金屬製密器 (Jリミ密外人之合心)	200	
699-22	火保管及火格子 等(附屬品部空合心)	15	15.000
71	機械總(附屬品部空合心)		

重工業関係別表六  
第一類

分類番号	品名	規格	原価率	小計金額
691	鉄巻		実際八三不對	
691—11	鉄鋼製造機用完成部分 (鉄工機械等)	100		
691—12	鉄鋼製造機 (機械部品)	100		
691—13	鉄鋼製造機 (貴金属製のもの)	100		
691—14	金属、金屬取扱機械	100		
691—15	火薬製	100		
691—21	衛生用火火候管用、金属製溶器 (シリカ管、セラミック管)	100		
691—22	火薬用火火候子	100		
71	機械移 (附屬品部品含む) (電気機器部品、別に掲げたもの除く)	100		
72	機械移 (附屬品部品含む) (機械部品)	100		
73	電気機械移 (附屬品部品含む) (電気機器)	100		
74	組立家屋衛生用具、水道用具、暖房用装置 及火照用具並以此二種の「附属品」	100		
75	医務用機器、理化常用機器、調整装置等、 用器光学機器及印刷機器(例)「精北機器」	100		
76	樂器、高音成 (レコード、ラジオ等)	100		

(機械刀械、農業用の機械類、索引事務等)

用機器

(金属加工機械、礦山土木建設用機械等)

電気機械類(附屋内分器等)

機器  
機器  
機器

20000

72

甲 二 種

今後着手	品	規格	現行料	未定價目或 新規立新規
111—04	ガラス、ガーラー、マジック、形鋼、棒鋼	10	2.000	
111—05	ガラスクリート強化用外鋼(管外径等)	10		
111—07	銀銅。銀(金庫内外等)	5	1.000	
111—09	レーベル	10		
111—11	銀過度破砕機			
111—12	織物及紡線	10	200	
111—13	鋼筋及鉄骨筋	10	1.000	
111—15	鉄生地及鍛造地	5	100	
199—03	鋼鐵製の鋼索及鉄鍛線(非絶縁性のみ)	10	0	
199—07	金屬製のガスホルダー等の機器	10	1.000	

61

20000

## 第三種

分類番号	品名	規制額	累積販出額
681 — 111	銅鉛及び海綿銅	0	0
681 — 112	銅金板	0	5400
681 — 113	銅、錫、シートバー、ナッパー及びスクラップ等	0	3500
	5%第一次鉄鋼製品		

2,000

別表3	品名	規制額	累積販出額
681	鐵 鋼	0	0
682	銅 鋼	0	0

200

鉱山、石炭關係 別表2  
第一類

分類番号	品名	名	施行率	累積度量地域輸出計画
683 — 0113	青銅粉 アルミニウム粉、其の他の小量に類する金属粉	15	未定	500
682 — 02	銅及びその合金(加工品の) (板、板、線、管、鉛物及び鍍金等)	5	11.000,000	
684 — 02	アルミニウム及びその合金(加工品の) (板、板、線、管、鉛物及び鍍金等)	5	280,000	
685 — 02	銅及びその合金(加工品の)	5	160,000	
686 — 02	亞錫及びその合金(加工品の)	5	160,000	
687 — 2927	錫精	15		
688 — 2928	錫精	15		
689 — 2929	錫精及び錫銅精	15		
721 — 13	絶縁電線	15	700,000	111,200

## 鞍山、石炭関係、別表 2

## 一類

分類番号	品名	税率%	実質貿易地域輸出額
533 — 0113	青銅粉、アルミニウム粉、其の他のこれらを含む る金属粉	15	5,500
682 — 02	銅及びその合金(加工しないもの) (棒、板、線、管、物及び製造物)	5	11,000,000
684 — 02	アルミニウム及びその合金(加工しないもの) (棒、板、線、管、物及び製造物)	5	200,000
685 — 02	鉛及びその合金(加工しないもの)	5	100,000
686 — 02	亜鉛及びその合金(加工しないもの)	5	160,000
696 — 2127	錫箔	15	
699 — 2722	錫箔	15	200
699 — 2729	錫含有量及び青銅粉	15	
721 — 13	絶縁電線	15	
計			2,341,300
二類			
272 — 06	硫黄	0	0
311	石炭、コークス及び灰ん炭	0	87,500
313	石油製品	0	140,000
671 — 01	銀(加工しないもの及び一部加工したもの)	0	2,800,000
682 — 01	銅及びその合金(加工しないもの)	0	
683 — 02	ニッケル及びその合金(加工しないもの) (棒、板、線、管、物及び製造物)	5	
684 — 01	アルミニウム及びその合金(加工しないもの)	5	3,552,000
合計及ぶ二類の合計(加工しないもの)		0	500,000
686 — 01	亜鉛及びその合金(加工しないもの)	0	800,000
687 — 0130	錫箔(半田)	0	0
687 — 0200	錫及ぶその合金(減薄合金のみ)	0	0
計			6,877,500

合計

オニ類  
272 — 06 | 碳素  
0

## 物品類

品目番号	品名	数量	運賃
273 — 0270	金幣(純)銀 (銀錠:ルーチン・シルバー)	0	10.000
661 — 11	白銀(精度銀合金)	0	0
673 — 01	ニッケル及銅の合金(精工:ニッケル)	0	0
677 — 0130	アンチモニー(加工:アンチモニウム)	0	0
677 — 0220	銅錠(加工:ルーチン)	0	0
677 — 0150	鎌錠(加工:ルーチン)	0	0
677 — 0270	非鉄金属(溶金用のもの)及びその合金 (カドニウム、セレンイウム、チルム、タリウム等)	0	0
計		5	114.010

別表3

272  
物品(粗ガミ)(石炭石油肥料原料及び資材  
を除く)

583 非鉄金属（銀鐵以外の金属）  
(正味精錬で除く)  
589 他の非鉄金属（純金屬を除く）  
(精錬に精錬する下限)

## 化学難貨關係

## 第一類

分類番号	品名	現行年 度新規 支拂額 Unit New Rate	前年度内地 支拂額 Last Year Rate
413—0110	木、竹油、石蠟(火油)	10	59.5合七
511	無機礦石(毒性、火、爆性及危險)	10	100
512	有機礦石	10	130
53	紫礦、辰砂、銅及紅色顏料	15	90
54	黃礦、鐵、銅、錫及白鐵等	15	850
55	重碳酸、硫酸、氯化鈉、氯化鋁及洗淨粉	15	7.555
56	煤油及香料並以此為基底之化學藥品	15	50
59	化學肥料	10	1.200
521—6260	化學藥品	10	無機礦石之加算
		50	
	計	11.05	

第二類

分類番号	品名	現行年 度新規 支拂額 Unit New Rate
未定	未定	未定

5-2	金物性の生石灰、石灰石油灰天然 ガス作成粗製業品(別に掲げぬ除)	10	ベンツ 1.100
		計	1.100
別表 3			
分類番号	品名	現行率 未登録地域	現行率 未登録地域
才一枚 91	肥料(農業用肥料)		
291 — 0912	織毛	1.5	1.00
629	ガム製品(別に掲げぬ除)( <sup>ガム等</sup> )	15	2.337
632	木製品(別に掲げぬ除)	15	4.250
657	リリッシュ織	15	
664 — 02	セメント	10	220
664 — 03	建築用石碑石材(加工なし)	15	
664 — 09	アスベス、繊維セメント、繊維の保水性の 耐火性建築材料(別に掲げぬ除)		
662	耐火性建築材料		
663	鉱物織品(鉱物及別に掲げぬ除) (新規未登録業者未登録者別表)	研磨品 炭素織品	570

### 雑貨関係 別表 2

分類番号	品名	現行率 未登録地域
12	ガス・火災・燃焼	1.5
291 — 0912	織毛	1.5
629	ガム製品(別に掲げぬ除)( <sup>ガム等</sup> )	15
632	木製品(別に掲げぬ除)	15
657	リリッシュ織	15
664 — 02	セメント	10
664 — 03	建築用石碑石材(加工なし)	15
664 — 09	アスベス、繊維セメント、繊維の保水性の 耐火性建築材料(別に掲げぬ除)	
662	耐火性建築材料	
663	鉱物織品(鉱物及別に掲げぬ除) (新規未登録業者未登録者別表)	研磨品 炭素織品

664	ガラス、硝子(火薬筒等)	15	2,334
665	ガラス製器	15	
666	陶磁器	15	
699—06	鍛瓦(セメント)	15	19,330
699—11	金庫、金庫取付物及金箱	15	400
699—12	工具類	15	
699—13	家庭用具 (金屬製のもの及金物類)	15	250
699—14		15	1970
699—15	又物	15	3,030
699—16	金物類(鍛、鍛及金物類)	15	
699—22	ストーブ、炉及火格子	15	
	(金属製のもの及金物類)		
699—29	(其の外)金屬製品(別に掲げぬもの)	15	
71	組立式屋、衛生用具、水道用具、職用 装置及其組成品(此の附屬品)	15	

第一類 02

分類番号	名	現行税率	税率
12	家具及其備付品	15	
13	旅行用具、手袋、鞄及其備付品	15	
14	織物類	15	
16	医療用機器、理化学用機器、調製装置、實 驗用及光学機器及其備付品	15	
291—02	高音機レコード	15	
291—03	セメント及セメント製造装置	15	272
291—09	樂器(別に掲げぬもの)	15	
292	印刷物	15	150
299—01	石炭、木炭、天然性炭	15	100
299—02	マニシ	15	
299—03	火薬(火薬の本体に付する物)	15	
299—04	加工した繊維の固形物(紡糸、紡布等)		

199 — 05	木の子及び飾ボタン	15	450
199 — 06	装飾用彫刻品	15	450
199 — 07	食卓用布その他の家庭用品(ボックス、リストラン用 ものも含む)及公美術品(グラスチャーリング製品)	15	
199 — 08	冷蔵庫(電気式及びガス式)	15	
199 — 11	プラスチック製品(列挙したものと除く)	15	
199 — 12	竹製品及び波盤製品(　　)	15	
199 — 13	ほこり及びグラシン		散毛製品組合
199 — 14	運動用具	15	420
199 — 15	玩具及び遊戯用具(乳母車、トランポリン含む)	15	12,000
199 — 16	万年筆、縫糸船等及べペン、鉛筆	15	920
199 — 17	事務用具(紙製の及び引出物)などの類	15	
199 — 18	喫煙用パイプ類	15	
199 — 19	美術品及び蒐集品	15	
199 — 9911	製煙用具の附属品(竹製品の陶器製品の如きのを除く)	15	3,360

## 第一類 23

分類番号	名	現行税率	東京支那税
199 — 9912	扇子、うちわ及びその部分(装飾用の如き)	15	
199 — 9913	線香及びたばこ	15	不課
199 — 9914	手錬	15	
199 — 9915	水筒	15	
199 — 9916	水筒	15	
199 — 9919	家庭用器(別に掲げたもの除く)	15	
199 — 9921	時計用、眼鏡用及ぶ使用の(セリヤル等) ニ付する機械等身用(セリヤル)	15	
199 — 9923	時計用バンド	15	600
199 — 9924	ベルト	15	
199 — 9926	バッテリ及ぶ電線	15	
199 — 9931	( )	15	
199 — 9933	( )	15	
199 — 9934	( )	15	

## 第一類 〇三

分類番号	品	規格	原付年 系年書類 登記年書類
199—9912	扇子用扇子(別紙付) (装飾仕様のもの)	15	
199—9913	扇子用扇子(別紙付)	15	不明
199—9914	手洗い器	15	
199—9915	手洗い器	15	
199—9916	水筒	15	
199—9917	水筒	15	
199—9919	家庭用湯(別紙掲げたもの)	15	
199—9921	時計用眼鏡用及公私用の(別紙付)	15	
	：此に付する身辺用(は)		
199—9923	時計用ハンド	15	
199—9924	時計用ハンド	15	
199—9925	ハッフル	15	
199—9926	ハッフル及ぶ革類	15	
199—9927	ハッフル及ぶ革類	15	
199—9928	扇子	15	
199—9929	扇子	15	
199—9930	扇子	15	
199—9931	扇子	15	
199—9932	扇子	15	
199—9933	扇子	15	
199—9934	扇子	15	
199—9935	扇子	15	
199—9936	扇子	15	
199—9937	扇子	15	
199—9938	扇子	15	
199—9939	扇子	15	
199—9940	扇子	15	
199—9941	扇子	15	
199—9942	扇子	15	
199—9943	扇子	15	
199—9944	扇子	15	
199—9945	扇子	15	
199—9946	扇子	15	
199—9947	扇子	15	
199—9948	扇子	15	
199—9949	扇子	15	
199—9950	扇子	15	
199—9951	扇子	15	
199—9952	扇子	15	
199—9953	扇子	15	
199—9954	扇子	15	
199—9955	扇子	15	
199—9956	扇子	15	
199—9957	扇子	15	
199—9958	扇子	15	
199—9959	扇子	15	
199—9960	扇子	15	
199—9961	扇子	15	
199—9962	扇子	15	
199—9963	扇子	15	
199—9964	扇子	15	
199—9965	扇子	15	
199—9966	(其の他の)扇子	15	
	計	590.25	

第二類

今般為多	高 度	現行率 %	未開產 出外國
612	華製品	15	100
633	コルク製品	15	不開
663 — 03	石綿製品	15	
67	鐵、白金及以至石類	15	

第三類

年 三 類	分 類 為 多	活 死	發 育 率 %	發 育 率 %	未 發 育 地 域
6/11	華 類			10	

181

四

199 — 9941	アリゴチ (44歳のもの)	15
199 — 9949	青地ジカツクバナウツバコ、アヒルの糞、113g	15
草、竹葉、一品、その他、泥の類すき		15

昭和二十四年九月十五日才三種郵便物認可  
通商産業省  
通商調査課編集發行所  
財團法人 海外市場調査会  
(JETRO)  
東京都中央区日本橋密町3/2  
発行人 山中重二

## 目次 (第十九七二号)

- 告示
- 第三回国民貯蓄債券の発行要項発表 ..... 十頁
- 東京銀行新橋および八重洲通両支店住所の変更許可 ..... 八頁
- 官庁公示事項
- 輸出振興外貨資金を使用する海外渡航費の簡素化について ..... 一頁
- 支払許可に関する事務の簡素化について ..... 一頁
- (大蔵省、通商産業省) ..... 一頁
- 輸出検査審議会委員発会(検査課) ..... 三頁
- 在外公館報告
- タイ国におけるドル自由相場下落 ..... 二頁
- パキスタン旧OGIにもとづく輸入に対する特別ライセンス発給状況 ..... 四頁
- 統計
- 昭和二十七年九月分輸出信用保険(甲種)引受状況一覧表 ..... 五頁
- 自動承認輸入予算確認額
- 引合情報
- 在外公館引合情報 ..... 二頁

## 輸出振興外貨資金を使用する海外渡航費の支拂許可に関する事務の簡素化について

さきに、昭和二十六年十二月一  
日付藏理才五七八五号、二六振才  
七六五〇号をもつて通知した「輸  
出を振興するために外貨資金の使  
用許可を簡素化することについ  
て」の一部を次のように改正する。  
別紙輸出振興外貨資金の事務処  
理要領才二項本文中「別表才三才  
一号(渡航費)に掲げる費用の外  
國へ向けた支払にかかるとき  
は」を、「別表才三才一号(渡航  
費)に掲げる費用の外國へ向けた  
支払にかかるものであつて、大  
に改める。

昭和二十七年十月二十三日

大蔵大臣 池田勇人

通商産業大臣 高橋龍太郎

同項才七号中

大蔵省為替局長 池田勇人

通商産業省為替局長 高橋龍太郎

昭和二十四年九月十五日才三種郵便物認可

別表3	合算表より	原價	税率%	現行率(本邦貿易地圖)
2/1	原價 (仕掛け金)	1,000	5%	1,000

さきに、昭和二十六年十二月一日付藏理才五七八五号、二六振才

大蔵省為替局長および通商産業省通

商局長が別に定める場合以外の場

合には、」に改める。

別表才三才一号(渡航費)に掲

げる費用の外國へ向けた支払にか

かる場合には、「を、

別表才三才一号(渡航費)に掲

げる費用の外國へ向けた支払にか

かるものであつて、大蔵省為替

局長および通商産業省通商局長が

別に定める場合以外の場合には、

改める。

東京銀行

本店・東京日本橋

ロンドン支店  
ニューヨーク支店外國為替の取扱は  
是非当行へ

日本銀行為替管理局長職  
通商産業省通商局長 牛場信彦

輸出振興外貨資金を使用する海外  
渡航費の支拂許可に関する事務の  
簡素化について

(1) 輸出に伴つてする代理店手数料の支払の許可または代理店手数料の支払を伴う代理店契約の締結の許可に関する事務であること。

(2) 別表に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払(代理店契約の締結の許可を除く。)にあつては、当該輸出の承認をすでに貴局においてしているものにかかる代理店事務に限る。

指示するものとする。ただし、昭和二十七年七月期について、この通牒の施行とともに指定する。

輸出振興外貨資金記録費の起算日からかわる決済が貨物を船積する前に、の船積日が起算日となつていて、たが備等（設備・船舶および車輛を含み品）を輸出した場合で、特定の要件に出にかかる对外支払手段が、外困とすることとし、本月十五日（すなはととなつたので、各外国為替銀行およくな通牒が発せられた。

特例に関する通牒  
日については、従来、当該輸出にか  
行われるものについては、当該貨物  
大蔵省および通産省においては設  
むならびにその部分品および付属  
器具するものについては、当該輸  
為替銀行に買取られた日を起算日  
なわち本日)よりこれを実施するこ  
よび一万円銀紙に対する左記の  
設備等の輸出にかかる  
わる輸出振興外貨資  
金制度の特例につい  
て

各通商産業局に代理店手数料の支拂等の許可事務の一部委譲さる

(3) ること。  
才(2)号に掲げる場合以外の  
場合の許可申請については、  
貴局管轄区域内の外国為替銀

を含む、ならびにモヘリ  
ガス製品

標記の件について、別紙(1)(略)

設備等の輸出にかかる輸出振興  
外貨資金制度の特例に関する通牒

6

七六五〇号で大蔵大臣より通商産業大臣名をもつて通知された「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」別紙事務処理要領オ二項本文および同項オ七号の一部改正に伴い、海外渡航審査連絡会の承認を受けないで貿易限りで許可して差支えない場合は、左記の各号に掲げる基準に合致している場合に限りることとし、前記通りと同日付裁決オ五七八七号、二六六九号七八五七号で大蔵省理財局長および通商産業省通商振興局長名をもつて貴局長あて通知した「輸出を振興するため外貨資金の使用許可を簡素化することについて」中、「別表オ三才一號」(大蔵省為替局長および通商産業省通商局長が、海外渡航審査連絡会の承認を受けないで日本銀行限りで許可できる場合として定める場合にかかるものを除く。以下同じ。)およびからよろしくお取り計らい願いたい。

別表 級		の地別		滞在費		二、当該海外渡航の目的が、貿易の振興に直接または間接に寄与するものであることが具体的に立証され、かつ、旅行の経路が当該渡航の目的に照し妥当であると認められるものであること。		三、当該申請にかかる渡航者が、	
一、資本金一億円以上のおよび社長	会長	甲	乙	三〇・一	二四・一	二、大会社重役およびこれに掲げられる者を除くる者	甲	二四・一	一九・一
三、大会社部局長	者	甲	乙	一九・一	一五・五	四、大会社課長、小会社部局長およびこれに準ずる者	甲	一七・五	一四・五
五、右記一から四までに該当しないもの		乙	乙	一五・一	一二・一	備考	一、費用は一日分とする。	二、地域の別の欄中乙とは沖縄、台湾、朝鮮をいい、	

四、当該許可申請にかかる海外渡航に必要な費用の全部が輸出振興外貨資金により支払われるものであること。
五、当該許可申請にかかる海外渡航に必要な費用が、別表に定める基準金額の範囲内であること。
（単位ドル）
資 通 信 費 合 計 船 中 の 費 通 信 費 合 計 雜 費
五・一 三五・一 七・一 三・一 二七・一 五・一 二九・一 三・五〇 三・一 二二・一 五・一 二四・五〇 同右 五・一 一八・五〇 五・一 二二・五〇 同右 三・一 一七・五〇 五・一 二〇・一 同右 三・一 一五・一
甲とは乙以外の地域をい う。 三、大公社とは資本金三〇、 〇〇〇、〇〇〇円以上の会

**在外公館引合情報**

下記在外公館に次の取引照会があつた。関心ある向  
は直接相手方に連絡されたい。

**在連合王国日本大使館**

(1) Derby & Co. Ltd., 11-12, St. Swithins' Lane,  
London, E.C. 4. 電略 PLATIVET LONDON. 下  
記商社(住所不明)と通信したい。Osaka Special  
Foundry Co., Osaka. Kashimoto, Osaka. Shiwata,  
Osaka. Ishifuku, Tokyo. なお、後の三社は貴金  
属精鍊所である由。

(2) Allied Shippers Ltd., Ibex House, Minories,  
London, E.C. 3. 電略 SHIPAL LONDON. 同社  
は戦前日英間の運輸業務に従事していたが、このサ  
ーヴィス再開を希望している。

(3) Messrs. Ravenhill & Williams, 409, Rayners  
Lane, Pinner, Middlesex. 電気および織物関係の  
代理店になりたい。

**タイ国におけるドル**

**自由相場下落**

(在タイ日本大使館)

当地のドル自由相場はさらに下  
落し、二十七日現在アメリカ銀行  
当地支店建値は先一六ペーツ八七  
五、買一六ペーツ六二五となつ  
た。これに対しボンドは依然とし  
タ タイ ドル 下 落

(注) 施行期日 十月二十三  
日から。

四、入国税については、費  
を認める。

社およびこれに準ずるもの  
をいい、小会社とは大会社  
以外のものという。

ドル下落の原因についてタイラ  
ンド銀行調査課長および当地商社  
の傾向が見られるが、当地ではボ  
ンドのレートがタイランド銀行の  
売出レートによつて抑制されてい  
るため、ボンド高の代りにドル  
安として現われたもので、さらに  
当地の特殊事情として商品のオー  
ペー・ストックのため、ドル貨に  
対する需要が極度に減退している  
ためであるとの意見を述べている  
(在外公館経済報第三四〇号)

## 在外公館引合情報

下記在外公館に次の取引照会があつた。関心ある方は直接相手方に連絡されたい。

在連合王国日本大使館

- |  |  |  |
|--|--|--|
| (1) Derby & Co. Ltd., 11-12, St. Swithins' Lane, London, E.C. 4. 電略 PLATIVET LONDON. 下記商社(住所不明)と通信したい。Osaka Special Foundry Co., Osaka. Kashimoto, Osaka. Shiwata, Osaka. Ishifuku, Tokyo. なお、後の三社は貴金属精錬所である由。 | 十月二十三<br>大使館)<br>はさら下に下<br>メリカ銀行<br>バーツ八七<br>五となつ<br>は依然とし | るドル<br>ては、費<br>とは大会社<br>る。<br>ドル下落の原因についてタイラ<br>ンド銀行調査課長および当地商社<br>筋の見解を打診したところ、ボン<br>レスの対ドル・ボージョンが改善さ<br>れたことが根本原因であつて、香港<br>港、シンガポール等でもボンド高<br>の傾向が見られるが、当地ではボ<br>ンドのレートがタイランド銀行の<br>売出しレートによつて抑制されてい<br>るために、ボンド高の代りにドル<br>安として現われたもので、さらに<br>当地の特殊事情として、商品のオー<br>バー・ストックのため、ドル貨に<br>対する需要の度合いが減退している<br>ためであるとの意見を述べている<br>(在外公館経済情報室三四〇号) |
| (2) Allied Shippers Ltd., Ibex House, Minories, London, E.C. 3. 電略 SHIPAL LONDON. 同社は戦前日英間の運輸業務に従事していたが、このサービス再開を希望している。   |  |  |
| (3) Messrs. Ravenhill & Williams, 409, Rayners Lane, Pinner, Middlesex. 電気および機物関係の代理店になりたい。  |  |  |





## 輸出取引法施行規則制定さる

九月一日から施行

を添え、通商産業大臣に提出し  
なければならない。

一定款

二 立する場合の申請にあつて

三 事務計画書

四 所および略歴を記載した書面

五 創立総会の議事録の原本

六 合併により輸出組合を設立する場合の申請にあつて

七 は、オーラの定款が法第十九条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)以下「協同組合法」といふ。)第十六條の規定によつて共同して作成されたものであることを証する書面

八 おとする者は、様式第十二による申請書に左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

九 一変更しようとする箇所を記載した書面

十 二変更を請求した総会の議事録の原本

十一 三変更を請求した総会の議事録の原本

十二 四合併の認可の申請

十三 五合併の理由および経過を記載した書面

十四 六合併の認可の申請

十五 七合併後の輸出組合の定款

十六 八合併の認可の申請

十七 九合併の理由および経過を記載した書面

十八 十合併の認可の申請

十九 一合併の認可の申請

二十 二合併の認可の申請

二十一 三合併の認可の申請

二十二 四合併の認可の申請

二十三 五合併の認可の申請

二十四 六合併の認可の申請

二十五 七合併の認可の申請

二十六 八合併の認可の申請

二十七 九合併の認可の申請

二十八 十合併の認可の申請

二十九 一合併の認可の申請

三十 二合併の認可の申請

三十一 三合併の認可の申請

三十二 四合併の認可の申請

三十三 五合併の認可の申請

三十四 六合併の認可の申請

三十五 七合併の認可の申請

三十六 八合併の認可の申請

三十七 九合併の認可の申請

三十八 十合併の認可の申請

三十九 一合併の認可の申請

四十 二合併の認可の申請

四十一 三合併の認可の申請

四十二 四合併の認可の申請

四十三 五合併の認可の申請

四十四 六合併の認可の申請

四十五 七合併の認可の申請

四十六 八合併の認可の申請

四十七 九合併の認可の申請

四十八 十合併の認可の申請

四十九 一合併の認可の申請

五十 二合併の認可の申請

五十一 三合併の認可の申請

五十二 四合併の認可の申請

五十三 五合併の認可の申請

五十四 六合併の認可の申請

五十五 七合併の認可の申請

五十六 八合併の認可の申請

五十七 九合併の認可の申請

五十八 十合併の認可の申請

たゞし、旧輸出振興外貨資金制度により認められた輸出振興外貨資金については、昭和27年9月30日まで代理店手数料の支払にあてることができる。

七、海外渡航費、海外支店設置に要する経費等のため連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済される对外支払手段が必要な場合は、一般外貨予算のそれやれの予算の範囲内において許可する。

八、一部輸出承認品目(チエックアライス品目)については代理店手数料の支払に規制を加えることになり、別に注意事項を発表する。

- 一、輸出によって取得された外貨資金がアメリカ合衆国通貨である場合には、算定率をそれぞれ第一類 15%、第二類 10%、第三類 5%とする。
- 二、輸出によって取得された外貨資金が連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済されるものである場合には、当分の間輸出振興外債資金制度の適用を停止する。
- 三、たゞし、既に取得された輸出振興外債資金については従前通りの使用を認める。
- 四、アメリカ合衆国通貨表示の輸出振興外債資金を連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済される对外支払手段に振替使用することは認める。
- 五、輸出振興外債資金の用途のうち「輸出の振興に寄与すると認められる原材料、機械、道具その他これに類する貨物」を「輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認められる貨物」に改める。
- 六、輸出振興外債資金の用途のうち代理店手数料の支払を認めないこと、しこれは一般外債予算により支払の許可をする。

5 昭和乙年 6月 30日以前の日を起算日とする改正  
前の輸出振興外貨資金制度に基く輸出振興外貨資金に  
ついては、なお従前の例により取り扱うものとする。

大蔵省理財局

通商産業省通商振興局

輸出振興外貨資金制度の改正について

ドル貨獲得推進の見地から今回輸出振興外貨資金制度  
が別に発表された通り改正されました。その改正点は  
左記の通りです。

被撲滅および試験、戦物くじゅうたんを除く。) ステー  
ブルクロース、ナザキン、ドイリ、ハンガチ、肩掛け及  
びえり巻(ネッカチーフ及びスカーフを含む。) はら  
びにもメリヤス製品

まぐろ類、かに、さけ、ます、およびかきのかん詰  
冷凍まぐろ類および冷凍めかじき

うんしゅうみかん

わたり根

かんてん

昭和乙ノ年ク月ノ日

藏理第 号

スク振第々スク号

大蔵事務次官

通商産業事務次官

各外国為替銀行あて

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和乙ノ年ノ乙月ノ日付藏理第5クダ6号、乙  
6振第クダ50号をもつて「輸出を振興するために外貨  
資金の使用許可を簡素化することについて」を通牒した  
が、今回上通牒の一部を次のように改め、昭和乙ノ年ク  
月ノ〇日から実施する。

記第ノ項中、「対外支拂手段」を「アメリカ合衆国通貨  
表示の対外支拂手段(特別決済勘定にかかるものを除  
く。)」に改め、同項中「(当該内國支拂手段が特別予金勘  
定に属する政令(昭和乙ノ年政令第ノタス号)の規定に  
もとづき、特別予金勘定に預け入れられる場合を除く。)」  
を削る。

説第5項を次のように改める。

別紙第2項第1号中2を削り、「100分の大」を「百  
分の15」に、「100分の3」を「100分の10」に、  
「100分の1」を「100分の5」に改める。

別紙第2項第2号および第3号を次のように改める。

## 2 削除

3 輸出振興外貨資金は、別表第1第1号に掲げる者が  
貨物を輸出したことによって取得したアメリカ合衆  
国通商部の対外支払手続(特別支拂制度)にかかる  
ものを除く。)を銀行に売却し、その対価として  
内国支払手續を取得した場合にかかるものである  
こと。

別紙第2項第8号を次のように改める。

## 8 削除

別紙第3項第3号を削り、第4号中「前3号」を「前  
2号」に改め、同号を第3号とする。

別紙第9項を次のように改める。

9 昭和24年6月30日以前の日を起算日とする改正  
前の輸出振興外貨資金制度に基く輸出振興外貨資金に  
ついては、はお後の例により取扱うものとする。た  
だし、別表第3第2号に掲げる費用の支払については、

(7)

昭和24年10月1日以降付この限りではない。

10 前項の場合において別表第5に掲げる貨物の輸出  
に伴う代理着手数料の支払については、改正前の「輸  
出振興外貨資金の使用許可を簡素化することについて」  
の別紙第8項および第9項の規定によるのほか、  
通商産業大臣の代理店手数料支払の確認を受けている  
ものでなければ、許可までは確認をしてはならない。  
別表第3号第2号を次のように改める。

## 2 削除

別表第4の次に次のように加える。

## 別表第5

家庭用ミシン

陶磁器(ディナー セット に限る。)

ほうろう鉛筆

ガラス製光玉(球形のものに限る。)

綿糸および織物

人造綿糸および人造綿物

ステー・フルファイバー、ステー・フルファイ糸およびス  
テー・フルファイバー織物

絹織物

(8)

昭和24年7月1日

藏理第 号

24振第4248号

大蔵大臣 道田 勇人

通商産業大臣 高橋 譲太郎

日本銀行總裁 一田尚謙

輸出振興外債資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付藏理第4248号、26振興第4248号もつて「輸出並振興するために外債資金の使用許可を簡素化することについて」を通牒したが、今回上通牒の一部を次のように改め、昭和24年7月1日から実施する。

はおこの旨各外国銀行に周知いたし候する。

記第一項第一号中「輸出によって取得された外債資金」を「輸出によって取得されたアメリカ合衆国通貨表示の外債資金（特別米府勘定にかかるものを除く。）」に改め同項第3号を削る。

記第二項第二号中「長期、かつ、従統的の支払を伴う代理店契約で通商産業大臣の許可を要するものを除く。」を削る。

(6)

## 別紙様式第六 代理店手数料支拂確認申請書

通商産業大臣 申請者 氏名または商号 所在地 電話

下記の代理店手数料の支拂について確認を申請します。  
1. 輸出商品目、数量、單価、價格、輸出承認番号

2. 代理店手数料の支拂  
支拂の金額

3. 代理店契約の内容  
相手方氏名または商号 住所 主な取扱品目 輸出相手方との関係

上記の件については

確認する

確認しない

通商産業大臣  
署名

(備考注意)

13 前項の場合において、別表第4に掲げる輸出に伴う代理店手数料の支払の許可または確認を受けようとする者は、別紙様式第6による代理店手数料支払確認申請書を通商産業大臣に提出してその確認を受けたのちでなければ申請することができない。

別表第4第2号を次のように改める。

## 2 刪除

別表第4第5号を次のように改める。

6 輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認められる鏡物

別表第5提出先の欄中「(別表第4第2号に掲げる費用(代理店手数料)の外國へ向けた支払を伴う代理店契約であつて、当該契約が長期、かつ継続的の支払を伴うものであるときは通商産業大臣)」を削り、同表の次に次のように加える。

別表第6

家庭用ミシン

開磁盤(ディナーセットに限る。)

ほうろう器具

グラス製光玉(球形のものに限る。)

(2)

備考おまび備藏物

~~大造鏡系おまび人造銅鏡物~~

~~ステーブルファイバー、ステーブルファイバーおおよ  
びステーブルファイバ 織物~~

備藏物

~~帳帳地おまび帳帳、敷物(じゅうたんを除く。)ステー  
ブルクロース、ナップキン、ドイリ、ハンカチ、荷物およ  
びえり巻(ネッカチーフおよびスカーフを含む。)からび  
に毛メリヤス製品~~

すぐろ類、分に、さけ、ますおよびかきのかん詰

冷凍すぐろ類おまび食凍のかいさ

つんしゆうみかん

ゆり根

かんてん

別紙様式第3中「11. 宣教の有無」を削り、「12.  
備考」を「11. 備考」に改める。

別紙様式第4を削り、別紙様式第5の次に次の表  
を加える。

別紙様式第6

(3)

藏理第287号  
二十七年七月一日  
さきに昭和二十六年十二月一日  
付藏理第5785号、二六振第650号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を発表したが  
今回右発表文の一部を次のように改め、昭和二十七年七月十日から  
六五〇号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を発表したが  
記第2項第2号を次のように改める。

記第2項第2号を次のように改める。  
記第2項第2号を次のように改める。

記第2項第2号を次のように改める。  
記第2項第2号を次のように改める。

記第2項第2号を次のように改める。  
記第2項第2号を次のように改める。

記第2項第2号を次のように改める。  
記第2項第2号を次のように改める。

記第2項第2号を次のように改める。

## 改正について

## 輸出振興外貨資金制度の一部改正さる

通商産業省  
通商課編集  
通商産業省



行所  
海外市場調査会  
(JETRO)  
東京都中央区日本橋箱町3-1  
発行人 山中謙二

主　要　目　次	
◎第一回ブラジル日本商品見本市帰朝報告	四頁
◎第二十四回輸入公表 (英文)	八頁
◎米国大麦クラス(銘柄)の買入条件決定	九頁
◎二七機局第三八三一號通牒	十頁

輸出・輸入・国内販賣



安宅産業株式會社

社長：神田正吉  
常務取締役：猪崎久太郎本社：大阪市東区今橋五丁目十四番地  
東京支店：東京都中央区京橋一丁目一番地ブリヂストンビル  
其ノ他：名古屋・八幡・小樽・神戸・横浜其ノ他全国主要都市

## 発表文

省産業省  
通商省

昭和27年7月1日

藏理第287号

スケ振第4スケ8号

## 輸出振興外貨資金制度の改正について

こゝに昭和26年12月1日付藏理第5785号、スケ振第4スケ8号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を発表したが、今回その発表文の一部を次のように改め、昭和27年7月10日から実施する。

前文中の「輸出によって取得された外債資金」を「輸出によって取得されたアメリカ合衆国通債表示の外債資金(特別決済勘定にかかるものを除く。)」に改める。

記第2項第2号を次のように改める。

## 2 削除

記第2項第2号の次に次の2項を加える。

1/2 昭和27年6月30日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度に遡く輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお従前の例によることができる。ただし別表第4号に掲げる費用の支払については、昭和27年10月1日以後はこの限りでない。

1/3 前項の場合において、別表第4号に掲げる貨物の輸出に伴う別表第6号を次のように改める。

1/4 別表第5号提出先の欄中(別表第4号に掲げる費用(代理店手数料)の外圍へ向かた支払を伴う代理契約であつて、当該契約が長期、かつ繰返的の支払を伴うものであるときは通商産業大臣)を削り、同表の次に次のように加える。

(1)

うんしゅうみかん  
ゆり根  
かんてん  
別紙様式オ三中「一一、追放の  
有無」を削り、「一一、備考」を「  
豪理オ二八七九号  
二七振才四二七八号  
昭和二十七年七月一日  
豪理オ二八七九号  
昭和二十七年七月一日  
日本銀行總裁 一万田尚登殿

輸出振興外貨資金制度の改正  
について

る場合を除く。)を削る。  
記才五項を次のように改める。  
五 昭和二十七年七月九日以前  
の日を起算日とする改正前の輸  
出貨獲得推進の見地から今回  
輸出振興外貨資金制度が別に発表  
された通り改訂されました。が、そ  
の改訂点は左記の通りです。ある  
場合には、算定率をそれぞれ  
一、輸出によって取得された外貨  
資金がアメリカ合衆国通貨であ  
る場合には、算定率をそれぞれ  
オ一類十五%、オ二類十%、オ  
三類五%とする。

二、輸出によって取得された外貨  
資金が連合王国通貨または特別  
決済勘定を通じて決済されるも  
のである場合には、当分の間輸  
出振興外貨資金制度の適用を停  
止する。

ただし、すでに取得された輸  
出振興外貨資金については從前  
通りの使用を認める。

三、アメリカ合衆国通貨表示の輸  
出振興外貨資金制度の適用を停  
止する。

出振興外貨資金制度を通じて決済  
される对外支払手段に振替使  
用することは認めない。

四、輸出振興外貨資金の用途のう  
ち「輸出の振興に寄与すると認  
められる原材料、機械、器具そ  
の他これらに類する貨物」を「輸  
出の振興または経済の復興もし  
くは安定に寄与すると認められ  
る貨物」に改める。

五、輸出振興外貨資金の用途のう  
ち代理店手数料の支払を認めな  
いことしこれは一般外貨予算  
により支払の許可をする。

六、海外渡航費、海外支店設立に  
要する経費等のため連合王国通  
貨秘書官事務取扱を命ずる。

大臣官房秘書課勤務を命ずる  
外務事務官 飯村 英一  
(インド日本大使館)

秘書官事務取扱を命ずる  
通商産業省通商振興局

大蔵省理財局



別表第四項  
経過地主の件  
食糧は國外售出する。

## 二 削除

記第十一項の次に次の二項を加える。

十二 昭和二十七年六月三十日以前の日起算日とする輸出振興

外貨資金に甚く輸出振興外貨資金にてはなら從前例によ

別表

り得る事無く輸出振興外貨資金にては昭和二十一年十月三十日ができる。

十三 前項の規定にかかるらず、別表第六に掲げる貨物並びに  
支拂う事第七に掲げる者に対する輸出に伴う代理店手数料の支拂う  
許可書にて確認を受けようとする者は、改正前輸出振興外貨資

金に付する事無く輸出振興外貨資金にては昭和二十一年十月三十日ができる。

規格十四行用紙

別制度即ち現行別紙様式第六による代理店手数料支拂確認申請

請書を通商産業大臣に提出してその確認を受けたのちでなければ申請

する事ができない。

別表第四条第二項を次のよう改める。

## 二 削除

別表第四条第六項を次のよう改める。

六 輪より振興するに経済の復興もしくは安定に寄與すると認らるる  
貨物

別表第五提出先の欄中「別表第ニ号に掲ぐる費用」代理店手数料

の外國へ向ける支拂を伴う代理店契約である、該契約が長期かつ

通商處業省

連続的の支拂を伴うものであるときは通常審査大臣（レセーブアリ、同表ナ次  
ノヨリシテス）  
前表事例  
「十六、備考」も、「十七、備考」に於ける事。

別紙採用中「二、追放の有無」を削り、第十三改定第十一項に付する。  
この次に右のよう記入する。

別紙様式表六

大藏大臣名  
通商産業大臣名

日本銀行總裁名にて

輸出振興外貨資金割合の改正について

さきに昭和二十六年十二月一日付藏理第三七八五号、二六指第七六五。号

をもって輸出を振興するため外貨資金の使用許可を簡素化することに  
よる特權したが、今回通特義の一部を次のように改め、昭和二十七年七月  
一日から実施する。なお二の二日外国存督銀行に周知いたし依頼する。

記第一項第一号中「輸出によりて取得された外貨資金」を「輸出によりて

## 通商産業省

取得してアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金に改り、同項第ニ号を削る。

記第ニ項第ニ号中「(長期、かつ、継続的の支拂を伴う代理店契約で

通商産業大臣の許可を要するものを除く。」を削る。

別紙第ニ項第一号中「牛の款を削り、「百分の六」を「百分の十五」に、

「百分の三」を「百分の十」、「百分の一」を「百分の五」に並び改める。

別紙第ニ項第一号に別表第ニ号を次のように改める。

2 刪除

3 輸出振興外貨資金は、別表第一号に掲げる者が貨物を輸出したことによって取得してアメリカ合衆国通貨表示の対外支拂手

段々銀行に売却し、とつ対價として内国支拂手段を取得して協会らんかわるものである」と、  
別紙第ニ項第ハ号を次のように改める。

8 刪除

別紙第ニ項第ミ号を削り、第ニ号中「前二号」を「前ニ号」に改り、同号を  
キニ号とする。

別表第ニ項第ハ号を次のように改める。

別紙第ニ項第ハ号を次のように改める。

九 昭和二十七年六月三十日以前の日起算日とする改正前の輸出振興外貨資

金制度に基く輸出振興外貨資金については、なら従前ノ例により取扱うもの

とする。ただし、別表第ニ項第ハ号の適用の支拂い方法には、昭和二十年十一月  
一〇 前項の規定にかかる別表第五に掲げる貨物の輸出による別表第六

10 植物の葉の形と大きさは、植物の種類によって異なります。たとえば、アサガホの葉は、細長い葉で、表面には多くの穴があります。

御坐候仰神事奉御事奉御事奉御事奉御事奉御事奉御事奉

長山告之大將軍曰「若夫橫山以西者皆漢地也。豈敢與爭哉？」

~~44 11/20 N 100°~~

三國志卷之三十一

卷之三

輸出振興外貨資金制度別紙第二項第八号の規定にかからず、直商産業  
貿易促進会議は、東洋化成の代理行手数料の支拂については改正前の

大臣の確認を受けているものでなければ、許可主は確認をしてはならぬ。

別表第2項を次のように改める。

別表第四の次に次の表を加えた。

家庭用ミシン

陶磁器(ティナーセクトに限る。)

ガラス製光玉

## 府政本目

夜可憐之如是也。(明倫<sup>一語</sup>)

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

KM 0 道路里程表 2003

傳文稿本中被刪去的這些段落應該是“蘇軾八九歲時不識一字，偶題牆壁

卷之三

十三  
音譜

日本政府

野紙一號

輸出振興手帳外貨資金使用許可箇箇化するにについて

大正十二年十二月一日 蘭旗才五七八六号、ニラ旗才七六四五。号でもつて

ノルホト振興手帳外貨資金使用許可箇箇化するにについてと通牒  
ノリ。今回申請通牒一部を右の如き、明治二十一年八月一日から實施す。

記事一項中「海外支那平税」とアーリカ金無國通貨表半額外支那  
ノルホト振興手帳外貨資金

手段にて改め、同様中「当該内國支那平税」特別貯金勘定に内了取全  
（明治二十三年八月三十日）の規定による、特別貯金勘定の積入れ

## 別紙一

輸出振興外貨資金制度の改正に伴う貨物の輸入について

(第二次案) 昭二七、大二〇  
通商振興局

輸出振興外貨資金の用途の内、貨物の輸入については、「輸出の振興及び経済の復興、安定に寄与すると認められる貨物」とするが、その適用については概ね左記の通りとする。

記

べ左に掲げる貨物の輸入は認めない。

(1) 法令により輸入を禁止されているもの若しくは輸入貿易管理令以外の法令により、登録、許可等がなければ輸入、販売又は所持することのできないもの

(例) 薬品、塩、硫砲火薬類

(2) I.M.C 物資(例、ニッケル地金、コバルト地金、シングステン鉱石、モリブデン鉱石)

(3) 前号の物資以外のもので国内において割当又は配給の対象となつて いるもの

(例、米)

(4) 關税率別表に掲げる税率四〇% 以上のもの

(5) 銀、白金等の貴金属地金

(6) 宝石類

(7) 美術工芸品

(8) 現象された映画ファイルム（産業用のものを除く）

二、所謂「在日外国人用品」については、一般外貨予算によりその輸入を行い、輸出振

失外貨資金により輸入することは認めない。

三、雜輸入品目の内輸出振失外貨資金による輸入を適当と認められるものについては、

輸入を認める

一例、醫藥、絕縁材料、補助可塑剤、熱媒体、農藥、

四、「輸出の振失及び經濟の復興、安定に寄与すると認められる貨物」に該当すること、の明瞭なものの輸入についても国内産業との調整は当然考慮される。

（例、蒟蒻、化學藥品類）

## 輸出振失外貨資金による支拂を伴う代理店契約の許可標準について

（通商振興局）

- 一、海外代理店契約は、外国における見本の頒布、海外市況の調査、バイヤーの信用状態の照会、販売斡旋、販売および購入契約の締結、検査の立会、特許権に関する交渉ならびにその取得、クレームの処理等を目的とする。ただし、それぞれの代理店により取扱い品目が異なるか、活動地域その他について特別の理由ある場合には、この限りではない。
- 二、代理店契約書には、次の事項が記入されなければならない。
- （1）本店の住所、氏名  
（2）代理店の住所、氏名  
（3）代理行為を行ふ地域  
（4）手数料の歩合および支払の時  
期  
（5）契約の有効期間

二七振九四一号

昭和二十七年二月十九日

二七振第二四七号

昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長 井上尙一

通商産業省通商局長 牛場信彦

大蔵省税関部長 殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類別表について

昭和二十六年十二月十日より実施された輸出振興外貨資金の算定基準および商品類別表は、別紙の通りであるが、輸出貨物のうち要承認品目については、当省において輸出承認の際輸出承認申請書に右算定基準を昭和二十七年一月二十二日より記載することにしたの

古算定基準を昭和二十一年一月二十二日より留置せるところの承認品目外へては、當省にはハシ出奉體の課税出奉體申請書に基準はエビ商品課税表へて照述の取引であるが、輸出貢税のときは要理味二十六年十二月十日より實質するハシ出港興行資資金の算定基準を輸出申告書（E.D.）に記入させて申告を受付けすることとされたい。

昭和二十四年十月

大蔵省蘇關局長 運

蘇關通業省蘇關局長 半澤司義

蘇關通業省蘇關局長 共土尚一

昭和二十一年一月二十一日

二十號文二十四号

で、各税關において輸出申告書に記載されている算定基準を検討する場合には、輸出承認申請書に記載されている算定基準と同一の算定基準を輸出申告書（E.D.）に記入させて申告を受付けすることとされたい。

ちば六〇。

宝基準を請求申告書（同上）の運入を付し申告を受付けたふるふる  
る懸念外貨、請求承認申請書が正確を以てする眞宝基準も同一の眞  
ア、各輸出方法の輸出申告書が正確を以てする眞宝基準を附載せ

二七振第二四七号

昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長

通商産業省通商局長

殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類  
別表について

昭和二十六年十二月十日より實施された輸出振興外貨資金の算定  
基準および商品類別表は、別紙の通りであるが、輸出貨物のうち要  
承認品目については、各商品担当課において輸出承認の際輸出承認  
申請書に左記要領によりその算定基準を記載することとしたから、

申請書の記載欄に記入の算定基準を記載するふうなふれ。  
承認品目ごとに、各商品時当額は、該出承認の際提出承認  
基準をもつて商品陳列表と、陳述の通りである。該出貢金の必要  
額味二十六年十二月十日より實施され、該出貢金の算定

陳列表

該出貢金の算定基準をもつて商品陳

## 記

該商業省該商陳列風景

昭味二十六年一月二十一日

二十歳以上四十才

宜しくお取計らひ願いたい。

記

一 輸出振興外貨資金の算定基準の記載欄は、該出承認申請書の  
「代金決済(支拂)」の下の空白の箇所とする。

二 右の箇所に のスタンプを押をつし、算定基準を  
記載して当該担当官がそのイニシャルを署名する。

三 この取扱は、昭和二十七年一月二十二日より実施する。

三 この趣旨は、昭和二十七年一月二十二日より實施する。

四 本件は當該時當官のトニシテハお譲りをみる。

五 本件の勘定は、のべてくわせ取扱いし、莫款基準を

「外金支拂」の下の空白の勘定とする。

一 銀出振興外貨資金の莫款基準の確立勘定は、銀出振興申請書の

清

宣じては取扱い罷めべし。

二七振第二四七号

昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長 井上尚一

通商産業省通商局長 牛場信彦

殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類  
別表について

この件については、別紙写の通り昭和二十七年一月二十二日より  
實施することとしたから遺憾なまを期せられたい。

別表第四  
が一類

さきに昭和二十六年十二月十日  
付藏理才五七八五号、二六振才七  
六五〇号をもつて「輸出を振興す  
るために外貨資金の使用許可を簡  
素化することについて」通牒した  
が、今回通牒文の別表才二および  
別表才四の一部をそれぞれ次のよ  
うに改め、昭和二十七年二月一日  
から実施する。なお、この旨外国  
為替銀行に周知かた依頼する。  
別表第一  
「ショディ、ラック、ウエイス  
ト」を「ショディ(可紡のものに  
限る)、ラック(可紡のものに  
限る)、ウエイスト(可紡のもの  
に限る)」に改める。

日本銀行總裁 一万田尙登殿  
通商産業大臣 大蔵大臣  
高橋龍太郎  
池田勇人

輸出振興外貨資金制度について

〔別表の一部改正〕

さきに昭和二十六年十二月十日  
付藏理才五七八五号、二六振才七  
六五〇号をもつて「輸出を振興す  
るために外貨資金の使用許可を簡  
素化することについて」通牒した  
が、今回通牒文の別表才二および  
別表才四の一部をそれぞれ次のよ  
うに改め、昭和二十七年二月一日  
から実施する。なお、この旨外国  
為替銀行に周知かた依頼する。

別表第二  
「化学繊維」の次に「合成繊維の  
綿および糸」を「生糸(玉糸を含む)  
の次に「生糸(玉糸を含む)、綿糸お  
よび糸」を加える。

別表第三  
「別珍、コールテン」を「別珍お  
よびコールテン(これらの生地  
を除く)に、「合成繊維の綿  
糸および織物」を「合成繊維の織  
物」に改める。

別表第四  
「生糸(玉糸を含む)、綿糸お  
よび綿糸(ゆうり糸)」を削り、  
「(手編糸を除く)」の下に「シ  
ョディ(不可紡のものに限る)、  
ラック(不可紡のものに限る)、  
ウエイスト(不可紡のものに限  
る)」を加える。

さきに昭和二十六年十二月十日  
付藏理才五七八五号、二六振才七  
六五〇号をもつて輸出振興外貨資  
金について発表したが、今回当該  
発表文の別表才二および別表才三  
の一部をそれぞれ次のように改  
め、昭和二十七年二月一日から実  
施する。

別表第二  
「生糸(玉糸を含む)、綿糸お  
よび糸」を削り、「(手編糸を除く)」の下に「シ  
ョディ(不可紡のものに限る)、  
ラック(不可紡のものに限る)、  
ウエイスト(不可紡のものに限  
る)」を加える。

別表第三  
「別珍、コールテン」を「別珍お  
よびコールテン(これらの生地  
を除く)に、「合成繊維の綿  
糸および織物」を「合成繊維の織  
物」に改める。

別表第四  
「化学繊維」の次に「合成繊維の  
綿および糸」を「生糸(玉糸を含む)、  
の綿および糸」を「生糸および糸」  
の綿および糸」を「生糸および糸」  
に改める。

輸出入貿易

白洋貿易株式會社

取締役社長 宮崎  
本店 東京都千代田区丸ノ内二ノ二(九ビル内)

清店  
支店  
大名  
阪古屋  
門  
浜  
神戸

貴重であるところ」、又は「該税をまことに課せらばあらへん。

この特例ごとく「カ・限運事の處り」即ち昭和二十一年一月二十二日エリ

電奏文ごへア

輸出振興代賃資金貸出基準はより商品融

通

通商産業省 財團法人 海外市場調査会  
(JETRO) 東京都中央区日本橋室町3/2

主目次

昭和二十七年一月三十一日  
二十歳二四十号

昭和二十七年一月三十一日  
二十歳二四十号

昭和二十四年九月十五日オニ種郵便物認可



発行所 海外市場調査会  
(JETRO) 東京都中央区日本橋室町3/2  
発行人 山中謙二

◎清水、四日市特定重要港となる  
◎外國自動車譲受許可書の有効期間について  
◎JETRO資料紹介 (アフリカ州・大洋州  
特集) ...  
◎輸出手承認申請結果発表(十八) ...  
◎JETRO引合情報 ...  
七頁  
八頁



ることとなつてゐるが、「長期かつ継続的」の具体的な解釈はつぎの通りである。

一つの輸出契約にもとづく代理店契約であつて、その輸出が完了すれば代理店契約も消滅するよろいわゆるシングルトランザクションの場合はその期間がたとえ三ヶ月をこえてもここにいう長期、かつ継続的支払をともならず代理店契約に含まれない。

右の代理店手数料の支払が數回に分けて行われても同様である。また二つ以上の輸出契約にもとづく代理店契約であつても、その契約締結の日から手数料支払日までの期間が三ヶ月以内であれば、やはり長期、かつ継続的な支払をともなう契約とはならない。輸入人の代理店契約についても同様である。本件については、七月一日以降十二月九日までの分もその期間がたとえ三ヶ月をこえてもここにいう長期、かつ継続的支払をともならず代理店契約に含まれない。

8 運賃、保険料の支払の許可申請書に添附すべき書類はすでに発表した手続には輸入承認証原本となつてゐるが、今後は当該輸入承認証のオーバーライズドコピーとする。

9 代理店手数料の支払について

輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただし

バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

10 一件の貨物の輸出価額に所

定の輸出振興外貨資金算定比

率を乗じて得た輸出振興外貨

資金の額が一弔または一磅未

満となる場合は、本制度が適

用されず、また右の少額の輸

出を二件以上合計して適用す

ることも認められない。

記録証の起算日が船積日となつている場合の船積日は税

関が輸出免状に押捺するロー

ディングデーターとし、もしこれがない場合は、船荷証券面の船積日とする。

輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

11 輸出申告書に該商品が記載

され、その運賃、保険料金額

が合計額で記入されている場

合は、これを当該貨物価額に

按分した上、各々の輸出振興

外貨資金額を算出すること。

12 記録証の有効期間満了日が

船積日とすると。

輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

13 輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

14 輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

15 輸出申告書に該商品が記載

され、その運賃、保険料金額

が合計額で記入されている場

合は、これを当該貨物価額に

按分した上、各々の輸出振興

外貨資金額を算出すること。

16 記録証の有効期間満了日が

船積日とすると。

輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は

これにより輸出振興外貨資金

の算定を行えばよい。

17 輸出申告書一枚に対し記録

証一枚を発行すること。(ただ

し、バーンチャルシップメント

の場合を除く)および二枚以

上の輸出申告書の金額を取扱

めて記録証の確認をすること

は、今後認められない。すな

む原則として輸出申告書一

枚につき記録証一枚を作成す

る。本件については、七月一

日以降十二月九日までの分も

同様の取扱とする。

銀行が買取った輸出為替が

支払拒絶された場合の記録証

の処理についてはおつて詳細

通牒する。

輸出振興外貨資金の商品別

の確認を税関が行うこととなつてゐる(確認済の旨)スター

ンプを押捺する)ので銀行は





2. 譲受外貨額  
Amount: \_\_\_\_\_  
(輸出振興外貨資金確認記録証の番号を裏面に記載いたします)

3. 原輸出業者との関係からびに使用の目的  
Relation Between Applicant and Original Exporter and Purpose of using E.P.F.E.

この申請書に記載された事項は真実かつ正確なることを証明します  
The undersigned Certifies that Particulars of this  
application are true and correct :

上記の件を承認する。  
The present License for Qualification of Transfer is hereby approved.

通商産業大臣  
For the Minister of International Trade and Industry

経費明細	總額 \$	支拂額 \$	支拂額 \$
交通費 \$	(一日当たり) \$	(一日) \$	(一日) \$
滞在費 \$	(一日) \$	(一日) \$	(一日) \$
通信費 \$	(一日) \$	(一日) \$	(一日) \$
雜費 \$	(一日) \$	(一日) \$	(一日) \$
(右以外に特に必要な場合は費用の明細とその理由)			
旅行目的			
経営能力			
海外在留			
追放の有無			
より相違ありません。			
備考			
年			
月			
日			
住所			
会社名			

才  
号

別表第五	区分	提出先
輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けた支払をしようとするとき。	日本銀行	日本銀行
輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けた支払をすべき原因となる行為または取引をしようとするとき。	日本銀行	日本銀行
一、貿易の振興に関して本邦外に旅行し、または滞在するための費用。	日本銀行	日本銀行
二、生ゴムおよび合成ゴムならびにそれのかくす(再生ゴムおよびそのかくす)を含む)原皮、サルファイトペルト、クラフトペルブ、レーベンペルブおよびソーダペルブ、重要文化材に指定されているもの	日本銀行	日本銀行
三、貿易に関する広告費、宣伝費、調査費その他これらに類する費用。	日本銀行	日本銀行
四、輸出振興外貨資金を使用して輸入する貨物にかかる運賃、保険料、早出料、船舶料、検査料、その他のこれに類する費用。	日本銀行	日本銀行
五、本邦商社が本邦外に支店、出張所等を設置し、またはこれらを運営するために必要な費用。	日本銀行	日本銀行
六、輸出の振興に寄与すると認められる原材料、機械、器具その他これらに類する貨物。	日本銀行	日本銀行
七、貿易に関する見本、カタログ、信用調査その他のこれらに類する資料。	日本銀行	日本銀行

別紙様式第二

輸出振興外貨資金使用資格承認申請書  
Application for License of  
Qualification to Transfer

\*申請年月日  
Date of  
application  
\*許可番号  
License No.

通商産業大臣殿  
To: Minister of International Trade and Industry

申請者  
Applicant: 氏名または商号  
Name or Trade Name

職業 \_\_\_\_\_ 國籍 \_\_\_\_\_  
Occupation \_\_\_\_\_ Nationality \_\_\_\_\_

住 所 電 話  
Address Tel. No.

下記の通り輸出振興外貨資金使用資格の承認を申請します。  
Request is made for License of Qualification to Transfer. E.P.F.E.

1. 原輸出業者  
Original Exporter 署名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
Signed by \_\_\_\_\_

資料一格\_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_  
Title \_\_\_\_\_

佳所

Address



通は日本銀行本店に、他の一  
通は許可事務を処理した日本  
銀行支店(支店を経由しない  
ときは、本店)において保管  
するものとする。

日本銀行行員において差し支えられぬ記入した差額確認記録証を成し、これに許可証に署名した者が署名をしたのち許可に添えて申請者に交付し、該確認記録証の写に記載されている金額を訂正するものとする。

(無効となつた確認記録証の寫しの處理)

七 日本銀行は、保管してある未使用的の確認記録証の写し(審査中のものを除く)がオニモ五号以下の有効期間に七日を経過したものとなつたときは、これを無効とし、その旨のスタンプを押なづし、その他のものと区別して整理するものとする。

(報告)

八 日本銀行は、毎月輸出振興外貨資金について別紙様式によ

**別表第一**

一 貨物を輸出した居住者（本邦人以外の者であるときは、商事登記または商法（明治三十二年法律第百四十八号）才四百七十九条才二項の規定による登記をした者に限る。）

二 前号に掲げる者が輸出した貨物の供給に関与した者

三 前二号に掲げる者の加入する団体

四 前三号に掲げる者の役員または使用人であつて、別表才三三

金庫およびその合金の現金およびそのくず(カドミウムセレウム、ビスマスおよびアルミニウムの地金(アルミニウム丸)を除く。・三〇%以上のもの)を除く。

資金が特別決済勘定にかかるものであるとき。  
4 前三号に掲げる場合の外、  
事案が異例のもの、またはその取扱について異議のあるものであるとき。

なつし、本店、各支店別に  
それぞれ一貫番号を附し、そ  
うの一貫の許可証として銀  
券を経由して申請者に交付  
する。この場合において、申  
請書に添附された書類に輸出  
興外貨資金による送金許可  
の旨のスタンプを押なつす  
ものとする。

用済の許可証の送付を受けたときは、保管されている当該許可証の写と照合して、その外国へ向けた支払が許可を受けたところに従つて行われたかどうかを審査したのち、許可を受けたところに従つて行われたことを確認したときにあつては、当該許可証およびその写を一括して使用済のスタンプを押つしたのち未使用のものと区別して整理するものとし、その外国へ向けられた支払が許可を受けたところに従つて行われていないことを確認するか、またはその疑いがあると認められるときにつきは、

別）および対外支払手段の売却額（項目別）を取りまとめ、翌年十五日までに大蔵大臣および子商産業大臣に報告するものとする。

（通商産業大臣の許可をした後務契約にもとづく確認事務）

日本銀行は、銀行から通商産業大臣の許可を受けた後務契約にかかる許可証、確認記録書、および輸出明細書三通、貿易送金の手続に関する命令（昭和二十六年總理府令 大蔵省令 第二十六号）の規定による確定計算書三通の送付を受けたときは、オニ項からオ六項まで

五 もの  
オ一号に掲げる者が輸出す。  
き貨物の供給に関与すること  
なると認められる者であつて、  
通商産業大臣の承認を受けた

*The International Trade Public Bulletin*

昭和26年12月3日(月)(号外) 通商弘報 (才三種郵便物認可)

二 日本銀行は

別に整理して保管するものとす  
る。

日本銀行は、輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けた支払をし、または当該支払の原因となる行為または取引をするための許可の申請があつた場合において、当該申請者が別表オ三オ一号(渡航費)に掲げる費用の外國へ向けた支払にかかるときは、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連絡会の審議に同表オ五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外國へ向けた支払にかかるときは、日本銀行内に設ける海外支店等のうち、その他のときは逓船の如く、当該確認記録証と保管されているその写とを照合してその申請書を審査し、当該申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をするものとする。  
1 輸出振興外貨資金の額が左に掲げる額の範囲内であること。  
イ 別表オ一オ一号に掲げる者  
が別表オ四オ一類に掲げる貨物を輸出した場合には、  
つては、当該貨物の代金に  
百分の六を乗じて得た額

2  
輸出振興外貨資金の通貨の種類または特別決済勘定の叫名が、当該輸出によつて取得された外貨資金の通貨の種類または特別決済勘定の別(当該輸出貨物の決済が旧香港・日本清算勘定を通じて行われたものについては、当該輸出によるつて取得された外貨資金を同一であること。ただし、当該輸出によつて取得された外貨資金アメリカ合衆国通貨であつたものとみなす。)と同一であること。

3 輸出振興外貨資金は、別表  
オ一オ一号に掲げる者が貨物  
を輸出したことによつて取得  
した対外支払手段を銀行に完  
却し、その対価として内国支  
払手段を取得した場合(当該  
内国支払手段が特別預金勘定  
に関する政令(昭和二十五年  
政令オ百九十二号)の規定に  
もとづき、特別預金勘定に預  
け入れられる場合を除く)に  
かかるものであること。  
4 別表オ一オ二号からオ五号  
までに掲げる者が輸出振興外  
貨資金を使用しようとする場  
合には、これらの者にかかわ  
る同表オ一号に掲げる者が、  
当該輸出振興外貨資金を使用  
することについて、金銭その  
他の対価について契約し、ま  
たはこれを受領することなく  
承諾している場合であつて、  
その旨が確認記録証に記載さ  
れていること。  
5 許可の申請が、左に掲げる  
日(以下「起算日」という)か  
ら七箇月(昭和二十六年七月  
一日から同年十一月三十日ま  
での間に輸出によつて取得さ  
れた外貨資金にかかる申請

にござつてはが号の船の荷役  
を受けた日を起算日とし、そ  
の日から五箇月(月)内(以下「有  
効期間」といふ。)になされて  
いること。

イ、当該輸出にかかる決済  
が貨物を船積する前に行わ  
れるものについては、当該  
貨物の船積の日

ロ、当該輸出にかかる決済  
が貨物を船積した後に行わ  
れるものについては、輸出  
貨物の代金を決済するため  
の对外支払手段が銀行に買  
い取られた日

別表オ一オ一号に掲げる者  
が輸出振興外貨資金記録書に  
必要な事項を記録し、当該輸  
出にかかる起算日から十日  
以内(昭和二十六年七月一日  
から同年十二月九日までの間  
に輸出によつて取得された外  
貨資金にかかるものについて  
ては、同年十二月十日から昭  
和二十七年二月二十九日まで  
で)に、当該銀行に提出して  
その確認を受けてること。

7 別表オ三オ一号(渡航証)に  
掲げる費用の外国へ向けた支  
払にかかる場合は、当該  
渡航につき外務省内に設ける  
海外渡航審査運送会の承認を  
受け同表オ五号(支店・駐在員

8 別表オ三オ二号(代理店手数料)に掲げる費用の外因(外因)にかかる場合は、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営委員会の承認を受けていること。

9 輸出振興外貨資金の額が外國為替予算の範囲内であつて、かつ、当該申請が政令第二十二条各号の規定に該当しないこと。

(許可基準の特則)

1 日本国は前項の許可申請を受理した場合において、左に掲げる場合には、主務大臣に照会をしてその指示をまつものとする。

2 当該支払が標準決済方法に関する規則(昭和二十五年外國為替管理委員会規則第十五号)で定める標準決済方法によらないでされるとき。

3 当該輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国



輸出振興外貨資金記録書	
昨報号外所載「輸出振興外貨資金制度について」中の標記別紙様式第一を都合により本日ここに追加掲載致します。	
別紙様式第一(表)	
No. (Bank Symbol & No.)	CERTIFICATE OF FOREIGN EXCHANGE CREDIT FOR EXPORT PROMOTION
EXPORTER : (Name)	KIND OF CURRENCY :
(Address)	THE SUM OF
Export Declaration Bank Certificate No.:	EFFECTIVE ON : EXPIRES ON : Amount of Foreign Exchange Received : Retention %
Commodity Shipped : Request is hereby made for Bank Confirmation of the authorized foreign exchange credit as above mentioned.	CONFIRMED BY: (Foreign Exchange Bank)
Signature : (Title)	Signature : (Title)
Date : _____	Date : _____
別紙様式第一(裏)	
TRANSFER OF AUTHORIZED FOREIGN EXCHANGE CREDIT	
PARTICIPANT(S) IN EXPORT	BANK'S SIGNATURE
1	
2	
3	
(Cross out blank column)	
ASSIGNED TO : _____	THE SUM OF _____
We, the undersigned, hereby declare that the transfer is made without any compensation and full consent is given thereto.	
(ORIGINAL EXPORTER) Signature : (Title)	(ASSIGNEE) Signature : (Title)
Date : _____	Date : _____
CONFIRMED BY : (Strike out one) APPROVED BY : (MITI/Foreign Exchange Bank)	
REASON OF TRANSFER : _____	
Signature : (Title)	
Date : _____	

輸出振興外貨資金記録書	二六通出第75号	昭和二十六年十一月二十七日	通商産業省令第72号
輸出業者 聖徳社納富建設株式会社	承認済IE二三四四取 P R O - O - 一一五四六	輸出課 昭和二十六年十二月一日	外國為替管理令(昭和二十五年政令第203号)を実施するため、貿易関係為替管理規則の一部を改正する省令を次のように制定する。
商品名 銅板他	左記承認済IE二三四四は紛失再 輸出承認番号 昭和二十六年十月二十五日	(輸出課) 通商産業大臣 高橋龍太郎	昭和二十五年通商産業省令第59号の一部を次のように改正する。オ十条を削る。
			この省令は、公布の日から施行する。

海外引合情報	貿易關係為替管理規則の一部を改正する省令
— THE BANK OF TOKYO 宛のもの —	— 貿易關係為替管理規則(昭和二十五年通商産業省令第59号)の一部を次のように改正する。
南方公司 (Southern Company) 4, Birch Street, Jesselton, N. Borneo.	
輸入希望 : 建築資材、日用品 Herbert Zander & Co., S.A. P.O. Box 1291, Caracas, Venezuela.	
輸入希望 : Textile machinery and supplies, Building materials, China and earthenware, Decorated enamelware, Thermos bottles and jugs.	
Mr. Mario LENSI B. P. N° 264, Casablanca	
輸入希望 : 化学繊維、シャツ、リンネル、頭巾、靴下	
— カナダミツシヨン宛のもの —	
Superline Tanning Co., Ltd. P. O. Box 83, St. Sanveur, Quebec, Canada.	
取引希望 : Canadian selling organization, with excellent connection in Shoe and Slipper trade, is open to take agencies of leathers, shoe findings and shoe machinery. Custom cleanings and ware housing available.	
— 通商産業省宛のもの —	
崇成行 (Chong Seng Hang) 71, Telok Ayer Street, Singapore.	
代理店希望 : Safety matches manufacturers の代理店となりたい。	
A. M. Chatoo & Sons P. O. Box 225, Dar Es Saalaam, Tanganyika Territory.	
輸出希望 : Ivory, Hippo Teeth, Rhino Horns, Tortoise Shells, Colombo Roots.	

通産省金融保険課編

1952年版

## 貿易金融制度と実務

A5版、約200頁

価値一部 二五〇円(送料三〇円)

貿易金融に関する絶対の必携書として中央諸官庁金融機関、貿易界の推薦を受く  
法令、手続、その他、今年中に行われた関係改正事項をすべて網羅し、さらに通産省責任當局者による今後の制度改善の方向等解説を附して改訂再版せる限定版につき、至急直接発行所宛、小為替同封御申込み下さい。

東京都中央区日本橋二ノ二 加藤ビル四階

発行所 財政金融研究會

電話日本橋(24)〇六三三番

貿易關係為替管理規則の一部  
改正さる





